

サンボート高松総合整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告第4冊

高松城跡(西の丸町地区)II

第1分冊

2003.3

香川県教育委員会
財団法人香川県埋蔵文化財調査センター

序 文

高松港は、四国と本州を結ぶ宇高連絡船が発着することに象徴されるように、「四国の玄関」としての役割を果たしてきました。しかし昭和 63 年の瀬戸大橋開通により、港頭地区周辺に新たな都市機能が求められることになり、香川県の重要施策「サンポート高松事業」として再開発事業が現在も進行中です。

財団法人香川県埋蔵文化財調査センターでは、平成 7 年度から香川県教育委員会より受託し、事業地内の埋蔵文化財の発掘調査を行ってまいりました。また平成 11 年度からは出土遺物の整理作業を行い翌 12 年度から発掘調査報告書の刊行を開始しております。

このたび報告いたしますのは、平成 7・8 年度に発掘調査が行われた高松城跡（西の丸町 B 地区）についてであります。この地区は高松城跡の西外曲輪で、藩の上級家臣の屋敷地が所在したところにあたります。発掘調査では 6 面に及ぶ近世造構面と、これに伴う多量の遺物が検出され、近世武家屋敷の詳細な変遷と、編年の基準資料を得ることができました。また、下層では中世前期の港湾関連遺構も検出されました。中世の野原郷から近代の県都高松にいたる、都市の成立・発展過程が発掘資料で明らかにできたことは、重要な成果として注目されます。

本報告書によって、これらの成果が香川の中世・近世の歴史研究の資料として広く活用されるとともに、埋蔵文化財に対する理解と関心が一層深められる一助となれば幸いです。

最後になりましたが、発掘調査から整理・報告にいたるまでの間、サンポート高松推進局・サンポート高松推進事務所及び関係機関並びに地元関係各位には、多大な御理解と御協力をいただきました。ここに深く感謝の意を表しますとともに、今後ともよろしく御支援賜りますようお願い申し上げます。

平成 15 年 3 月

財団法人香川県埋蔵文化財調査センター

所長 小原 克己

例　　言

1. 本書は、サンポート高松総合整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告で、高松城跡（たかまつじょうあと）の報告を収録した。
2. 本書で報告する調査区は、平成7年度調査区と平成8年度調査区（8A区・8B区・8C区・8D区）であり、整理報告の単位として新規に「西の丸町B地区」と呼称する。
3. 本遺跡の所在地は、高松市西の丸町5である。
4. 発掘調査は、香川県教育委員会が香川県土木部サンポート高松推進局より委託を受け、香川県教育委員会を調査主体、財団法人香川県埋蔵文化財調査センターを調査担当者として実施した。
5. 発掘調査の期間及び担当者は以下のとおりである。
平成7年度：平成7年12月1日～平成8年3月31日　藤好史郎・中西　昇・東条貴美
平成8年度：平成8年4月1日～平成9年3月31日　藤好史郎・中村昭博・東条貴美（8B・8C・8D区）
　　濱松春水・佐藤竜馬・陶山仁美（8A・8C・8D区）
6. 本報告書の作成は、財団法人香川県埋蔵文化財調査センターが実施した。
　　本報告書の執筆・編集は佐藤竜馬が担当し、金原正明氏（奈良教育大学）、北野信彦氏（くらしき作陽大学）に自然科学分析・報告を依頼した。なお、CD編成と本文編・CD編の編集作業にあたって、真鍋昌宏、松本和彦の協力を得た。
7. 発掘調査・整理作業にあたり、下記の方々と関係諸機関の御教示・御協力を得た。記して謝意を表したい。
　　日下正剛・乗岡 実・大橋康二・難波洋三・藤原 学・木立雅朗・後藤宏樹・大林達夫・松田直則・
　　佐川正敏・上原真人・森村健一・野芝 勉・積山 洋・十河稔都・近藤康司・市村高男・伊藤裕偉・
　　角南總一郎・佐藤亜聖・豊田 基・安藤文良・川畑 聰・末光甲正・信里芳紀・乗松真也
　　四国城下町研究会・関西近世考古学研究会・香西寺・薬師寺・国分寺・志度寺・地元自治会
　　(順不同、敬称略)
8. 採用の一部に国土地理院1/25,000地形図「高松北部」「高松南部」を使用した。
9. 本報告書で用いる方位の北は、国土座標第IV系の北であり、標高はT.P.を基準としている。
また、遺構は下記の略号により表示している。
　　SA：権列（柱穴列・礎石列）・土塙　　SB：掘立柱建物・礎石建物　　SD：溝状遺構　　SE：井戸
　　SK：土坑　　SP：柱穴　　SX：性格不明遺構
なお、單基で検出され組み合わせが明確でない礎石については、「礎石●」と呼称した。
10. 国版編掲載の遺構図の縮尺は、基本的には以下のとおりである。
　　1/10 : SK (埋甕土坑)　　1/20 : SK (埋甕土坑・木組土坑)　　1/40 : SE, SA, SD, SX の一部
　　1/80 : SB, SA, SD, SX
また、図版編掲載の遺物図の縮尺は、以下のとおりである。
　　2/3 : 金属製品（古銭）、石製品（火打石・基石・砥石）
　　1/3 : 土器・陶磁器（碗・皿・杯・向付・焼塙壺・土鍤）、瓦、木製品、金属製品（古銭以外）、骨角製品
　　1/4 : 土器・陶磁器（鉢・擂鉢・鏡・釜・焰塔・火鉢・焜炉・壺・瓶・甕）、石製品（石鍤・石臼・不明製品）
11. 写真図版（添付CD）のビューワは、株式会社トリワークス (<http://www.kuraemon.com>)「藏衛門9」を使用して作成しました。

本文目次

第1章 調査の経緯・経過

第1節 発掘調査の経緯・経過.....	1
第2節 資料整理の経過.....	5

第2章 遺跡の立地と環境

第1節 地理的環境.....	7
第2節 中世以前の歴史環境.....	7
第3節 高松城・城下町.....	9
第4節 西外曲輪の屋敷地と拝領者.....	13

第3章 遺構

第1節 基本層序.....	18
第2節 第1面の遺構.....	22
第3節 第2面の遺構.....	33
第4節 第3面の遺構.....	36
第5節 第4面の遺構.....	42
第6節 第5面の遺構.....	45
第7節 第6面の遺構.....	52
第8節 第7面の遺構.....	64

第4章 遺物

第1節 土器・陶磁器.....	87
第2節 瓦.....	101
第3節 木製品.....	159
第4節 金属製品・骨角製品・石製品.....	163

第5章 自然科学的調査の成果

第1節 高松城跡における便所遺構の環境考古学分析（金原正明：奈良教育大学）.....	165
第2節 高松城城下町武家屋敷跡出土漆器資料の材質と製作技法（北野信彦：くらしき作陽大学）.....	175

第6章 まとめ

第1節 近世遺構面の年代.....	187
第2節 屋敷割の形態と空間構成.....	189
第3節 近世在地土器の検討.....	204
第4節 出土瓦の検討.....	214
第5節 中世礎敷き遺構と野原郷.....	236
第6節 監獄署における窯業生産.....	240

挿図目次

第1図 高松城跡周辺の調査実績	2	第14図 第6面・古～第5面における主要遺構と地割の状況	192
第2図 西の丸町B地区の調査区割	5	第15図 第4面～第2面における主要遺構と地割線の状況	195
第3図 高松城西外曲輪の変遷	15	第16図 第1面における主要遺構と地割線の状況	196
第4図 SBb04(古)・(新)模式図	24		
第5図 第3・4面石組溝の変遷	43		
第6図 高松城跡における寄生虫卵ダイアグラム	167～168		
第7図 高松城跡における花粉ダイアグラム	167～168	第17図 「高松城下図屏風」平面図	199
第8図 近世以降の漆器(挽き物類)の木取り方法	180	第18図 近世土器の変遷(1)	205～206
第9図 漆塗り構造の分類	180	第19図 近世土器の変遷(2)	211～212
第10図 電子線マイクロアナライザ(EPMA)分析結果	181～182	第20図 軒丸瓦の変遷(1)	221～222
第11図 年代別の荷絵粉材料の変遷(集計例)	181～182	第21図 軒丸瓦の変遷(2)	223～224
第12図 本資料を含む各遺跡出土漆器資料の組成(集計例)	181～182	第22図 軒平瓦の変遷(1)	225～226
第13図 「街路」屈曲部と内堀との関係	190	第23図 軒平瓦の変遷(2)	227～228
		第24図 讀経地方における近世瓦の地域色	232
		第25図 高松城跡出土の「江戸式」瓦	235
		第26図 中世野原郡と中世遺跡	239
		第27図 想定される窓詰め形態	242
		第28図 楠窓の間仕切り材	245

写真目次

写真1 SBb04 磨石断面	23	写真14 SKb11	51
写真2 SKb34 挖り方(式台基礎)	26	写真15 SBB41-2 上面柱痕	53
写真3 SKb09	26	写真16 SKb250 遺物出土状況	63
写真4 SDb04・SDb30 交差部	29	写真17 SKb255 土層	63
写真5 SKb01 遺物出土状況	32	写真18 SKb255 木腐出土状況	63
写真6 SKb88	40	写真19 SXb16 織敷き	64
写真7 SKb88 織木出土状況	40	写真20 SXb16 織敷き	65
写真8 SXb07・08	41	写真21 SXb16 木組み	65
写真9 SDb30 底板検出状況	44	写真22 SPB807	65
写真10 SBB30・SXb09	46	写真23 高松城跡の花粉・寄生虫卵	173
写真11 SDb66・67	49	写真24 高松城跡の種実	174
写真12 SDb66・67 土層断面	49	写真25 代表的な樹種の顕微鏡写真	183
写真13 SKb118 瓦出土状況	50	写真26 漆器塗膜面の塗り構造	184

表目次

第1表 高松城跡周辺の調査実績	3	第13表 軒瓦観察表(11)	155～156
第2表 SXb16 出土遺物一覧	97	第14表 軒瓦観察表(12)	157～158
第3表 軒瓦観察表(1)	135～136	第15表 高松城跡における寄生虫卵分析結果	167～168
第4表 軒瓦観察表(2)	137～138		
第5表 軒瓦観察表(3)	139～140	第16表 高松城跡における花粉分析結果	170
第6表 軒瓦観察表(4)	141～142	第17表 高松城跡における種実同定結果	171
第7表 軒瓦観察表(5)	143～144	第18表 試料一覧	177～178
第8表 軒瓦観察表(6)	145～146	第19表 ろくろ挽き物の用材分類一覧表	180
第9表 軒瓦観察表(7)	147～148	第20表 主要丸瓦出土層位一覧	230
第10表 軒瓦観察表(8)	149～150	第21表 西の丸町B地区出土瓦を中心とした同範・同文関係	234
第11表 軒瓦観察表(9)	151～152		
第12表 軒瓦観察表(10)	153～154		

第1章 調査の経緯・経過

第1節 発掘調査の経緯・経過

1. 調査に至る経緯

事業概要と事前協議 サンポート高松整備事業（平成10年度まで高松港頭地区総合整備事業）は、平成5年度に土地区画整備事業の事業計画が作成され、開発範囲がほぼ確定した。これを承けて、香川県教育委員会事務局文化行政課では平成7年度より開発予定範囲内における埋蔵文化財の取り扱いについて、高松港頭開発局（現・サンポート高松推進局）と協議を行った。

対象地は国指定史跡・高松城跡の西側隣接地ではあるが、近代の高松築港事業を契機とする港湾の造成や街区の改変が著しく、旧状がわかりにくい状況にあった。このためまず、近世の城下絵図や近代の地図を参考にして、近世段階での陸地と海域を現地比定する作業から始めた。事業対象範囲約28haのうち、明確な海域と考えられたのは約19haであり、この範囲については文化財保護法にもとづく事前の保護措置は不要と判断した。残り約9haについては、陸地部と海岸線と推定されたため、試掘調査を行いより正確な位置を確定させることにした。

以上の方針で高松港頭開発局と協議し、事業の大幅な変更は困難であることから、基本的には記録保存で対応することで合意した。そして具体的な事業範囲・工程が決定した箇所について、文化行政課が順次個別に試掘調査を行うことになった。

試掘調査 平成7年9月11日には、JR線路南側の土地区画整理事業対象地について、県道浜ノ町栗林公園線より東側に1箇所（1トレンチ）、西側に2箇所のトレンチ（2・3トレンチ）を設定し、試掘調査を行った。1トレンチでは礎石・溝を検出し、近世の屋敷地が遺存していることが確認された。2・3トレンチ周辺は城下西側に造営された舟入が想定される場所であり、2トレンチで舟入内の堆積層の可能性がある砂層が検出され、大型の石材や瓦片を含んでいたが、明瞭な遺構として把握するには至らなかった。3トレンチでは、近代遺物が少量出土したのみであった。以上の結果から、県道浜ノ町栗林公園線の東側については事前の保護措置が必要と判断され、平成7～9年度に財団法人香川県埋蔵文化財調査センター（以下、「埋文センター」）が担当して発掘調査を実施した（西の丸町B地区とC地区の一部）。県道西側については、保

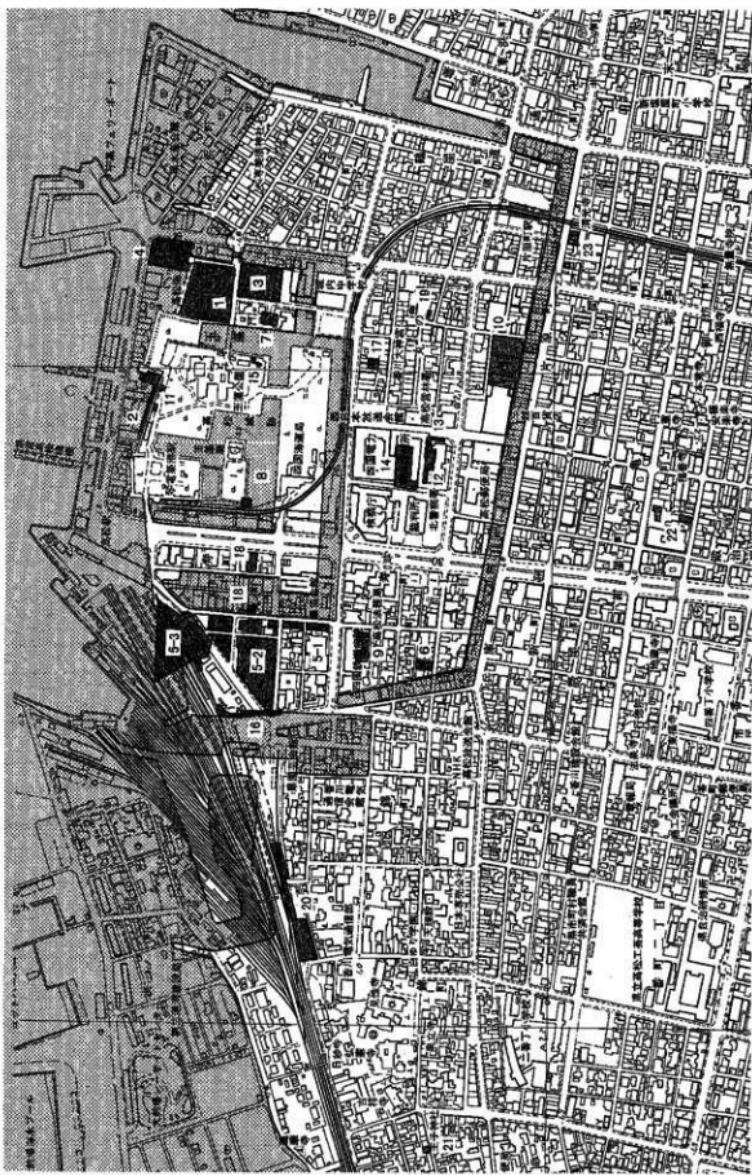
護措置が不要と判断された。

平成9年度には新高松駅舎前の地下駐車場の施工範囲が決定したのを承けて、平成9年9月10日に事業範囲の南半部、平成10年3月5日に事業範囲の北半部の試掘調査を行った。南半部では、18～19世紀と考えられる遺構面（平成7・8年調査区の第1遺構面・第1整地面に対応すると認識されていた）で礎石・柱穴・土坑などが検出され、近世遺構の遺存が確認された。また北半部では、近代の突堤や浚渫による整地層が検出され、近世段階には海であったことが明確になった。このため、地下駐車場予定地内の北半部は事前の保護措置は不要と判断され、南半部は保護措置が必要と判断されたが、中央部については軌道の未撤去などの制約から試掘が実施できず、次年度に試掘を行うことになった。

平成10年度には新駅舎建設と、駅前から浜街道に南北に延びる街路拡幅、西半部の土地区画整理について、埋蔵文化財の取り扱いの協議が行われた。これを承けて同年7月30・31日、8月3・5日、9月21～22日にこれらの事業地と地下駐車場予定地中央部について試掘調査が行われた。その結果、新駅舎と地下駐車場部分では、近世の海岸線を推定するための有益なデータが得られ、平成9年度から持ち越されてきた保護措置の必要な範囲がほぼ固まった。また街路拡幅部では、複数の遺構面が確認され、近世海岸線以南について保護措置が必要と判断された。これらの範囲は、平成11～12年度に埋文センターが調査主体になり発掘調査が実施された（西の丸町A・C地区）。さらに西半部の土地区画整理事業地では、JR軌道の南側で中世～近世の遺構面が確認され、事前の保護措置が必要と判断された。この範囲については高松城外堀よりも外側に位置するため、「浜ノ町遺跡」と命名され、平成11～13年度に埋文センターを調査主体とした発掘調査が実施された。

2. 発掘調査

以下ではB地区の経過のみ記す。A地区・C地区ならびに浜ノ町遺跡の経過については、各報告書を参照されたい。B地区は、土地区画整理事業に伴い平成7・8年度に発掘調査された調査区であり、発掘成果の一部については『高松港頭地区土地区画整理事業埋蔵文化財調査概報』として各年度毎に公表している。所在地は高松市西の丸町である。



第1図 高松城跡周辺の調査実績 (S=1/15,000)

番号	調査区名	施設内・施設外の位置	施設内因	調査主体	調査期間	調査担当
1	高松城ホール施設	馬ノ丸（米蔵丸）	高松ホール建設	埋文センター	1985.4.1～1986.5.31	6,047
2	外曲輪	馬ノ丸	土屋本部整備事業	市教委	1986.5.14～1986.6.5	545
3-1	埋蔵遺跡	馬ノ丸（米蔵丸・作事丸）	高松城跡史跡整備事業	埋文センター	1994.4.18～1994.6.30	1,069
3-2	埋蔵遺跡	馬ノ丸（米蔵丸・作事丸）	高松城跡史跡整備事業	埋文センター	1995.4.1～1996.3.31	5,069
4	グラウンドホール施設	馬ノ丸	高松ホールグラウンドホール施設	市教委	1995.3.7～1995.3.31	225
5-1	西の丸A地区	外曲輪	サンボート高松監修事業	埋文センター	1989.4.1～1998.6.23	679
5-2	西の丸B地区	外曲輪	サンボート高松監修事業	埋文センター	1985.12.1～1997.3.31	4,539
5-3	西の丸C地区	外曲輪	サンボート高松監修事業	埋文センター	1997.6.5～1997.7.25	10,053
6	外曲輪	馬ノ丸（米蔵丸・作事丸）	高松城跡史跡整備事業	市教委	1995.4.1～2006.3.31	47
7	外曲輪	馬ノ丸（作事丸）	香川県公会堂アリヤ八合館建設	市教委	1997.11.17～1997.12.26	502
8-1	東丸第九櫓	馬ノ丸	高松公園監修事業	市教委	1997.12.3	4
8-2	木下丸久櫓	木下丸	木下公園監修事業	市教委	1999.10.25～11.26	179
9	高松北城址地区	外曲輪	高松北城跡復興建設	埋文センター	1995.6.1～1995.6.30	1,055
10	高松北城址地区	外曲輪	高松北城跡監修事業	市教委	1998.5.16	1
11	高松北城址地区	外曲輪	高松北城跡監修事業	市教委	1998.7.1～1998.8.31	11
12	五ノ内西地区	外曲輪	高松城跡史跡整備事業	埋文センター	2001.4.1～9.30	1,161
13	高松城跡史跡整備事業	外曲輪	高松城跡史跡整備事業	市教委	2002.2.1～3.25	69
14	高松城跡史跡整備事業	外曲輪	高松城跡史跡整備事業	市教委	2002.4.15～5.31	970
15	高松城跡史跡整備事業	外曲輪	高松城跡史跡整備事業	市教委	2002.10.7～10.10	12
16	高松城跡史跡整備事業	外曲輪	高松城跡史跡整備事業	市教委	2002.10.16～10.30	12
17	高松城跡史跡整備事業	外曲輪	高松城跡史跡整備事業	市教委	2002.11.24～12.25	12
18	高松城跡史跡整備事業	外曲輪・中堀	高松城跡史跡整備事業	市教委	2002.12.26～2003.3.31	1,889
19	外曲輪	中堀	高松城跡史跡整備事業	市教委	2002.12.17	1
20	浜ノ町遺跡	城下町（武家地）	サンボート高松監修事業	埋文センター	2000.4.1～11.30	4,992
21	浜ノ町遺跡	城下町（町人地）	市都計画沿道丘陵町西通町連携改	市教委	2001.10.1～2002.3.31	93
22	浜ノ町遺跡	城下町（町人地）	市立浜ノ町歴史館	市教委	1985.10.15～11.22	162
23	浜ノ町遺跡	浜ノ町（町人地）	片原町駅第4街区第1種街頭西側駐車場	市教委	2002.6.15～7.22	24
			高松城跡監修	市教委	2002.7.23～2003.3.31	39,315

第1表 高松城跡周辺の調査実績

調査の体制 平成7・8年度の発掘調査体制は、以

下のとおりである。

香川県教育委員会事務局文化行政課

総括 課長	高木 尚（～H7.10.23）	調査技術員	東条貴美（H7・8担当）
	藤原草夫（H7.10.24～）		陶山仁美（H8 担当）
課長補佐	高木一義		
	北原和利		
副主幹	渡部明夫		
総務 係長	山崎 隆		
主査	星加宏明		
主任主事	高倉秀子（～H8.5.31）		
主事	打越和美（H8.6.1～）		
埋蔵文化財 文化財専門員	木下晴一（H8.4.1～）		
主任技師	森下英治（～H8.3.31）		
技師	塩崎誠司		

財団法人香川県埋蔵文化財調査センター

総括 所長	大森忠彦		
次長	真鍋隆幸（～H8.3.31）		
	小野善範（H8.4.1～）		
総務 参事	別枝義昭		
係長	前田和也		
主任主事	西川 大		
主事	佐々木隆司（H8.4.1～）		
調査 参事	糸木末夫（～H8.3.31）		
	近藤和史（H8.4.1～）		
主任文化財専門員	廣瀬常雄		
係長	藤好史郎（H7・8担当）		
文化財専門員	中西 畏（H7 担当）		

平成7年度調査の経過 初回、平成7年度における高松港頭土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査は、同事業の一環として計画されていたJ.R.貨物操車場予定地（高松市鬼無町・香西西町）を行なう予定であった。しかし、諸般の事情で操車場予定地の年内調査着手が困難な状況であり、高松港頭開発局の要請もあったため、文化行政課が保護措置が必要と判断した高松駅南の土地区画整理事業地内の都市計画道路部分900m²を先行して発掘調査することになった。

調査期間は平成7年12月1日～平成8年3月31日であり、埋文センターの直営方式で実施された。事務所設置・機材搬入などの準備を整え、実際に作業員の就労を開始したのは12月11日のことであり、年末も押し迫った時期の調査着手となった。調査区周辺は、ビルの密集する文字通りの市街地であり、既に平成6～7年度に県歴史博物館建設予定地での発掘調査（工事請負）を実施していたとはいえ、埋文センター直営による市街地での調査は初めての経験であった。このため、周辺対策に細心の注意を払い、①埃の飛散防止と防音を目的とした調査区周囲の金属板フェンスの設置、②空中写真撮影・測量へのラジコンヘリの導入、などにより衛生・騒音面の軽減化を図った。また残土の場外搬出の際にガードマンを配置するなど、交通安全

全の確保にも注意を払った。

発掘調査の進捗に伴い、遺構面が当初の想定を上回る4面であることが明確になってきたことから、遺構検出や実測作業にかなりの難渋を來した。また遺構面を掘り込む遺構は、人為的な整地層に掘り込みがあるため、識別が困難であり不明な点を残した。それでも3月には最下面の第3整地面（遺構面呼称については第3章第1節参照）遺構の調査を概ね終えることができた。そして、各遺構面での遺構の遺存状況が良好で層位的な発掘調査による武家屋敷の変遷が明確に提示できること、また高松藩大老久保家の家紋瓦の出土により近世絵図との対応関係の手掛かりが得られたことなど、多大な成果を挙げることができた。

平成8年度調査の経過 平成8年4月1日～平成9年3月31日の期間で、平成7年度調査の南側3,639㎡を対象に実施された。この年度も直営方式である。

前年度の調査により4面の遺構面が確認され、調査延べ面積が15,000㎡ 前後に及ぶことが見込まれたため、4～7月は現場担当を2班体制にし、9月以降は1班とする予定であったが、遺構密度が想定以上に高いことやJR貨物操車場の調査着手が延期されたことから、11月まで2班体制で調査が行われた。

調査の進捗にしたがい、4面と捉えられていた近世遺構面は、整地土の観察や検出遺構との対応関係の検討から、さらに6面に細分できることがわかつた。遺構面は上層の一部はビル基礎や埋設物により搅乱されていたが、全体としてはかなり良好な遺存状況であった。また上位遺構面の搅乱が錯綜する箇所では、搅乱と遺構面（整地層）、遺構埋土がよく似た土質・土色である場合がままられ、識別が困難で遺構検出の障壁となつた。石組み溝の石組みや礎石本体は容易に検出できても、それらを据えた掘り方がみえない、ということもししばしばであった。遺構内の構造物を残し、周囲を掘り下げて調査を進めるという方法も考慮の内に入れたが、遺構面との層位的な関係（どの面を構築面とするのか）や遺構相互の切り合い関係、あるいは取り上げ遺物の扱い（整地層の遺物が遺構内遺物か）という基本認識に関わる情報を見過ぎてしまう結果につながると考え、そのような調査方法は採らなかつた。このため当初は同一調査区の同一遺構面の検出・調査に3ヶ月近くも要するというロスも生じたが、一旦土層に対する認識が定着した後は、遺構検出も比較的容易になり、結果として当初の遅れを取り戻し効率的な調査を行うことができた。また、複数遺構面にわたる同一遺構の継続使用や部分的な補修についても、ある程度明確にすることことができた。ただしそれでもな

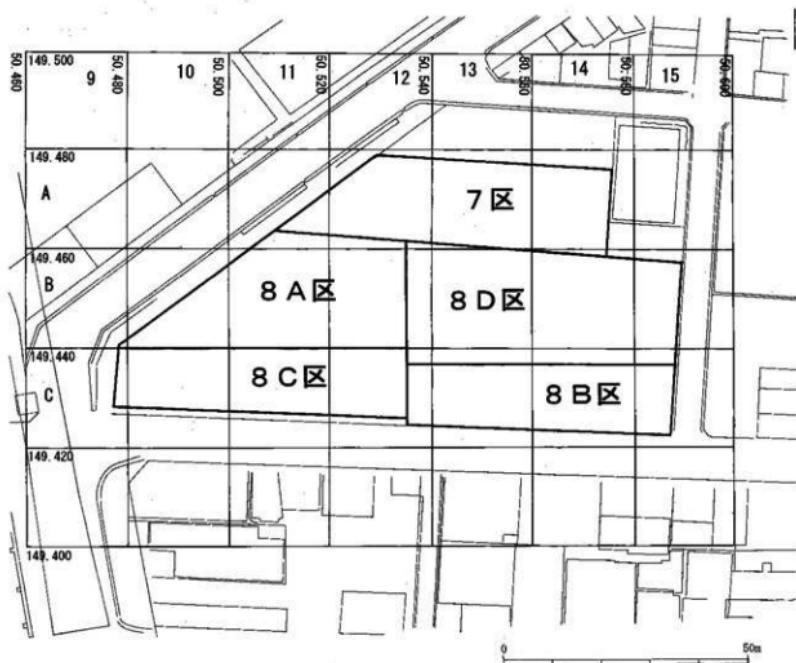
お、全ての遺構を検出することは困難であり、本来は上位遺構面に伴う遺構を下位の遺構面で検出することがあった。

調査も中盤を過ぎた12月、8C区の最下層遺構面（第3整地面）を検出中に、遺構面に含まれる多量の礫の存在に気付いた。第3整地面はシルト層であり、明らかに限定された範囲にイレギュラーなかたちで含まれる礫層の存在は異様であった。礫層を精査すると間もなく、多量の中世土器が出土した。また直近で中世須恵器を伴う埋蔵土坑も検出された。このことで、6面の近世遺構面の下に中世前期の遺構面が存在することが明確になった。

以上のように延べ実掘面積も増加し、追われるような発掘調査であったが、高松港頭開発局や高松港頭開発事務所、さらに地元関係者の多大な理解と協力により、調査を終了することができた。前年度の調査と併せ、武家屋敷の変遷が層位的所見にもとづき明示できたこと、高松築城をはるかに先行する中世遺構が検出できたこと、「元和拾年（1624）」銘木簡の出土により武家屋敷の木材調達の一端がみえ、また近世初頭の土器・陶磁器様相の基準資料が得られたこと、さらにも明治期監獄署関係の焼物生産資料の出土など、多くの成果を挙げることができた。

調査区割とグリッド設定 発掘調査区は、平成7年度調査区は「7区」、平成8年度調査区は4分割して「8A区」「8B区」「8C区」「8D区」と呼称した。またこれとは別に、遺物取り上げの便宜を圖るために、国土地標第IV系に依拠して全体を20mメッシュのグリッドに区分した。グリッド名は、東西方向を北から「A～C」に、南北方向を西から「10～15」として、それらが交差する1つのグリッドを「A-10グリッド」と呼称することにした。20mグリッドは、四国横断自動車道など平野部中心の大規模発掘調査で採用されてきたが、高松城跡（西の丸町地区）の発掘調査では、必ずしも有効な単位とはなり得なかつた。

最大の理由は、遺構検出作業あるいは搅乱の掘削に伴い出土した多量の遺物が、本来どの遺構（整地層）に伴うものなのか判断するには、20mグリッドでは粗過ぎるからである。出土遺物のより有効な資料化のためには、細かな単位のグリッド（1m・2m・4m・5mなど）が必要であり、この点がB地区出土遺物を「遺跡論」にフィードバックする際に、一定の限界を与えることになってしまったことは否めない。



第2図 西の丸町B地区の調査区割

第2節 資料整理の経過

資料整理の体制 平成12・13年度に行われた整理作業の体制は、以下のとおりである。

香川県教育委員会事務局文化行政課

総括 係長	小原克己（～H13.3.31）	総括 所長	菅原良弘（～H12.10.31）
	北原和利（H13.4.1～）	次長	小原克己（H12.11.1～）
課長補佐	小国史郎	総務 副主幹	川原裕章
副主幹	廣瀬常雄（～H13.3.31）	副主幹兼係長	大西誠治
	大山廣充（H13.4.1～）	係長	六車正憲（～H13.3.31）
総務 係長	中村慎伸	主任主事	多田敏弘（H13.4.1～）
主査	三宅陽子（～H13.3.31）	調査 主任文化財専門員	高木康晴
主任	亀田幸一		大山廣充（～H13.3.31）
埋蔵文化財 係長	西岡達哉		真鍋昌宏（H13.4.1～）
文化財専門員	森 格也（～H13.3.31）	文化財専門員	片桐孝浩
	古野徳久（H13.4.1～）		木下晴一
	宮崎哲治	整理員	佐藤竜馬
		整理補助員	山下登志子
			岡野雅子
			佐々木博子

整理作業員

野村恵美
岡本基公美
渡辺美穂
松下美抄穂
山田昌代
陶山仁美
福毛涼子

研究者に公開し、様相区分の妥当性を確認した（栗松・佐藤 2000）。またその成果の一部は平成 12 年度の概報に示した（佐藤 2001a）。

第 5 面以降については、実測資料の抽出作業を通じてまとまった資料の存否を確認し、④第 3 面廃絶に伴う整地層への一括廃棄（8 A 区 II 層）、⑤火災による第 2 面廃絶に伴う土坑廃棄資料（SKb06・SKb63）、⑥第 1 面近世構造廃絶時の資料（SDb04）、⑦明治期の香川県監獄署に伴う資料（SKb01-02）の順の変遷を確認した。また平成 13 年度に開始した西の丸町 C 地区の整理作業（松本 2003）との突き合わせを行い、③・④の間と④・⑤の間に埋める資料の存在が指摘できた。この作業は第 6 面の①～③も含め、西の丸町地区の発掘調査担当者や関係者で 10 回検討会を行い、「様相 1～9」として明確化していった（松本・佐藤 2001、松本 2002a）。

その最終的な成果は、「編年案」として今回の報告なし西の丸町 C 地区の報告で提示されるべきであったが、在地土器の系譜的把握や陶磁器組成の地点偏差、あるいは様相 7 の年代的評価などの問題を残すことになった。様相区分の詳細は、西の丸町 C 地区の報告書（松本 2003）を参照されたい。各様相の評価を踏まえた「様式」としての編年案の作成は、今後の課題である。

作業内容 以下の作業を行った。①出土遺物の注記、②接合・石膏復元、③破片数カウント（主要遺構のみ）と様相把握の基準資料の抽出、④瓦の分類・整理、⑤監獄署関係遺物の分類・整理、⑥実測、⑦遺構の所属面の検討、⑧遺構・遺物図のトレース、⑨原稿執筆・編集、⑩類例調査、⑪トイレ構内土壤分析・出土漆器分析の依頼、遺物写真・遺物保存処理、⑫遺物の収納と台帳作成。以下、いくつかの作業内容について記す。

遺物注記 出土した遺物量が 28 箱入りコンテナに換算して、1,200 箱と多かったため、原則的に全ての遺物を対象に行う必要のある注記作業には、かなりの期間を要することが予想された。従来の整理作業員による手書き注記実績を踏まえると、6 ヶ月を超える期間を遺物注記に充てる必要があり、その後に行われる遺物実測の期間・作業量に大きく影響することが確実であった。このため、ジェットマーカーを導入して注記作業の効率化を図り、3 ヶ月で終了させることができた。

出土土器・陶磁器の様相把握 8 B 区 SKb255（調査時 SD8B17）より出土した「元和拾年（1624：寛永元年）」銘木簡の存在により、共伴土器・陶磁器の年代推定が可能な状況になった。同時に、近世遺構面が 6 面に及ぶため、前後の時期との異同を明確化することが可能であるとの展望があった。近世初頭から幕末に至る「高松城編年」を提示することで、当該調査区にとどまらず、高松城・城下や近郊農村部での年代指標の根拠が得られることになり、発掘資料による地域史の構築に繋がる、と考えたのである。

作業はまず肥前系陶器の形態・技法、肥前系磁器の存否、中国産磁器の存在形態に注目して、その上で在地産の土師質土器皿の変遷による「跡付け」を行った。そして第 6 面出土資料の様相を① SKb255、② SKb255 より古い様相をもつ資料（SKb192、東ノ丸跡歴博地区第 4 整構面上層）、③ SKb255 より古い様相をもつ資料（SKb178）の 3 者に分類した。これらの資料は、平成 12 年 4 月 23 日に関西地方を中心とした近世考古学の

出土瓦の分類・整理 瓦は極めて多量に出土しており、しかも陶磁器以上に継続使用がなされるため、どのようなかたちで整理し報告するのかが当初の課題であった。具体的には、①遺構の時期や性格に関する個体や遺存状況の良好な個体を無作為に抽出し報告する、②特定の遺構・整地層に伴うまとまった資料群に限って悉皆的な資料化を行い報告する、③原則全ての資料を対象にして分類可能な個体を抽出し、それらを分類・整理して報告する、の 3 つの方法が考えられた。結果としては、6 面に及ぶ近世遺構面の遺存例は今後も少ないと考え、層位別の状況を提示しておくことが重要と認識したため、③の方法を探すこととした。

作業は平成 12 年 7 月より始め、平成 14 年 3 月まで断続的に行った。分類は軒瓦については同范関係を念頭に置き、平・丸瓦については法量と手法に依拠して行った。しかし遺存状況の悪い個体については、特に軒丸瓦で同范か否かの判別に苦しむものもあり、今後の類例の増加で別分類としたものの中に同范が存在する可能性は排除できない。分類作業は、主に整理補助員佐々木博子と佐藤が担当し、適宜他の整理作業員の補助を得て行った。また分類毎の出土地点・層位を台帳化し、分類単位でコンテナに収納した。

第2章 遺跡の立地と環境

第1節 地理的環境

高松市は、合併の繰り返された現在でこそ、広大な市域を有するが、その中核機能を担う「旧市街地」とでもいべき都市領域は、近世高松城下を直接の母胎とするものであった。

旧市街地は、讃岐平野を構成する高松平野が瀬戸内海に突き出した地点にある。帯状に連続する港湾施設によって、県外と県内の流通・人的移動を媒介する機能を有しており、瀬戸大橋開通前の宇高連絡船時代に喧伝された「四国の玄関」という言葉は、東京・大阪・岡山あるいはこれら本州都市との個別の対外関係を地域内における対抗関係に転化させる、高松の存立基盤を端的に表すイメージを内包していた。しかしそのような都市機能には、多くの場合首都圏への経済活動のための拠点としての役割が期待・優先されており、高松ないしそれを囲む地域の自律的な基盤を喪失させかねないものであった。同時に鉄道・道路網の整備によって、高松自身がそれを促す前提を整えていった。今や膨張した「高松圏」の外縁に造られた高松空港・瀬戸大橋がその機能を担っている。近代以降に都市・高松が迎えた対外的機能（専ら東京に向けられた）と、微妙に屈折した「東京人」あるいは「中央」への視線は、決して無関係ではなかろう。

さて、近代高松の地形環境（第26図参照）は、近世城下町や周辺の陸地造成（干拓）によって整えられたが、より本源的には高松平野を流れる河川と、潮流による海浜部地形の形成を出発点としている。高橋学氏作成の地形分類図（高橋1992）によると、高松市街地と近郊部は扇状地の末端に形成された三角州帶であり、香東川の旧河道と砂堆が認められる。旧河道C1は、より東側の旧河道A・Bが弥生後期から古代にかけて次第に河道としての機能を喪失したのに対し、近世初頭（寛永期）までは香東川の主要な流路（群）として存在した。それは、①石清尾山麓を巡って西浜に至る流路群（旧河道C1：現在の摺鉢谷川に平行）と、②石清尾山南麓から上福岡に至る流路群（旧河道C2：現在の御坊川に平行）に細別できる。高松市街地は、この2つの流路群に挟まれた地域である。市街地での旧地形復元は困難であるが、①現在までのところ高松城・城下の発掘で旧河道は検出されていないこと、②石清尾山東麓（栗林公園付近）と高松城本丸を結ぶライン（近世城下の大手筋にほぼ該当）はその両側により高く、近世絵図にもそのことを示す記載があること、

の2点から、旧河道C1・C2の間は微高地状を呈した、比較的安定した土地の可能性がある。そこで旧河道C1・C2に挟まれた地域を「微高地A」と仮称する。微高地Aの海浜部には、現在のJR軌道とほぼ同位置・同方向の砂堆がある。発掘成果を考慮すると、この砂堆は現・高松駅付近で最も海側に突出するとみられ、やや南に湾曲して東ノ丸北半へと連続するようである。東ノ丸県民ホール地区や浜ノ町遺跡の発掘では、この砂堆は中世を通じて堆積が進んだことを窺わせるデータが得られている。また『高松城下図屏風』では、城下東側（東浜）の湾入する海域に小舟の接岸する砂堆が描写されている。この砂堆を利用して土手（八丁土手）が築かれ、周辺の干拓が行われた。

では、微高地Aの形成時期はいつ頃であろうか。西の丸町地区・浜ノ町遺跡・家栽地区では11世紀後半～14世紀初頭の構造・遺物が検出されており、既に中世前半には安定した地盤にあったことが想定可能である。ただし古代以前の構造は未見で、またしばしば出土する弥生時代～古代前半の遺物も大半が摩滅している。さらに西の丸町B地区では、中世前期構造面（第7面）下部の礫層から摩滅した7世紀前半の須恵器が出土しており、古代前半以降に基盤礫層が堆積したことが窺える。最も標高が高く安定していたとみられる大手筋周辺での状況がなお明瞭でないが、微高地Aが面的に安定し始めるのは、古代末～中世初頭と捉えておくのが妥当であろう。

この時期は、高松・丸亀平野では高橋学氏のいう「完新世段丘」の形成が進み、香東川旧河道A・Bの堆積が進行し旧河道Cに流路の集中傾向がみられる時期である。このことにより、多量の土砂が旧河道C河口部に供給され、基盤礫層が堆積し、その後に礫層を覆うように砂・シルト層による表層が形成され、居住可能な土地条件が整えられたと推測される。

第2節 中世以前の歴史環境

1. 古代以前

第1節で記述したように、高松市街地（=高松城下）で古代以前に遡る遺跡は認められない。推測した微高地Aの形成過程を考慮すると、古代以前の海岸線はより南側で、石清尾山東麓の栗林町一今里町一松崎町一木太町（林道付近）を想定せざるを得ない。

古代以前の歴史事象として早くから注目されてきたのが、石清尾山古墳群の形成である。臨海性の山塊頂

部という立地とともに、前方後円墳・双方中円墳を中心とした群構成が注目され、瀬戸内海を意識し、海上交通に關与した勢力の存在が指摘されている。しかし①群中最古の積石塚群（鶴尾神社古墳群）が、石清尾山南麓を跨る位置にあり、②南麓地域に上天神遺跡など弥生後期の大規模集落がみられること、また③特徴的な精製品である「下川津B類土器」の生産地がやはり南麓付近に求められることから、石清尾山古墳群の造営主体が当初から海上交通を存立基盤としていたかは、検討の余地があるといえる。ただ一方で、上天神遺跡で指摘されたB類土器成立期（弥生後期初頭）における「畿内系土器」の搬入なし影響（大久保1995）という現象、また逆に他地域へのB類土器の搬出という事象は、石清尾山南麓が何らかのかたちで他地域（讃岐以外・畿内）との繋がりを保持していたことをよく示している。その意味で、内陸の上天神遺跡を地域内でのように位置付け得るのが、弥生後期～古墳前期の地域構造を考える際のポイントとなろう。

古代には、海岸線に程近い木太中村遺跡・木太本村II遺跡・松綱下所遺跡などの遺跡群の動向が注目される。いずれも断片的ではあるが、①条里型地割に平行して南北方向に延びる7世紀後半～8世紀初頭の道路状遺構（松綱下所遺跡）、②8世紀後半の井戸（木太本村II遺跡）、③8世紀前半の堅穴住居の可能性がある2基の遺構（木太中村遺跡）などが検出されている。より東方の小山・南谷遺跡を含め、これらは海浜部かそれに近い地域の遺跡であり、南海道に接した内陸部の遺跡（空港跡地遺跡・前田東・中村遺跡など。郡衙も南海道沿いか）。あるいは古代山城の屋島城との関わりが問題となる。

令制下では、高松市街地は香川郡野原郷に属していたと考えられる。

2. 中世

高松城下周辺の中世遺跡については、本調査区の成果も踏まえつつ、第6章でまとめたい。ここでは文献史料の知見を主に、高松城下以前の状況を概観する。

野原郷 築城直前の高松については、『南海通記』卷之廿の記述が有名である。西側と東側に海が湾入しており、その間の砂州（陸地）が海に向かって突き出す様子が、あたかも一筋の矢のようであり、そのため「笠原」郷と呼称された、というのである。また「笠原」郷内には、西浜・東浜という漁村があったという。これらから、「笠原」郷が後の高松城下に相当することが窺えるが、「笠原」という郷名は『和名抄』はもとより、

中世文書や寛永国絵図にはみえず、『南海通記』も他の卷で相当する地域を「野原」郷と呼称している。したがって、地域の呼称としては「野原」郷が一般的であったと考えられる。西浜・東浜の地域単位は、15世紀の「京都北野社一切經奥書」に野原西浜に極楽寺という寺が存在したことがみえることから、遅くとも中世後半には形成されていたと推測される。

野原庄 広徳3年（1080）、白河天皇の退位に伴い、野原郷内の勤旨田が立券されて野原庄が成立した。後に妙法院門跡領となった。その庄域は康治2年（1143）の太政官牒案（『安楽寺院古文書』）によると、東西南北ともに条里坪付で記されており、東・西・北は野原郷内で、南は坂田郷に及ぶことが分かる。なお、『昭慶門院御領目録案』（嘉元4年：1306）には、野原郷が知行地としてみえるため、郷内全体が立庄されたのではないことが分かる。

なお、近世に野原郷総鎮守として整備される石清尾八幡は、野原庄内に位置していると考えられる。その創始は延喜18年（918）に遡ると伝えられるが、中世の実態はよく分かっていない。しかし院政權と石清水八幡神人が密接な関係にあること、また東讃地方を中心とした港付近に11～12世紀に石清水八幡の庄園が分布し、寺社領としては讃岐最多であることから、石清尾山八幡の成立が野原庄の立庄と何らかの関係があると思われる。

港としての野原 『兵庫北関入船納帳』には、兵庫北関に入船した多くの讃岐船が記載されているが、その中に「野原」を船籍地としたものがみられる。港の位置については、文献史料から読み取るのは難しい。しかし本調査区ならばにC地区では、中世前半の港湾開発施設が検出されており、出土土器にも非在地的要素が指摘できる（第3章第8節、第4章第1節10参照）。このため、本調査区が中世前半の港であった可能性はかなり高いといえる。また旧河道C2河口部では、河口南岸の今里（香東郡太田郷）に「仮屋」という地名があり、市的な場の存在が想定できることから、旧河道C2の河口付近にも中世のある時点では港が存在した可能性があろう。

ところで『兵庫北関入船納帳』には、野原周辺の港として「方本」「香西」が挙げられている。香西は、高松市街の西4kmの現・香東川西岸河口に位置する港で、綾北条郡を中心成長した国人領主香西氏の支配下にあった。方本は、高松市街の東郊の屋島南西麓であり、八坂神社のある南麓寄りの地域が港の所在地として相応しい。この他、屋島東麓の「浦生」や女木島

の「東浦」も、中世まで遡る港の可能性がある。湾入する海と、その北側で東西に対向する島嶼部に囲まれた地域で、野原一方本・浦生一東浦と現状に港が分布する状況が認められるのである。方本產塩が野原での積み荷に多く認められることからも、単に地理的な近接関係だけでなく、相互補完的な港の機能が想定される。このような港の分布は、讃岐では他に宇多津・平山一本島泊浦に認められる程度であり、多面的な中心地機能を担っていたことが想定される。

戦国期の小領主 野原郷・庄に基盤を置いた中世の領主層については、同時代の史料がほとんど存在しない。一方、史料的価値には問題が残るが、『南海通記』卷之六・十に野原の領主が列記されている。いずれも香西氏配下の小領主であるが、表記方法にいくつかのバリエーションがみられる。

卷之六（1508）では、①「土居構ノ小城持」として真部・楠川・雜賀、②「蟹セヲ構ヘタル者」として唐人弾正・片山玄蕃・仲備中・岡田（岡田？）・藤井が挙げられている。また卷之十（1571）では、③「城持ノ旗下」として藤井・雜賀・岡田丹後・真部、④「其村持タル者」として楠川太郎左衛門、⑤「香西城下名アル村主」として唐人弾正・片山志摩・藤井太郎左衛門尉・仲飛禪守が挙げられる。

列挙された領主名から、①と③・④は同じで（I型）、②と⑤が同じと考えられる（II型）。I型領主は、本拠において土星・堀を伴った城館に住まい、香西氏に対して一定の自立性を保っていたことが読み取れる。一方のII型領主は、「蟹セ」つまり一応の区画溝をもつが土星を伴わない屋敷地に住み、香西氏の本拠（佐佐）周辺にも屋敷を構えており、I型領主よりも香西氏への従属度がより強いことが窺える。

記述に地域的偏りがある可能性も否定はできないが、香西氏配下の領主は郷単位では1～3氏が多く、野原郷に小領主が集中する傾向が見て取れる。野原郷の大半は臨海性の土地で、必ずしも水稲耕作に適していないかったとみられることから、小領主並立の基盤は農耕以外の要因に求めるのが妥当であろう。実態不明ながら、雜賀（雜賀衆？）がみられることも、そのような脈絡で理解できる可能性がある。

中世野原の評価 以上のように、中世の状況には不明な点が多い。しかし、述べてきたことからも窺えるように、高松築城以前の中世野原が地域の中心地機能を果たしていた可能性は高い。少なくとも、「さびれた漁村に全く新しい都市が建設された」と捉えるのは、一面に過ぎよう。もちろん、中世から近世への断絶は

大きいが、それを前提にしつつも両者に通底する、地域（東・中讚、あるいは讃岐）における機能・役割をより明確化させる必要がある。

第3節 高松城・城下町

1. 高松城と城下の構成

築城の経緯 高松城は、天正16年（1588）に生駒親正によって築かれた近世城郭である。生駒親正は尾張の出身で織田信長に仕えたが、本能寺の変後は秀吉に従い、四国攻め後の天正15年（1587）に讃岐17万石の領主に封ぜられたのである。その後の豊臣政権下では、中村一氏（駿府）・堀尾可晴（浜松）とともに「三中老」（小宿老・小年寄衆）として、五大老・五奉行の間を調整したともされるが、職制としての「三中老」の存在は疑問視されている（谷口2000）。

親正入部以前の豊臣系大名には、仙石秀久（天正13～15年）・尾藤知宣（天正15年）がいた。しかし、いずれも九州攻めの失敗から領地没収されており、短期間の讃岐統治にとどまった。仙石・尾藤の統治の拠点は必ずしも明確ではないが、仙石秀久が年貢未納の百姓を聖通寺山城下（綾歌郡宇多津町）で処刑していること、また尾藤改易後に加藤清正が讃岐を管理し、親正入部時に平山城（聖通寺山城）を引き渡していることを重視するならば、聖通寺山城が仙石・尾藤両氏の居城であった可能性がある。

生駒親正の当初の居城については、聖通寺山城ないし引田城（大川郡引田町）とされているが、具体的な在城期間は史料によって異なり、明らかでない。聖通寺山城跡は東信男氏による柵張り調査で、700 m四方に及ぶ城壁をもつ可能性が指摘されており、先行する讃岐の山城よりも格段に大きな規模をもつ。ただし織豊系城郭の特徴である石垣は確認されていない。城下の集落である平山は、間近に海岸線の迫る聖通寺山西麓にあり、1本の街路の両側に屋敷割（家臣団の屋敷か）の連なる景観が想定される。また西側に位置する宇多津（鎌倉・南北朝期の守護所所在地）を城下に取り込む意図があった可能性はあるが、聖通寺山城と宇多津の間には大東川があり、地理的な一体感がない。以上から、聖通寺山城は織豊系城郭としては未完であり、城下も直近の平山とやや隔てられた宇多津という「二元性」を克服するまでには至らなかつたと考えられる。

一方の引田城跡は、主要部分に石垣が認められ、城下町の形成も想定されている（木下1999）。しかし想定されるような景観は、高松築城までに成立したとみ

るよりも、元和一国一城令までに段階的に整備されたと捉える方が妥当であろう。また、屋敷割や町（・丁）割は、元和以後の在郷町期にかなり変更・追加されているようであり、元和以前の城下町の景観復元には、なお多くの課題が残されている。少なくとも、近・現代の景観を直観的に成立時の引田城下プランに投影することは困難であろう。

さて、親正が聖通寺・引田を棄てた理由として、『南海通記』には①いすれも讀岐の東ないし西に偏しておき統治に不便なこと、②城下を築くには手狭であること、が挙げられている。この他、聖通寺・引田とともに戦国期における郡規模の領主の本拠ないし支城であったことも影響しているかもしれない。これに対し高松

（野原郷）は、上記①・②を解消する地理的位置にあった。また戦国期に、香西氏配下の小領主が多数並立しており、政治的中心地機能はもたない反面、これらの小領主が寄生し得るだけの経済的機能を有していたことが推し量れる。生駒氏は多くの在地出身者を上・中級家臣として抱えたが、自らの拠点については伝統的な政治関係にとらわれない経済的拠点（町場）を選んだといえよう。

生駒期～松平初期の繩張り 高松城の立地は、巨視的には石清尾山塊（紫雲山）から北東方向に突き出した微高地A前面の砂堆上が選ばれているようである。築城当初の繩張りは、黒田孝高あるいは細川忠興によるとされており、本丸を中心二ノ丸・三ノ丸・「桜ノ馬場」（生駒期には侍屋敷だが呼称は不明）・西ノ丸の4つの曲輪が左巻きに本丸を囲み、さらにその外側に外曲輪が巡る、いわゆる「連郭式+梯郭式」の繩張りが採られた。

実際の遺構と、東ノ丸普請以前の松平初期の状況を描いた『高松城下図屏風』、さらにその他の絵図から、各曲輪の出入り口構造（千田 1987）をみると、本丸の出入り口は1箇所しかなく、中川櫓と中橋で構成されるくい違い虎口である。また、二ノ丸とは木橋（鞘橋）で結ばれるのみである。実戦的な機能については疑問視する向きもあるが、橋を落とすと本丸はいすれの曲輪とも連続しなくなる。本丸は、木橋+くい違い虎口により、極めて防御重視の形態を探るといえる。

二ノ丸の出入り口は、2箇所ある。東面北端で三ノ丸と土橋で繋がる黒鉄門は、多聞形式の門で『高松城下図屏風』では外側に高麗門の描写がないが、東ノ丸造成以後に成立した『高松城内図』では外折形に描かれており、外折形とみてよからう。黒鉄門と対照的位置にあたる二ノ丸西面北端には、廉櫓と弱櫓に挟まれた多聞櫓があり、外側は土橋で西ノ丸と繋がるため、

ここにも門が存在したとみられる。ただいすれの絵図にも門や枠形の表現がないため、埋門形式であった可能性もある。

三ノ丸は、北面東端で直接外曲輪に面する東門が平入虎口だが、『高松城下図屏風』ではその外側が海側に突出した曲輪状になり、高麗門を伴う柵列で土橋から分離されている。複雑に折れ曲がる石垣の星線より外側に出た、外折形的な構成をとるといえよう。二ノ丸南面の門（後の桜門、以下「桜門」）の正面（南側）には土橋があるが、『高松城下図屏風』では土橋東辺が「桜門」の直近で折れを伴っている描写になっており、本来は二ノ丸黒鉄門同様の外折形であった可能性がある。

桜ノ馬場の出入り口は、当初は南面中央の大手門1箇所であったが、松平初期に西面北端に西新門が造られる。大手門は明瞭な内折形であり、現在も遺構の一部が遺存している。折形内の渡櫓は西側にあり、三ノ丸や「桜ノ馬場」東端の対面所と反対方向に開口していることになる。

西ノ丸は、「桜ノ馬場」西端から北側に延びる曲輪で、「桜ノ馬場」との間には堀などの区画施設はない。西ノ丸の出入り口は、西面北端に存在したと考えられるが、西新門造営以前の絵図（『讀岐探索書』『生駒家時代讀岐高松城屋敷割圖』）をみても、門の表現は認められない。二ノ丸西面同様、堀門であった可能性がある。

以上の内曲輪を囲む外曲輪には、西浜口（西門）・東浜口（東浜出口門）・丸亀町口（丸亀町出口門）の3箇所の出入り口があり、いすれも内折形である。堀川港（外堀西辺）・東浜港（外堀東辺）以外の外堀沿いは土居（土塁）であるが、内折形は石垣を伴う。この他、西外曲輪北端の西御屋敷北面には、直接海に面した水手門があるが、これは松平頼重が西御屋敷を造営した際に設けられたものであろう。

まとめると、外周の外曲輪・桜ノ馬場では内折形を多用した専守的な出入り口を配し、その内側の三ノ丸・二ノ丸では逆に外折形による外部への攻撃を念頭に置いた出入り口構造が採られている。それらの中心に防御性に富んだ、総多聞の本丸が位置していた。

寛文期における繩張りの変更 生駒氏改易後の寛文19年（1642）、水戸藩主徳川頼房の長子松平頼重が東讀岐12万石の領主となつた。頼重は讀岐入部の際に、幕府より中・四国の監察の密命を受けたとされる（『増補高松藩記』）。

頼重は、正保3年（1646）以降、石垣や天守の修築を順次行い、さらに寛文11年（1671）から延宝5年（1677）には北ノ丸・東ノ丸の新曲輪の造営を行つた。

北ノ丸は、三ノ丸東部の旧東門周辺を拡張し、石壁で三ノ丸と分離させることで造営された。また東ノ丸は、旧「いほのたな町」（魚町）東辺に堀を掘削して造営された。またこれに伴い、それまでの太手門は木橋が撤去され、新たに「桜ノ馬場」東面に造営された太鼓門（大鼓門）が太手門としての機能を担うようになった。なお、新曲輪造営時に新設された門7箇所のうち、3箇所（太鼓門・作事門・「米蔵門」）が内構形であった。北ノ丸東面の門と三ノ丸北面の門は平入りであるが、北ノ丸自体が折れを多用した外構形的な空間とも評価できる。また「桜ノ馬場」と東ノ丸は、三ノ丸を起点とした馬出しの機能をもつ曲輪ともいえる。つまり攻撃的な虎口空間が、新曲輪造営前には三ノ丸前面を前線としたのに対し、同造営後には中堀に面したより外周の曲輪を前線にするようになったのである。

そして新曲輪の造営後、三ノ丸に御殿が造営される。三ノ丸御殿の造営により、それまでの御殿（本丸・本丸・二ノ丸）と対面所（「桜ノ馬場」）に分掌されていた政庁機能が一本化された。三ノ丸御殿の完成は元禄13年（1700）とやや遅れるが、東ノ丸造営に伴う「太手門」の位置変更により対面所が虎口空間に変化することを考慮すると、新曲輪の造営は三ノ丸御殿を想定した普請であった可能性が指摘できよう。同時に、それまで「桜ノ馬場」と西ノ丸にあった家臣の屋敷地も撤去ないし三ノ丸御殿に吸収され、内曲輪と外曲輪との機能分化が明確化する。それまで西ノ丸には、生駒期に生駒隼人、松平初期には肥田和泉といった、大身の家臣ないし身内の屋敷があったが、縄張りの上でも藩主権力の確立過程が示されているといえよう。

城下町の構成 高松城下町は、丸亀町口を起点として南に延びる街路（丸亀町筋）を大手筋としており、町割の上で東西方向の街路（丸亀街道も含まれる）に優先していることから、城郭を中心とした求心力の強い「縦町型」に分類される。

また外堀内側の外曲輪に町入地が含まれることから、一見すると矢守一彦氏のいう「内町外町型」の城下町プランにみえる。しかし、『高松城下図屏風』をみると、城下の南端として表現された寺町の外側（南側）に東西方向の堀状の水路が描かれている。これは、ほぼ同時期成立とみられる『讃岐高松丸亀兩城図 高松城下図』でも描写されている。また18世紀前半の絵図でも確認でき、城下東辺を画す仙場川に繋がっている。より『高松城下図屏風』を仔細に観察すると、堀状の水路は北半が埋め立てられて馬場（古馬場）となっており、17世紀中葉には既に本来の形態から改変された状況であったことが窺える。つまり、①本来の水路幅

は外堀に匹敵する規模であったことが推測でき、②しかも水路北側（城からみて内側）に寺町が展開すること、③また大手筋の町名が水路より北側で「丸亀町」、南側で「南新町」となることが指摘できることから、この「水路」は城下を囲繞した総構えの名残である可能性が高い。総構え西限については明確でないが、見性寺東側の南北街路沿いの水路である可能性がある。

おそらく築城当初の城下町プランは「総構え型」であったが、早くも17世紀前半～中葉（寛永～明暦期）には総構えラインを超えて城下が拡大し、総構えの堀が機能を失ったのではないだろうか。

18世紀代には、さらに城下の範囲が拡大する。南に延伸された大手筋と、西浜村方面の丸亀街道沿いを中心に町屋が広がり、南端は石浦尾八幡門前（旅籠町・馬場町）、西端は摺鉢谷川（西浜町）にまで達するようになる。また、これらの町屋に挟まれるように、城下南西側に武家屋敷が広がるようになる。さらに拡大した城下の南辺に、新たな寺町が形成される。その結果、東は仙場川、南は旅籠町から仙場川に架かる高橋に延びる水路、西は摺鉢谷川より内側が一部に田畠を含むものの新たな城下の範囲となった。

なお、城下町の支配機構としては、町奉行（当初1名で後2名）と町与力が置かれていた。頼重入部後の慶安・明暦期には、多くの町附が出来ており、この時期に町方支配のための都市法が整備されたものとみられる。

2. 城下の經營

高松城下を対象にした法令については、生駒期は不明であるが、『高松藩御令條之内書抜』（以下「御令條」と略する）によって高松藩に關しては頼重入部直後からの法令を知ることができる。法令の対象は家中・町中・寺町・郷中など、様々であるが、これらから都市法の整備過程や城下での諸階層の動向を窺うことができる。以下、発掘成果に関わる事項について概観する。

屋敷の作事 家臣の屋敷地は藩主から拝領されたものと考えられるが、屋敷内の作事については厳しい規制があった。早くも慶安4年（1651）2月には「作事之義、弥兼而被仰出候通堅被仕間敷候、若及破損堪忍不成ニおるてハ、横目中江相断可被仕（任）。指図、新屋敷被下候面々分限より輕可被仕之事」とあり、屋敷内での作事は原則禁止であった（『御令條』19）。同様の法令は、承応3年（1654：『御令條』80）、寛文8年（1668：『御令條』209）、天和元年（1681：『御令條』

239) にも出されており、寛文 8 年の法令では「附り、屋下堀下摺合之石垣、堅御停止之事」との条文が付されている。分限を超える屋敷の見栄えを禁じるところに主眼があったものと思われる。これが元禄 9 年(1696)には、「家宅之普請、花美之經營令禁之」とあり、より奢侈の禁止に重点を置いたような文面にみえる。

出入りの取り締まり 城内への出入り、不審者の宿泊などの取り締まりなど、城内・城下への出入り規制に関する法令が多い。

頼重入部の翌年の寛永 20 年(1643)には、「町中惣而、木戸番四ツ迄ハ通シ可申由、町外くより木戸番ハ五ツ迄通シ可申由」「西御門、平左衛門脇南丸亀町出口御門、東濱出口御門三ヶ所御番所四ツ迄通シ可申」との法令が出され、城下と城内(外堀より内側)への通行時刻が定められた(『御令條』4)。城内への番所では、不審者を改めることも付け加えられている。承応元年(1652)には「城廻之内々、暮六ツ二かため明六ツ二可開」とされ、狼藉者は討ち取ってもよいとされた(『御令條』53)。同様の法令は延宝 2 年(1674)、藩主の代替わりに伴って出されている(『御令條』218)。

城門に近接した腰掛に、町中・郷中の「駄馬共」を繋ぎ止めることを禁止した法令もある(明暦 2 年:『御令條』113)。またやや特異な法令としては、寛永 20 年 5 月の「御城下石垣之際ニ而海草取り申間敷候」というものがある(『御令條』5)。

火事対策・取り締まり 火事や不審火に対する取り締まりも行われた。慶安 4 年(1651)には、火事の流行をした者を取り締まること(『御令條』20・21)を「町々江組之者出シ、本屋借屋裏屋敷之者江も申渡すように命じている。西浜から出火して武家屋敷 22 軒・町屋 481軒が焼失した火災を契機として、火事の取り締まりに関する法令が急増する。直後の承応 2 年(1653)1 月、町中に火の用心を触れ(『御令條』62)、翌日には「惣郭之御門夜五ツ切二かため申候而、出入衆ヲ御門番改通シ申すことを家中に触れている(『御令條』63)。同年 11 月の町触では、火の用心に注意し、火事の際には火元を確認すること、防火用の天水桶を 1 月に 2 度改めることを命じている(『御令條』84)。承応 3 年(1654)1 月には、夕刻の火種のやりとり、蠟燭・松明の点火を禁止した(『御令條』86)。同様の町触は明暦 2 年 10 月にも出されている(『御令條』119)。明暦 2 年(1656)には、武家屋敷での火の番を行なうことが命じられている(『御令條』110)。明暦 3 年(1657)には火元へ馬を乗り入れるのは番頭と火番の横目に限

ることを命じている(『御令條』125)。

寛文 8 年(1668)には、城内と周辺の火消しの分担が臣民に示された(『御令條』207)。同様の触れは寛文 9 年(1669)、頼重の江戸参勤に際しても出されている(『御令條』210)。彦坂織部・大久保主計・谷平右衛門らの大老・家老は、火事の際には東ノ丸大轍門で指図をすることが定められた。これらの法令は、東ノ丸新造などの城内の整備に伴って出されたものであろう。

元文 2 年(1737)11 月には、防火上好ましくないとする理由で高松城や町屋の近くで花火を上げることを禁止している(『御令條』362)。同様の法令は、安永 2 年(1773)・天明元年(1781)にも出されている(『御令條』457・501)。

流通統制 商業形態の規制、国産品の推奨、必要物資の確保、価格操作など、様々ななかたちで藩は城下や領域内での流通統制を行った。

明暦 3 年(1657)の町触では、「郷中よりかちみ売ニ羅出候ヲ商人共買置ニ仕候義、御法度ニ候」とあり、近郊からの炭の振り売り(?)を禁止している。また、万治元年(1658)には「町中并郷中かごぶり商人、申ノ年以来之商人法度ニ可申付事」とあり、明暦 2 年(1656)以来に商人となったものが振り売りを行うことを禁止している。また、振り売り商人については、改札を出すことが記されている(『御令條』131)。万治 3 年(1660)には、「御藏近所之表大腰掛之前并其近所江、時分之喰物売かごぶり共集り見苦敷候間、向後參候義堅御法度ニ候」との法令が出され、腰掛付近での振り売りは禁止された(『御令條』150)。これは単に「見苦敷」というだけではなく、振り売り規制の一環として出されたのではないかろうか。寛文元年(1661)には、「他領より參候柿」の売買を禁止し、町外れや近郊へ「柿の外てんや物売ニ羅出候義、無用ニ申付」との法令が出されている(『御令條』164)。寛文 7 年(1667)、城下から近郊へ出て「辻海道ニ而」酒を売り歩くことは禁止され(『御令條』191)、同年のうちに全面禁止された(『御令條』200)が、これらも振り売りに関わる規制であろう。

寛文 5 年(1665)、蔵前で町人が「米内証之売買」を行ない「御公儀之直段」が「完崩」されているため、蔵前での私的な米売買は禁止された(『御令條』178)。

城内や諸施設で使用する資材確保のため、藩に納品される物資の価格統制も行われた。承応元年(1652)には、「御公儀江売上候直段、過分ニ高直二仕」という理由で市場価格と同額にすることが命じられた(『御令條』57)。瓦がまださほど普及していない 17 世紀中葉において、既に民間市場が形成されていること、ま

た藩は市場流通品を確保して作事を行っていることが読み取れる。瓦の価格は、以下の通りである。ちなみに、同年の「なみ酒」1升=5分であった。

名 称	値 段
丸平かわら / 巴唐草	24匁 / 1000個
長巴かわら	43匁 / 1000個
いらか	12匁 / 1000個
わちかい	8匁 / 1000個
とりふき	8匁 / 100個
志々口	5匁 / 1個
おに板	5分 / 1個

享和2年(1802)12月26日の町年寄への通達の中には、「焼物類之義、富田志度辺より出候品ハ珍敷燒物ニ而も御國産之義ニ付、唐津物ニ取交商致候義ハ其通り之事ニ候得共、九州辺より出候燒物」には華美・風流の物が多いため、「燒物商人共」が店に卸しても購入してはならない。「通例之唐津物」でも高値の物は購入してはならない、との条文がある(『御令條』598)。富田焼・志度焼(源内焼)といった高松藩の国産品は珍品でも購入して構わない、という享和期に行われた藩の方針(殖産興業)を示したものといえる。

以上は、日常品の流通・販売に藩が規制を加えた事例であるが、特殊な品目の流通規制も認められる。承応3年(1654)4月に「栗林二面被仰付候燒物、縦親子兄弟之中ニ候とも他國他領江一切出シ申間敷候、家中ニ而之取遣ハ不若(苦)候」とあり、御庭焼である理兵衛焼を他領に持ち出すことを禁止している。この時期は陶磁器生産を自国で行う藩は少なく、技術の流出を防ぐための方策であったとも考えられる。

塵芥の始末 安永4年(1775)、家中・寺社・町方に對して「所々用水堀入川等江塵芥納候義、兼御停止ニ候」とみえ(『御令條』470)、寛政6年(1794)にも同様の内容と「盆之内、手前ニ而相用ひ候燈籠其外供物類、所々之用水堀、或ハ堀川等江塵芥持候者在之様子ニ相聞候、向後右様之品決而捨不申條」との条文がみえる(『御令條』572)。

また塵芥の始末とは断定できないが、寛文7年(1667)に「面々之屋敷之前横町惣而通筋掘り申事、自今以後御法度ニ被仰付候」という条文がみえる(『御令條』200)。この内容に統いて屋敷の普請時の資材は表に置いて構わないともいえるので、普請に際して街路にゴミ穴を掘り、廃材の投棄を行っていたことを示すのではないだろうか。

トイレ・汲み取り 明暦2年(1656)に「遠侍之南

縁かわ井物頭番所南之縁、窓ニ小便仕間敷由」とあり、登城した家臣が城内の殿舎(二ノ丸殿舎もしくは対面所)遠侍の縁側で用を足していたことが窺える。

汲み取りに関する規制もある。万治3年(1660)、「御家中町中下々之者田畠ニニ糞持セ造シ候得ハ、下々之者しのひ壳候ニ付、何れも主人迷惑かり候由」のため、「向後ニ糞壳候ハシ、買人ハ不申、壳候者も当座ニ打拂可仕」とされた(『御令條』146)。従来は「法度」ではなかった下肥の売買が禁止されたのである。下肥の買人は「町之者又ハ程近キ鄉中之者」とされており、「町之者」は近郊への出走のために購入した可能性もあるが、おそらく近郊の農村部へ転売したのだろう。

墓地 寛文4年(1664)、「今度、西浜墓所場普請在之、其上無常堂並火屋坪致出来候間、自今以後、何宗ニ不寄相果候者ハ、西浜墓所場ニ而葬礼可仕候、外々之所ニ造シ間敷候」との町触が記載された。藩が西浜に墓地を新造したので、宗派によらず町人は西浜墓地へ埋葬するように、という触れである。

第4節 西外曲輪の屋敷地と拝領者

1. 屋敷地の構成

西外曲輪 明治・大正期の市街地の地図と江戸時代の城下絵図を照合すると、発掘対象地区は西側中堀と西側外堀(西浜船入・堀川)の間に挟まれた曲輪に位置することがわかる。この曲輪の一部については、「内町」の名称がみえるが、「内町」は本来、外堀より内側の町人地(内町五丁:工町・本町・内蔵屋町・魚屋町・鶴屋町)のことを指しており、明治以降に五町以外の武家地も含めて内町とされたという(木原ほか1989)。したがって、近世段階での呼称としては「内町」は適切ではない。一方、文化7年(1810)8月25日の町触(『高松藩御令條之内書抜』八 658)では「外曲輪南御堀邊之義」とみえ、「外曲輪」という呼称があったことがわかる。したがって、以下では中堀と外堀の間の曲輪全体の呼称として「外曲輪」と呼称し、特に堀川と中堀に挟まれた西側部分の外曲輪を「西外曲輪」と呼称しておく。

屋敷地の構成 生駒期・松平期を通じて、西外曲輪は主に藩の上級家臣の屋敷地として利用された。『讃岐探索書』(寛永4年:1627)には、「待屋敷」と表記されるが、屋敷割について記載されていない。

『生駒家時代譜』(寛永15~16年:

1638～1639頃には、西外曲輪には東西に並列する10区画が描かれており、海に面した北端の2区画のうち東側は「蔵」と表記される。残り8区画のうち東側の区画は北から「入谷角太夫」「入谷小兵衛」「上坂丹波」「上坂勘解由」、西側の区画は北から「小池伝右衛門」「橋本伝右衛門」「松山斎宮」「森野出雲」と屋敷の拌領者の名前が記されている。東西に並列する屋敷地の間と中堀側には、南北に延びる街路が2本描かれている。ただし拌領者の名前を記すのに重点が置かれたためか、他の絵画史料に比して屋敷割の形状が模式的であり、発掘成果との直接的な照合は難しい。

『讚岐高松丸亀両城図 高松城下図』は、『生駒家時代讚岐高松城屋敷割図』とほぼ同じ頃に作成されたと思われる史料である。ここでは、並列する屋敷地の間の街路が途中で縫形に屈折している様子が記されている。屋敷割は、この縫形の街路の東側で4区画、西側で4区画ある。両側とも縫形の屈折部分より南側は、ほぼ単一の屋敷地として描かれており、北側の屋敷地は小規模な表現となっている。しかし、『生駒家時代讚岐高松城屋敷割図』での屋敷割数と一致しないため、両者の対応関係については、慎重な検討が必要である。

『高松城下図屏風』は、成立年代を慶安4年～承応3年（1651～1654）とみる説（藤村1991）と、寛文10年か11年（1670・1671）とみる説（木原1997）がある。前者は描かれた施設・建物の年代からの想定、後者は天守閣の形態からの想定である。しかし描かれた天守閣には装飾的な破風がなく、幕末の天守閣とは異なる形態に描かれている。屏風の克明な描写内容からみて、城内の中枢である天守の描写に省略がみられるとする意見（三浦1993）を探ることは難しく、描写対象の年代的整合性を重視した慶安4年～承応3年成立説が妥当な見解といえよう。

以上の前提で『高松城下図屏風』に描かれた西外曲輪を見る。『讚岐高松丸亀両城図 高松城下図』で描かれた西外曲輪を南北に抜ける縫形の街路は、ここでも克明に描かれている。街路の両側には土塁で区画された屋敷地が並んでおり、街路東側で5区画、街路西側で5区画を認めることができる。街路東側の北から3区画目の屋敷地、また街路西側の北端の屋敷地は、南北方向の土塁によって東西に分割されている。このことは、追手門南側の外曲輪における屋敷地の統合・分割として既に指摘されており（藤村1991）、西外曲輪でも同様にして生駒期の屋敷割の分割が進行していたことを示唆する。

街路を挟んだ南端の2区画は、敷地面積が広く描写される。また長屋門をもち、長屋の隅は棲状の2階建てとなっている。同様の2階建ては内町に隣接した東

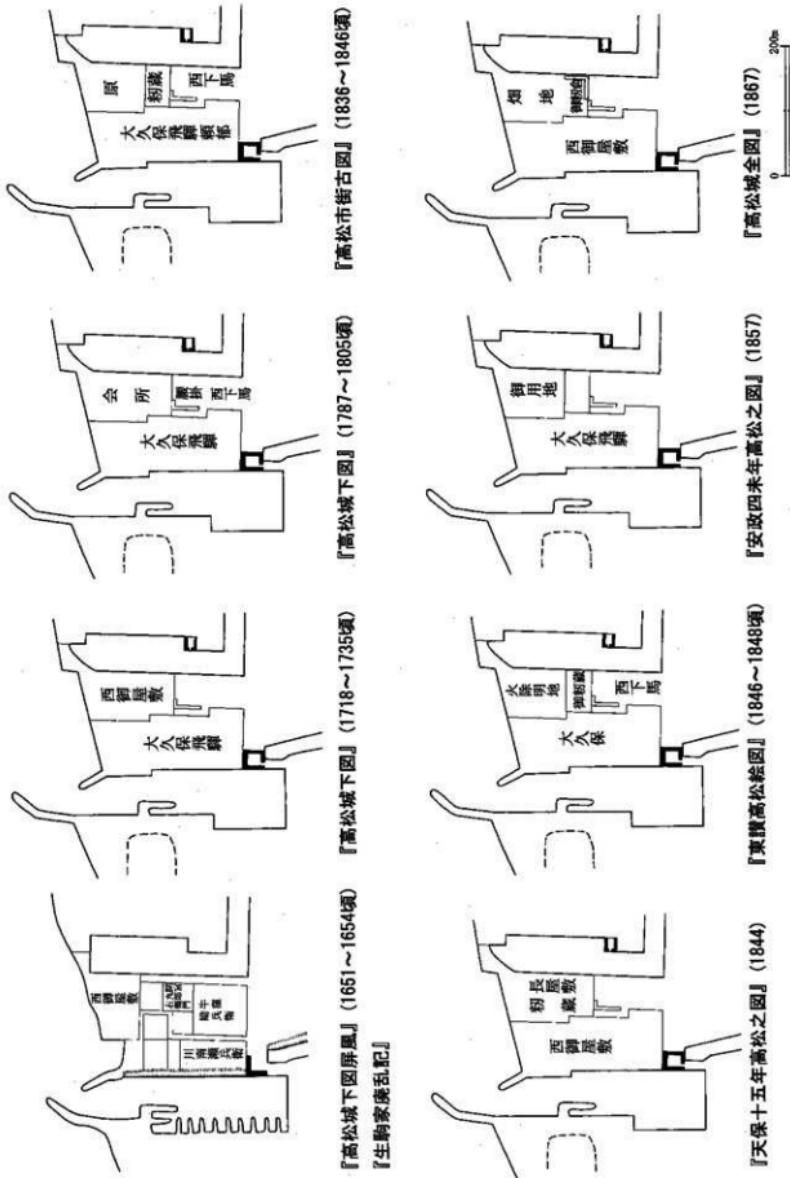
外曲輪の屋敷地にもみられ、城内の出入りないし中堀外周の防衛に関係する機能をもっていた可能性もある。さらに主殿とみられる建物の規模が大きく、屋根は檜皮葺きとみられる描写がされている。明らかに北側の屋敷地よりも大規模で格式のある屋敷地として描かれているといえよう。上記のように屋敷割が生駒期末期の状況を踏襲しているのであれば、街路東側の屋敷地は上坂勘解由、西側の屋敷地は森（森野）出雲という大身の家臣の屋敷地の状況を一定程度反映している可能性がある。

さらに屏風では、屋敷群の北側（街路の突き当たり）に生駒期の絵図では表現されていない広大な屋敷地が描かれる。屋敷群北側の海岸線を埋め立てて構築されたようにみえるこの屋敷は、高松藩初代藩主松平頼重の西御屋敷とされる。西御屋敷は頼重の封ぜられた寛永19年（1642）のうちに完成した。南半の表向きの空間と北半の内向きの空間の間は解で仕切られ、北東隅の門から海に出られるようになっている（藤村1991）。西御屋敷の海側は二ノ丸から続く石垣で護岸され、石垣は西浜舟入に突き出した波止まで連続する。また石垣上には、鉄眼の設けられた堀が巡る。

西外曲輪と西ノ丸を隔てる中堀には木橋が架けられ、西新御門へと通じている。西新御門は、寛文8年（1668）に出された城内消火の分担を家臣に示した定（『高松藩御令條之内書抜』一 207）に「西之新御門」とみえるのが史料上の初見である。西「新」御門と表記するからには西御門が先行して存在したことになるが、「西御門」とは「丸亀町出口御門、東演出口御門」と並記される外堀に架かる土橋のことである（『高松藩御令條之内書抜』一 4）。生駒期の絵図には、西新御門と橋は描かれておらず、『高松城下図屏風』には描かれていることから、松平初期の17世紀中葉に新たに造営されたのであろう。その後、18～19世紀代には西新御門が「西御門」と呼称されるようになる（『元文五申年六月讚岐国高松地図』：1740など）。

西外曲輪外縁の外堀（堀川）に面した部分には、土塁（土居）がある。土塁の表現は『讚岐高松丸亀両城図 高松城下図』にもみえ、生駒期から存在したことがわかる。

『讚岐国高松城図』は、寛文年に新造された東ノ丸が描かれていないため、それ以前の状況がベースになっていることは確実である。しかし、三ノ丸に「此丸屋形」と記されており、元禄13年（1700）造営の三ノ丸殿舎のことを示すとみられること、また「寛永年中ヨリ／松平讚岐守頼重／同讚岐守頼重／同讚岐守頼儀」との書き込みがあり、幕末期の加筆もしくは模写を経ていることが想定される。西外曲輪には「米藏



第3図 高松城西外曲輪の変遷 ($S = 1 / 800$)

アリ」と記されているが、上記成立事情を考慮すると幕末に腰掛北側に置かれていた「御倉」のことを示すのかもしれない、東ノ丸以前の状況を示すとは限らない。

『高松城下図』(松平家蔵写し)は、享保3年(1718)から享保20年(1735)頃の様子を描いた絵図である。この絵図では、西外曲輪は北東部の「西御屋敷」と西半部の「大久保飛驒」屋敷に分けられ、南東部には空閑地とL字形の建物が描かれている。生駒期から松平初期にみられた、健形の街路や両側の屋敷群はみえない。『小神野夜話』などの史料から、このような急激な屋敷割の変化は、享保3年(1718)に城下と外曲輪の大半が焼失した「高松大火」を契機とする可能性が高い。「大久保飛驒」は、後述するように高松藩大老(首席家老)の大久保守彦である。高松大火以前の大久保家の屋敷の位置は明確ではないが、承応元年(1652)の時点では「内町主計(大久保主計:筆者註)隣ニ而町家之裏座敷ヲ取締置可申義ニ付」という触れ(『高松藩御令條之内書抜』-39)があり、大老大久保主計公忠の屋敷は外曲輪で内町に隣接した場所(外曲輪の東半部)にあったことが窺える。おそらく高松大火による武家屋敷地の整理によって、大久保家屋敷が西外曲輪に移されたのである。

ところで大久保家屋敷の北端は、西御屋敷の北端と同じ位置にある。『高松城下図屏風』では、西御屋敷の西側は南に湾入していたので、この時期もしくはそれまでに埋め立てられて西御屋敷北端と連続するようになったのである。また西外曲輪南東部の空閑地は、西新御門にかかる橋の正面にあたり、後の『東讃高松絵図』(弘化年間:1844~1847)では「西下馬」と記されている。またL字形の建物は、『高松城全図』(幕末頃)には「腰掛」と記されている。享保18年(1731)の觸には「火事之節、御城方角二無構時ハ、御家中之面々東西下馬江不及相詰候事」とあるのが、「西下馬」の初見である(『高松藩御令條之内書抜』三 312)。その後、享保20年(1735)10月29日には「御城西之御門、只今迄往來致候得共、最早禁門為致候様可申渡候、何れも東御門より出入可致候」との触が出され、西御門から城内への通行は禁止された。

享保年間以後、西外曲輪の土地割はほとんど変化しないが、地割内での土地利用形態に若干の変化が見受けられる。『高松城下図』(上原氏蔵写し:天明7年~文化2年(1787~1805)頃)では、西外曲輪北東部(もと西御屋敷だった区画)が「会所」となっている。次いで『高松市街古図』(天保7年~弘化3年:1836~1846頃)では同所の南端部が「朝藏」、北半部が「原」と記されている。また天保15年(1844)の『天保十五年高松之図』では同所が「朝藏」「長屋敷」、弘

化年間(1846~1848)の『東讃高松絵図』では同所南端が「御朝藏」、北半部が「火除明地」となり、安政4年(1857)の『安政4年高松之図』には同所の大半が「御用地」で南端に記入のない小区画がある(「御朝藏」か)。慶応3年(1867)とみられる『高松城全図』では、同所は大半が「畠地」であり、南端の腰掛に隣接して「御朝倉」がある。以上のように、西外曲輪北東部の区画は18世紀前半まで頼重の造営した西御屋敷が存在したが、18世紀末葉から19世紀中葉にかけて会所→長屋敷・朝藏→原・朝藏→火除明地・朝藏→御用地・朝藏→畠地・朝藏と変化したことになる。また、19世紀代には大久保家屋敷が「西御屋敷」と表記されることがしばしばあるが、この呼称は18世紀中葉に大久保家に藩主の子息が入って家督を継いだことによるのかもしれない。いずれにしても、頼重の造営した西御屋敷とは異なるものである。

2. 屋敷地の拝領者

上坂勘解由 寛永4年(1627)に5,000石(『譲岐探索書』)、寛永16年(1639)には2,170石(『生駒家分限帳』)の知行を与えられていた。知行高の変化が著しいが、生駒家一門以外の家臣としては、かなりの大身とみてよい。また、大組頭(上坂勘解由組)として生駒藩の軍役を負担していた。寛永14年(1637)に顯在化した国元重臣と江戸藩御重臣との対立は、寛永17年(1640)に藩邸派の立ち退きに発展し、幕府で評定が行われることになった(生駒騒動)。その際、上坂勘解由は藩邸派の国元立ち退きの首謀者の一人と位置付けられていた(『寛永日記』)。結局、上坂勘解由は切腹(『寛永日記』では死刑)となった。『譲羽綴遺録』では、上坂丹波・上坂五郎八とともに「小豆島イキスエといふ所にて切腹」と記される。

上坂丹波 寛永16年(1639)に1,000石を知行しており、軍役は母衣組に属していた。寛永17年5月に藩邸派の家臣とともに国元を退去し、幕府評定の後、上坂勘解由とともに切腹となつた。『譲羽綴遺録』では、「上坂丹波男子三人あり、小豆島に逃れ住す」とある。

森出雲 寛永4年(1627)に3,000石を知行する大身の家臣としてみえる(『譲岐探索書』)。寛永16年には4,000石を知行し、大組頭(森出雲組)として軍役を負担していた(『生駒家分限帳』)。寛永17年7月には対立する生駒帯刀らとともに幕府の評定に出頭し、その後に切腹となつた。

大久保主計・飛驒 大久保家は、高松松平藩の大老

として幕末まで藩の要職にあった。『増補高松藩記』には、初代大久保主計公忠の出自について、徳川頼房（松平頼重の父）の実子とする。ただし後述するような、藩主家との「一門化」がこのような記述を生み出した可能性も否定できない。いずれにしても、大久保家は各徳川・松平氏の重臣を輩出しつつ多くの分家を成立させており、高松大久保家もそのような役割を担っていたとみられる。松平頼重入部直後の正保元年（1644）10月には、大久保公忠に1,300石を与え家老に昇用された。翌正保2年正月には2,000石に加増され、大老に任じられた。この時には肥田和泉（10,000石）・彦坂織部（5,000石）という館林以来の有力家臣が既に大老に任じられていたが、承応・明暦年間に彼らが相次いで死去すると、1,000石を加増され3,000石となつた。以後、大久保家の嫡流は3,000石を踏襲する。この前後より頼重は、水戸・館林以来の譜代の重臣からの「自立」を図り、積極的な施策を打ち出すが、その推進にあたっての重要な補佐役とされたのであろう。

延宝6年（1678）には公忠の致仕により、子の一学（後に飛騨）公卓が大老となり、同年、公卓は前藩主頼重の娘を娶った。元禄10年（1697）に公卓が死去すると、弟の主膳守義が家督を継ぐが、しばらくは家老として藩政にあたった。元禄14年（1701）には、赤穂藩での異変のため小豆島まで士卒を率いて周辺海域の動静を探った。宝永元年（1704）には守義は大老に任せられるが、以後は僅かな期間を除いて大久保家が大老職を独占することになった。享保17年（1732）3月には守義が隠居・死去すると、子の主計（後に飛騨）公教が大老職を継いだ。これを承けて享保19年（1734）11月には、藩主頼豊の娘が公教に嫁ぎ、再び藩主平家との姻戚関係をもつようになった。

延享元年（1744）7月、大久保飛騨公教が死去し、子の新蔵が家督を継いだ。しかし幼年のため、政務には関与せず、延享4年（1747）には死去してしまう。新蔵には子がなかったため、大久保家の直系はこの時点で絶えた。そこで、藩主頼恭の庶子庸之助（一学と改める）頼辰をもって大久保家を繼がせることになった。頼辰も幼年のため政務に関わることはなく、明和2年（1765）2月には藩主公子に復した。代わって頼恭の庶子夏之助（一学と改称）頼裕が大久保家家督を継ぎ、大老に任せられた。公子に復した頼辰は帯刀頼起と改め、後に第7代藩主となる。天明7年（1787）6月、大久保一学頼裕は藩主公族（禄3,000石）に復し、その子の黄之助（後、飛騨と改める）頼都が家督を継いで大老となつた。公族に復した松平主計頼裕は、子の亀次郎（後、志摩）頼格に公族松平大膳家を繼がせた。大久保家直系の断絶に始まる18世紀中葉～後葉の一

連の家督相続によって、藩主と連枝（公族）・大久保家が相互に密接な血縁関係で繋がるようになったといえよう。その後、頼都は文政7年（1824）6月に藩政の中枢から排斥された。当時高松藩は財政難にあり、それまで採られてきた御用金賦課と家中借米という場当たり的対策に対し、新藩札の発行（インフレ抑制）・国産の獎勵（塩・砂糖）などを旨とする積極的な財政再建を志向する家老（年寄）層との間に確執があつたとみられる。

天保9年（1838）7月、大久保飛騨頼都は没し、その子一学公純が大老となつた。公純は嘉永2年（1849）9月に死去し、子の運次（後、飛騨）公暉が家督を継いで大老となつた。慶応元年（1865）2月、飛騨公暉は隠居し、子の主計頼均（後、協と改める）が大老となつた。倒幕の動きの中で高松藩は朝敵とされ、明治元年（1868）に土佐・京極藩兵が城下に到達するが、その際に頼均と家老間嶋沖が高松城の無血開城と引き渡しの交渉を行つた。明治2年（1869）に藩の機構改革が行われ、大久保協（頼均）が高松藩大参事となつた。明治4年（1871）の鹿児島事件によって高松藩は高松県となり、大久保協は高松県大参事に任命され、内町に置かれた県庁で政務にあつた。しかし、その年のうちに高松県は名東県に合併され、大久保協は大参事の任を解かれた。

第3章 遺構

第1節 基本層序

1. 概要

1.1. 発掘調査段階での層位・遺構面認識

高松城跡（西の丸町）7区・8A～D区では、近・現代の地下構造物（建物基礎・地下室・浄化槽・埋設管など）による擾乱が各所で認められ、局的には遺構検出と層位的把握が困難な場合もあった。しかし全体としては、中世から近世末に至る遺構面（整地面）は比較的良好に遺存しており、層位的な発掘調査が十分に可能であった。

層位的把握は、まず平成7年9月の試掘調査（県教育委員会担当）によって行われ、礎石の検出土面と土層との対応関係から複数の遺構面の存在が指摘された。これを踏まえて行われた7区での本調査では、調査の進捗にしたがい都合4面の整地面（上から順に第1遺構検出面・第1～3整地面）に把握されるようになった。最上位の第1遺構検出面は、近現代の構造物による上面の擾乱が著しかったために、検出した礎石のレベルを手掛かりに精査を行った。したがって第1遺構「検出面」と呼称して、以下の整地面で行われたような層位的把握は保留された。第1～3整地面は、広範囲に認められる複数の整地面で遺構の構築が認められる面に対して付された呼称である。

平成8年度の発掘調査では、平成7年度調査の所見を踏まえつつ、いくつか新たな知見が得られた。すなわち遺構面の細分と、整地面の形成要因・年代の明確化などである。詳細は次項以下に記述するため、概略のみ記す。第1遺構検出面については、遺構構築面の遺存箇所を8A～Dの各調査区で確認し、また下位の第1整地面との間にもう1面存在することがわかったため、第1遺構検出面上位面・下位面に細分した。第1整地面についても、8C区で建物遺構の改変に伴う広範囲な整地が認められたため、第1整地面上位面・下位面に細分した。以上から、第1遺構検出面上位面・同下位面・第1整地面上位面・同下位面・第2整地面・第3整地面の6面の近世遺構面と、その下位の中世遺構面1面の合計7面の存在が指摘されるに至った。また第3整地面は、下位の中世遺構面との関係から、人為的な整地面ではなく中世を通じて形成された自然堆積層の可能性が指摘できた。

1.2. 本報告での遺構面名称

本報告では、平成8年度調査の成果に依拠した遺構面の認識を行う。ただし、名称に関しては今回変更した。その理由は、当初の第1遺構「検出面」を他の遺構面（発掘時の「整地面」）と等価に扱うことができなくなったこと、また逆に第3整地面の形成要因として人為的な整地行為は過大に評価できないと考えされることによる。以上の理由により、発掘時の「遺構検出面」「整地面」という呼称を探ることはやめ、本報告では以下のように呼称する。

本報告	発掘時（概報）
第1面	第1遺構検出面・上
第2面	第1遺構検出面・下
第3面	第1整地面・上
第4面	第1整地面・下
第5面	第2整地面
第6面	第3整地面
第7面	第3整地面下層

遺構面を構成する整地層には、比較的広範囲に連続する縦層的なものと、連続性に乏しく限定された範囲に認められるものがある。前者は少數であり、後者が複数連続しながら同一遺構面を構成することが大半である。いずれにしても整地層であるためか、比較的近似した土質・色調の層が多く、土層の細かな特徴だけではその層がどの遺構面に該当するのか特定するのが困難な場合があった。このため、検出遺構との層位的関係を前提にした大区分を行い、さらにその中で土質・色調の近似や含有物の共通性にもとづき、複数の層位の整理を図るという作業を行った。その際、細かな差異は拾象した。ただし発掘現場では、各調査区間の遺構面（整地面）の連続関係や縦層的な整地層の確認を行うことができたものの、細分層位の異同や連続関係については十分に詰めることはできなかった。以下に記述する整地層の所見は、発掘時の記録を発掘担当者が再度検討して導き出した、整理段階での「解釈」であることをあえて付言しておく。

2. 土層堆積状況（図版1～7）

2.1. 8B・C区南壁土層（図版1～3）

今回報告するB地区南端部での土層（東西方向）であり、東端部を除いた高松城跡西外曲輪のほぼ全域を東西に横断する位置にある。B地区における基準（標準）層序である。

調査前の地表面（コンクリート・アスファルトの舗

（表面）は標高 2.1 ~ 2.2 m を測り、その下の標高 1.5 ~ 1.6 m 付近までは昭和期以降と考えられるコンクリート片・バラスを含んだ濁褐色系砂質土や建物基礎の礫石が堆積していた（0 a 層）。西半の 8 C 区では 0 a 層が第 1 面の上面までを擾乱していたが、東半の 8 B 区では 0 a 層の直下に灰褐色ないし青灰色を呈する粘土層（0 b 層）が堆積していた。明治後半期頃の竹檻による上水道遺構（SDB18）が 0 b 層上の後出する整地層を切り込んでいたこと、また後述する直下の II d 層での所見から、明治初頭から同 33 年まで存在した香川県監獄署（懲役場）に伴う整地層の可能性がある。

0 層直下で上面を擾乱・削平された状態で第 1 面が検出された。第 1 面を構成する整地層（層厚 30 ~ 40 cm）を I 層とする。I 層は淡褐色系の色調を呈しており、漆喰を含むシルトないし砂質土（I a 層）、砂質土（I b 層）、砂礫（I c 層）、焼土を多量に含んだ砂質土ないしシルト（I d 層）、粘土（I e 層）に整理・細別される。I a・I b 層は広範囲に認められる變層的な土層であり、漆喰を含有物とするか否かという点以外は基本的に同一の土質・色調を呈する。I e 層は I b 層上面に貼られた薄層である。I c・I d 層は 8 C 区西端の落ち込み状遺構（S X b 06）の埋め戻し層であるが、第 2 面の廃絶に伴う大規模な地形行為の所産と考えられるため、第 1 面を構成する整地層と捉えておく。

なお、8 B 区南壁東端部（東端 0 ~ 12 m 付近）では、0 b 層直下に後述する II d 層が堆積しており、I 層は認められない。これには 2 つの解釈が可能である。① II d 層による第 2 面造成後、その上に I 層による第 1 面が造成されたが、近代に 0 b 層造成に先立ち削平された。② 第 2 面造成後、第 1 面の造成は行われず近代に至り、0 b 層が造成された。土層断面の観察のみではこのいずれが適切か判断することは難しい。しかし II d 層上面で検出された遺構群の伴出遺物には、明らかに幕末期（19 世紀中葉）にまで下限するものがみられる事、また幕末まで存続したことが絵図から確認できる腰掛建物（SBB09）が 0 b 層で被覆されていることを重視すると、②の可能性が高いと判断できる。つまりこの付近の整地単位としての I 層は存在せず、II d 層上面が第 2 面と第 1 面（段階）の遺構面として存在したとみられるのである。

I 層直下、標高 1.3 ~ 1.4 m のレベルで第 2 面が検出された。第 2 面を構成する整地層（層厚 15 ~ 20 cm）を II 層とする。II 層も褐色系の色調を呈しており、灰層を主体とする暗褐色土（II a 層）、被熱層である暗赤褐色焼土（II b 層）、径 5 mm 前後の小礫を多く含みよく締まった淡褐色砂質土（II c 層）、褐色砂質土と同様

砂の互層（II d 層）、炭化物粒を含む暗褐色シルト（II e 層）に整理・細別できる。II b 層は直上の II a 層とセットになり 8 C 区で認められる。焼土ブロックの二次的な堆積層ではなく、II c 層の上面が広範囲の被熱により形成されたものと考えられ。上面は赤褐色を呈するが下方は間接的な被熱を示す黒褐色の色調になる。直上に灰層である II a 層が堆積しているので、火災が成因とみられ、第 2 面廃絶の直接の契機になったと考えられる。II d 層は 8 B 区で部分的に認められ、層厚 5 cm 前後の締まった砂質土と細砂が版築状に堆積する。

II 層下の標高 1.2 m 前後のレベルで第 3 面が検出された。第 3 面を構成する整地層（層厚 10 ~ 20 cm）を III 層とする。III 層はきめ細かで均質な淡黄褐色粘土ないし粘質土（III a 層）、濁灰色ないし暗褐色シルト（III b 層）という全く異なる 2 者に整理・細分できるが、遺構面との関係から III 層として大枠を一括した。III a 層は、8 C 区南壁のほぼ全体と 8 B 区の一部で認められ、8 B 区で検出された回廊状礎石列（SBB20）の礎石を設置した後、礎石周辺の構築面に貼られた化粧的な整地土である。部分的には第 2 面の礎石の重みによって沈下しており、また遷元して青灰色を呈する箇所もある。III b 層は砂粒を多く含み、比較的硬く締まっている。

III 層直下の標高 1.0 ~ 1.1 m のレベルで第 4 面が検出された。第 4 面を構成する整地層（層厚 15 ~ 20 cm）を IV 層とする。IV 層は暗褐色砂質土（IV a 層）、硬く締まった暗灰褐色細砂～粗砂（IV b 層）、淡褐色細砂～粗砂（IV c 層）に整理・細別できる。IV a・IV b 層はほぼ同一レベルで漸移的に連続すると考えられる土層であり、東側の 8 B 区から 8 C 区東端にかけて IV b 層がみられ、その西側の 8 C 区中央部から西半にかけて IV a 層が堆積する。IV a 層には少量であるが炭化物と焼土粒が含まれており、第 5 面廃絶の事情を示す可能性がある。IV c 層は IV a 層の下位で部分的にみられ、海砂と考えられる淘汰の進んだ砂から構成される整地層である。

IV 層直下の標高 0.8 ~ 1.1 m 付近のレベルで第 5 面が検出された。第 5 面を構成する整地層（層厚 15 ~ 40 cm 前後）を V 層とする。V 層は円礫を多く含む暗茶褐色粗砂（V a 層）、炭化物粒を少量含む暗茶褐色砂質土（V b 層）、淡黄褐色粗砂（V c 層）、暗灰色粘質土（V d 層）に整理・細別される。I ~ IV 層よりも上面での細かな起伏が目立つが、これは主に III 層ないし IV 層の整地後に生じた沈下現象と考えられる。V a・V d 層は 8 C 区西端の SKB178 の埋土であるが、V b 層に連続することから第 5 面の形成に関わる土層と捉えられるため基本層序に含めた。V b・V c 層は、ほぼ全

域で認められる鍵層的な土層であり、第6面直上がVc層で覆われ、その上にVb層が整地されて第5面が造成されている。Vb層に含まれる炭化物は、焼土粒を伴っていないことがIe・IVb層とは異なる点であり、8A区SDb65～67付近で認められたような、炭化物を介在させる小規模な生活面の連続と同じ成因によるのかもしれない。

V層下の標高0.5～0.7mのレベルで第6面が検出された。第6面の構成層をVI層とする。暗褐色系砂質土(VIa層)、鉄分を含んだ淡褐色シルト(VIb層)、淡褐色系シルト(VIc層)に整理される。これらはVIc→VIb→VIaの順に堆積しており、VIc層の下位には中世前半の第7面がある。VIb層は第7面の礫敷き造構(SXb16)外側に水平堆積していることや、I～V層の整地土にみられるような汚れの染み込みが認められず人為的な含有物(焼土・炭化物・漆喰・近世土器など)も含まないことから、自然堆積層であるとみてよいであろう。VIb層上に堆積したVIa層については整地層の可能性を否定できないが、やはり人為的な含有物ではなく、VIb層上位が土壤化して形成された可能性がある。

VI層下の第7面については、礫敷き造構SXb16の構築・埋没状況と関わるために、第7節で記述する。

2. 2. 8A区南壁土層(図版4)

8A区東半部～中央部の南壁土層(東西方向)である。西半部は擾乱が顕著であり、第5面までは大半の整地層が擾乱・破壊されていたため、断面図を取得していない。

アスファルトによる舗装面を除去すると、近代以降の整地層と考えられる淡褐色砂質土(0c層)が堆積していた。第1面のSDb04(新)の掘り方ならびに埋め戻し土は、0c層直下の層位(I層)を構築面とするため、0c層の形成年代は明らかに幕末以降である。しかしコンクリート片などは包含しておらず、また大正期の道路側溝であるSDb01掘り方に切り込まれているため、明治期の整地層と考えられる。東半部では上面が標高1.8m前後で一定しているが、中央部では擾乱を受けながらも西へ傾斜するような状況が認められる。

0c層直下には、炭化物・瓦片や漆喰片を少量含む淡褐色砂質土が堆積しており、8B・C区南壁土層との比較からIa層の範疇で捉えられる。この層位上面はSDb04の構築面(第1面)であり、標高は1.7m前後で8B・C区南壁土層の第1面よりも0.1m程度高い。

Ia層直下には、径3～10cmの大いな小礫を多量に含ん

だ、やや締まった淡褐色砂質土が堆積しており、IIc層で捉えられる。したがって上面が第2面に該当し、第2面の標高はやや起伏はあるが1.5m前後と、やはり8B・C区南壁よりも0.1m程度高い。

IIc層直下には固く締まりやや潤った淡褐色砂質土が堆積していた。8A区南壁の北側でこれと平行して東西方向に延びるSDb30の構築面であり、8B・C区の土層と直接対比することは難しい。しかしSDb30に繋がる8B区の石組溝群の変遷(第2節4 SDb30・48の項からびに第5回参照)を前提にすると、第4面と理解せざるを得ない。つまり、この付近では第3面を構成する整地層(III層)は存在しないことになる。そこで8B・C区における第4面構成層をみると、8B区から8C区東端にかけて広域にみられるIVb層が色調はやや異なるが、固く締まった砂層という点で近い要素をもつといえる。このためこの層をIVb層から漸移的に変化した同種の整地層と捉え、IVd層と呼称しておく。IVd層上面(第4面)の標高は1.1～1.25mであり、8B・C区とほぼ同じく0.1m程度高い。IVd層直下には、部分的に粘土と砂が交互に堆積し固く締まった薄層(IVe層)があり、さらに下位には第4面と第5面の中間層である海砂状のIVc層が広域に堆積する。

IVc層直下には、中央部を中心に薄層が重層的に堆積してV層を形成する。V層上面(第5面)の標高は1.0～1.2mであり、やはり8B・C区よりも若干高い。東半部では、Vb層とその下のVc層という単純な構成である。一方中央部では、固く締まった淡褐色砂質土なし粗砂の薄層(Vf層)が交互に堆積しており、一部には焼土を伴わない炭化物が認められる。SDb5～67の掘り方はこの薄層中で2面認められ、一定期間中の溝が改修されたことを示すとともに、Vf層全てをまとめて整地単位と捉えることは困難である。土壤化的な土色であることとも考慮すると、比較的長期の生活面の集積とみた方がよいであろう。

V層下の標高0.7m前後で第6面が検出された。8B・C区と同じくVIa層の下にVIb層が堆積する状況が認められる。VI層中に中世の造構は確認できなかったが、VIb層から比較的大きな破片で摩滅していない土師器羽釜(1000)が出土している。

2. 3. 8A区II層瓦溜まり(図版5)

調査区全体にわたるものではないが、8A区の第2面下で瓦溜まりを検出した。

瓦溜まりはB-12グリッドの東西7.5m・南北5.0mの範囲に主に認められるが、その周囲にも散在する。構成層は瓦を主体に土器・陶磁器も多量に含む淡褐色

砂質土であり、第2面と第4面の間層として存在する。層下面是起伏に富んでおり、第4面構成層のIV e 層をかなり掘り込んでいるが、東西断面の西端では明らかにIV e 層の上位に堆積しているため、第4面より後出するのは確実である。また南北断面ではII d 層の下位に堆積する状況が看取でき、第2面に先行する堆積であることも首肯できる。なお8 A 区南壁同様、周囲にはIII層の存在が確認できない。

以上を踏まえると、遺構面を掘り込む「土坑」ではなく、第2面造成のための整地層の一つとして捉えられる。ただし「土坑」ではないが下位遺構面を掘り抜いている点に、通常の整地とは異なる状況が指摘できる。これを単に瓦廃棄のための工夫とみなすこともできるが、瓦溜まりの範囲がSBB05の一部と重複しており、瓦溜まりの広がらない範囲でもSBB05下にはIII層が認められない（図版11：a-a' 断面参照）。建築に先立つ地囲（地形）として、本来存在したIII層が削り取られている可能性を考えることもできよう。

2. 4. 7 区北西壁・北壁土層（図版6・7）

B 地区北端部での東西方向の土層断面であり、発掘当初の層序認識の前提をなした土層である。西端10 m程は近代から現代に至る搅乱が顕著で、特に戦後の旧・高松駅舎の火災に伴う炭化物層が分厚く堆積していた。その下には、近代の竹柵遺構 SDB03 の掘り方埋土が認められた。このためこの範囲では、近世遺構は全く遺存していないかった。

その他の箇所では、部分的な擾乱を除けば土層の遺存状況は概ね良好であった。北壁西半部～中央部では、地表面下の標高2.2～1.8 mに現代の造成土が堆積しており、その下に近代の整地層である暗灰色シルト層が水平堆積していた（0 d 層）。その下の標高1.6～1.7 m前後で、第1面が検出された。第1面構成土は、北西壁～北壁西半部では漆喰片を含む暗褐色シルトであり、北壁東半部では濁褐色シルトであった。色調に若干の違いがあるものの、前者をI a 層、後者をI b 層に対応する層位と捉えてよい。

I 層下の標高1.4～1.6 m前後で、第2面が検出された。第2面構成土は、褐色系のシルトないし砂層であり、砂粒を多く含むことから、II b 層に対応すると捉えられる。北西壁～北壁西半部では、第2面の存在が不明瞭であったが、I a 層下の標高1.5 m前後で瓦片の水平堆積面が部分的に認められたため、この面が第2面である蓋然性が高い。

II b 層下の標高1.2～1.4 m前後で、第3面が検出された。第3面構成土は、北西壁～北壁西半部では上面に暗灰色粘土質土（色調が異なるがIII a 層に対応）を

貼り、その下に淡褐色中砂（III c 層）・暗褐色シルト（III d 層）を入れる整地単位を看取できる。北壁中央～東半部でも、黄褐色粘土ないし粘土質土（III a 層）の下に淡褐色中砂（III c 層）が認められ、ほぼ同様である。III a 層の色調が異なるのは、地下水位や埋没状態（酸化・還元状態）に起因すると考えられ、本質的な差異ではない。8 B・C 区南壁のIII a 層とは基本的に同一層と捉えてよいが、8 B・C 区ではやや締まりの悪いシルト状の土質であり、7 区の方が固着したような土質である。北西壁では第3面を掘り込むSKb 65 の断面がみえるが、埋土上面にはIII a 層が貼られている状況が明瞭である。SKb 65 は、掘り込み面の不明瞭な8 A 区II 層瓦溜まりとは異なる土坑であり、埋没後に整地が行われていることから、第3面でも早い段階に形成された遺構と考えられる。

III層下の標高1.1～1.2 m前後で、第4面が検出された。第4面構成土は、黄褐色粘土（IV e 層）を上面に貼り、その下には淡褐色中砂（IV f 層）を入れており、上位のIII層と同様な整地単位が指摘できる。北壁東半部では、下位の第5面遺構 SKb 09 の土坑群（廻り設坑）の起伏の影響を受けているが、この起伏は上位の第3面では克服されているので、第4面段階に生じた現象であろう。また、北壁東端のSD b 28 の断面をみると、石組み掘り方は第4面から掘り込まれているが、蓋石と側石上段は第3面に伴うように見える。これは、第4節4. で述べるように、SDB28 北半部の構築が第4面まで通り、修築されて第3面にも機能していたことを示している。

IV層下の標高0.8～1.0 m前後で第5面が検出された。第5面構成土は濁褐色シルトと淡褐色中砂であり、若干色調に違いがあるが、前者がV b 層、後者がV c 層に対応する。北西壁・北壁では概ね V b 層の单層でV層が構成されるが、北壁の一端ではV b 層の下位にV c 層が認められる。

V層下の標高0.6～0.7 m前後で第6面が検出された。北西壁中央部では、第6面の検出高が0.3 m前後までがっているが、8 C 区南壁では西端部まで第6面は標高0.6 m前後で一定していることから、北西壁で第6面が低くなるのは局所的な現象と捉えられる。第6面構成土は、灰褐色シルト（VI a 層）・淡褐色シルト（VI b 層）であり、北西壁～北壁中央部ではVI b 層、北壁東半部ではVI a 層が基盤となるが、両者はかなり漸移的に移行する。また北壁中央部では、部分的に淡褐色系の中砂ないし砂礫がVI a 層の上面に入る（VI e 層）。

3. 整地層の範囲と各遺構面の起伏

以上3箇所の東西方向土層を中心に層序を記述してきたが、大体としては8B・C区南壁を基本層序としつつ、他の2者も共通した堆積状況を示しているといえる。各壁面上層の対応関係は、I~VI(・VII)層の大区分とその細分層位で行ったので、①主要な整地層の広がりと、②各遺構面の起伏・傾斜についてまとめておく。

3.1. 鍵層的な整地層

B地区全体か、かなりの範囲をカバーする広域的な共通層位としては、①Ia層・Ib層、②IIb層、③IIIa層(+IIIc層)、④IVa層・IVb層・IVd層、⑤Vb層+Vc層、⑥VIa層+VIb層の6層がある。

①は漆喰片を含有する(Ia層)か否(Ib層)かで細別できるが、基本的には同一層である。擾乱層所を除いてB地区全体に広がっている。

②は一見①によく似るが、數mm~數cmの大いき砾を多量に包含してやや締まった土質である点が異なる。8B区ではやや不安定な広がりがあるが、7・8A・8Cでは安定した層厚で水平堆積している。また8C区中央部から西半部にかけては、上面が被熱・焼土化している。

③は8C区と7区に、やや限局的に広がる粘土層である。7区では下位にIIIc層(砂層)を敷き、その上面をIIIa層で被覆する整地単位が認められる。

④は各層の広がりは狭いが、同一レベルで漸移的に連続しており、全体としてはB地区をほぼカバーする広がりである。砂質ないし砂層であるが、よく締まった固い土質である点が特徴である。

⑤はやや締まりの悪い砂質土(Vb層)と、直下の砂層(Vc層)がセッティングになった整地単位である。B地区全体で認められる。

⑥は基盤となる淡褐色シルト(VIb層)と、その上面の土壤化層(VIa層)からなる。B地区全体で認められる。

3.2. 整地層の欠落

調査区によっては、整地層そのものが欠落する箇所がある。8B区東部におけるI層の欠落、8A区におけるIII層の欠落である。

前者については、本来的にI層の整地を行わず、IIb層上面を第2面から維持して第1面段階の遺構面として用いた可能性が指摘できる。後者については、第2面造成に伴う瓦礫よりの掘り込みによって、本来存在した第3面が削り取られた可能性がある。

いずれにしても、前者は高松城西新御門前の腰掛建物、後者は大久保家屋敷内の大型建物の周辺であり、外曲輪や屋敷内での「場」の性格やそれを反映した地形の形態の問題として捉え得る現象かもしれない。

3.3. 各遺構面の起伏

各遺構面の標高をみると、必ずしも一定したレベルにないことがよくわかるが、中でも第6面のレベルが東西・南北方向ともに一定しておらず、起伏に富んでいることが明瞭に読み取れる。第6面は、東西方向の断面では各々ピークがあり、そのピークがやや東に振った南北方向に連続している状況が指摘できる。これは、第7面埋没以後の中世後半に形成された砂堆の形状を反映していると考えられる。

第5面では、第6面の起伏を踏襲した整地が行われる。第4面に至り、東西方向に関してはほぼ平準化されるが、南北方向では8A区付近にピークがあり、まだ起伏が残る。第2面では、南北方向の起伏も緩やかである。

以上のように、海浜部の自然地形が東西方向については第4面で、南北方向については第2面で解消されていく過程が看取できる。

第2節 第1面の遺構

1. 概要

第1面(発掘時:第1遺構検出面上位面、以下略)では、幕末期の屋敷地関連の遺構と、明治前半期の高松監獄関連遺構が混在したかたちで検出された。さらに大正~昭和期の道路側溝や建物基礎なども検出された。これらは同一遺構面とはいえ、切り合い関係や出土遺物によって比較的容易に区分することが可能であった。

明治期以降の遺構には、礎石建物1基・礎石29基・竹籠埋設溝2条・道路側溝2条・井戸1基、性格不明遺構2基がある。監獄移転後に設けられた竹籠埋設溝Sdb18は、幕末期の屋敷東限の土壠Sab01の東側にあることから、監獄敷地が近世の屋敷地を踏襲していた可能性が考えられる。また大型土坑SKb01・02から土器・陶磁器生産関係の道具や建築材・敗戦品が多量に出土したことから、高松監獄での陶磁器生産の実態と監獄内での空間利用形態を示す遺物群として注目される。また、検出状況からは建物の復元に至らなかった礎石には、①東横電気軌道の駅舎関連、②高松公会堂ないし戦後の国鉄関係建物の基礎の可能性が考えられるが、建物図面との照合は行っていない。

幕末期の遺構としては、礎石建物9基、礎石17基、ピット57基、土塀基礎ないし縫石状遺構9基、溝状遺構22条、土坑54基、井戸7基、性格不明遺構3基がある。土塀基礎SAb01は、第3・4面での石組暗渠Sdb28北半部の直上に構築されており、雑続的な屋敷地の境界と考えられる。礎石建物は明治期以降の擾乱によって破壊されており、平面形態の復元は難しい。しかし、礎石が大きく基礎構造も大がかりなものと、基礎構造を伴わない小礎石から構成されるものなどがあり、本来の建物規模や機能を反映している可能性がある。

2. 建物

SBb01（調査時SB01・02ほか：図版8）7区A12グリッドで検出された礎石建物である。礎石SBb01-2が7区北西壁北端で検出されており、第1面を構築面とすることが看取できる（図版6参照）。検出部分での平面形態・柱間から梁間4間・桁行5間の東西棟と考えられるが、西・北の2面はさらに調査区外まで広がる可能性もある。検出規模は東西11.0m、南北7.6m、面積83.6m²である。柱間距離は、梁間1.9m、桁行は1.96～2.64mを測る。

礎石の配置は、東辺・南辺については一直線上に並ぶが、南辺の礎石の間隔は東から2.03m-2.03m-2.03m-2.71m-2.2mと、東側3間分が2.03mで揃うが西側の柱間は不揃いである。礎石は、中央部のS B b 01 - 5・9・11が80～80cmの大振りで平坦なものであり、南辺のSBB01-17・20も同大であるが、他は30～40cm大小の小振りな礎石を集積して1箇所の礎石としている。後者については礎石基礎の可能性もあるが、前者も含めていずれも上面が標高1.6～1.7m前後に揃うため、礎石として捉えた。石材は安山岩が主体であり、花崗岩・閃緑岩もみられる。

なわ、東端部に埋立土坑SKb01・02があり、関連する屋内施設の可能性がある。

SBb02（調査時SB04：図版9）7区A13グリッドで検出された東西主軸の礎石建物である。同一遺構面のSdb04の埋土上面に構築されている。Sdb04の廃絶機は、明治5年の高松監獄への接收と考えられるため、監獄期の建物と捉えておく。規模は、梁間3間(5.8m)・桁行5間(9.7m)で、面積56.26m²を測る。

礎石の間隔は、梁間・桁行ともに1.9mで一定している。ただし各礎石の構成は、石材1個のみのものと、複数の石材の集積からなるものがある。石材は安山岩と花崗岩が主で、花崗閃緑岩と砂岩もみられる。

SBb03（調査時SB05・06ほか：図版9）7区A14グリッドで検出された南北主軸の礎石建物である。同一遺構面の東側1mに、土塀基礎SAb01が若干斜げて延びており、SAb01に規制されたような状況を示す。規模は、梁間2間(3.76m)・桁行2間ないし3間(5.76m)で、面積21.65m²を測る。

礎石の間隔は、東辺が1.92mで3等分されるのに対し、西辺は2.88mで2等分される。西辺部の北端には平面方形のSKb10があり、掘り方なし抜け取り痕の可能性がある。また想定される東辺と西辺の柱筋は平行せず、かなり明確に斜行する。石材は安山岩・花崗岩が用いられており、複数の石材で各礎石が構成される。

SBb04（調査時SBBA01：図版10・11）8区B12・13グリッドで検出された礎石建物である。付近は大正期以降に付設された道路側溝Sdb01などによって著しく擾乱されており、全体の遺存状況は必ずしも良くなかった。検出段階での規模は、梁間6間(9.6m)・桁行7間(17.8m)であり、面積170.88m²を測る。一応、南北主軸を示すようであるが、礎石の大きさや基礎構造を考慮すると、本来の建物規模は検出範囲にとどまらない可能性がある。

礎石の間隔は、梁間が1.6mと均等なのに対して、桁行は北から3.4m-3.4m-1.9m-1.9m-3.4m-1.9m-1.9mと一定していない。北半部は遺構



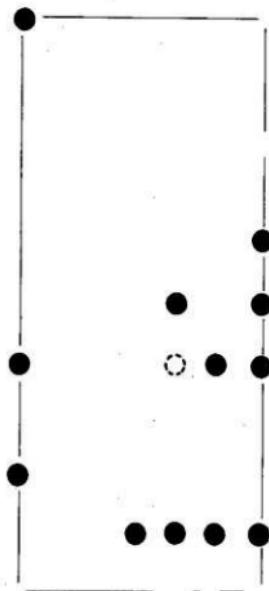
写真1 SBb04 磂石断面

面の遺存状況が悪いため、北端から2間分（柱間3.4mの箇所）は擾乱で礎石が撤去された可能性もある。しかし北から5間目（柱間3.4m）では、第1面が良好に遺存していたにもかかわらず、3.4mの柱間を等分する位置に礎石・栗石、あるいは抜き取り痕を全く確認することができなかった。このため、南半部で柱間が延びる箇所は、当初からの柱間距離であった可能性が高い。礎石には、長径70～120cm前後の安山岩ないし花崗岩の板石が用いられており、検出された全ての礎石建物の中で最も大振りな石材を用いている。

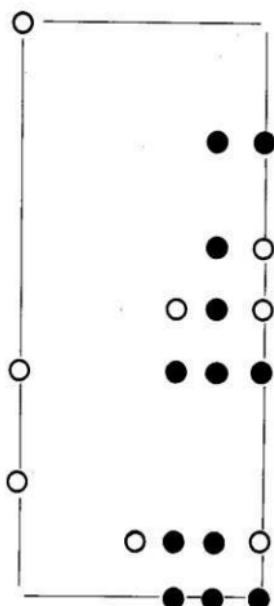
この建物は、土層観察と礎石の基礎構造との対応関

係によって、新旧2時期の建物が重複していることが明確になった。結論的には、新しい時期の建物（以下、Sbb04（新））が第1面を、古い時期の建物（以下、Sbb04（古））が第2面を構築面としていると捉えられる。ただし、このことが明確になってきたのは、a-a' 断面とe-e' 断面、f-f' 断面に観察用畦を残して礎石の撤去を行った、下位面の調査の過程においてであった。したがって、第2面を構築面とするSbb04（古）については、本来伴っていた礎石の平面図が欠落する部分があり、調査データとしては不十分なものになってしまった。一応、断面図などから可能な限り図

Sbb04(古) 第2面



Sbb04(新) 第1面



- 各面で存在が確認できる礎石（根石・掘り方）
- 第2面でのみ確認できる礎石（ただし擾乱のため第1面遺存せず）
- ◎ 断面図から存在が想定される礎石



第4図 Sbb04(古)・(新) 模式図

上復元を行ったのが、第4図の模式図である。

以上を踏まえて、改めて土層断面との対応関係を記述する。構築面との関係が最もよく読み取れるのは、a-a'断面である。SBB04-4・6・9・12・16は、第1面を構築面とするものであるが、明瞭な掘り方を伴うのはSBB04-4のみである。他の礎石では掘り方を伴わず、第1面構成土(a-a'断面第1層:大別層位ではI層に相当する)中に礎石下部が直接接している。このことから、第1面の整地作業とSBB04(新)の礎石据え付けとは、ほぼ平行しながら行われた可能性がある。

SBB04(古)に伴う礎石掘り方は、a-a'断面第18・19層(大別層位のIIb層に相当する)を掘り込んでおり、上位の第1層に被覆されている。このため、第2面を構築面とすることがわかる。第2面が構築面であることを確認できる礎石としては、SBB04-14・21・22・23・24・25がある。また、攪乱により第1面が削平されていたが、検出状況(礎石上面のレベル・栗石との重複関係)によって第2面構築の可能性が高いのは、SBB04-18・19・20である。このうち、下記の5箇所の礎石が第1面SBB04(新)の礎石と重複した位置にある。

第1面SBB04(新)	第2面SBB04(古)
-6	-21
-8	-24
-9	-22
-12	-23
-13	-25

また、西辺のSBB04-18~20が東半のSBB04(新)に伴う礎石と柱間・柱並びが揃う。以上のことから、SBB04(古)の廃絶後に同じ位置にSBB04(新)を建築したことが想定できる。SBB04(古)-14・23・25は、長径3.0m・短径0.82m程度の掘り方に大振りな安山岩3個を並べて礎石としているが、礎石の間にても同大の石材を2個詰めている。なお、SBB04(新)と同様に、南北半の柱間が3.4mと長く、この柱間を分割する礎石はないが、この部分に開炉裏ないし竈の基底部と考えられる木組の土坑(SKb59-60)があり、南北半での柱間の不揃いは、こうした屋内施設との関わりで理解できる。

SBB05(調査時SB8A02・SB8A01:図版12) 8A・8C区のB12・13、C12・13グリッドで検出された礎石建物である。SBB04同様に付近の攪乱が著しいため、礎石配置などの平面形態は十分には明らかにでき

なかった。一応、復元し得る規模は、梁間5間(11.4m)・桁行6ないし7間(14.2m)の東西棟であり、面積161.88m²を測る。建物の南辺中央(SDB15)・北辺西端(SAB04)には縁石状の石列があるため、一応、南北は上記の5間で収まると考えてよかろう。

礎石の遺存状況の良好な南辺での柱間は、梁間で2.0m、桁行西半部で2.0m、同東半部で2.16mを測る。建物東半と西半で柱間が異なることになるが、柱筋は揃っている。建物北東部の礎石は、SBB04-1か、その南西側にあるSBB04-2と考えられるが、いずれも梁方向ないし桁方向のいずれかの柱筋と合致するのみであり、やや歪な位置にあるといえる。その原因は、直近で検出された井戸SBB03との位置関係に求められるかもしれない。礎石は大半が安山岩であり、掘り方裏込めに花崗岩が少量用いられているに過ぎない。

南辺の礎石列の構造は、SBB04によく似ている。最終的な礎石の設置面は第1面であり、SBB05-3~4がこれに該当するが、その下部には長方形プランの掘り方に同大の石材を複数並べている。下部の「礎石」掘り方は、土層断面(a-a'断面)では第2面を掘り込み面としていることが読み取れる。こうした状況から、SBB04と同様に、第2面の礎石建物(以下、SBB05(古))と同じ位置に第1面の礎石建物(以下、SBB05(新))が建てられたと考えられる。このようなSBB04との共通性から、SBB04とSBB05とは本来同一の建物を構成していた可能性も十分にあるが、同一面の石組溝SDB12との位置関係から、単純な方形プランには復元できないようである。また後述するように、式台基礎の可能性をもつSKb34埋土と重複しており、周辺遺構との複雑な連続関係にあるといえる。

SBB06(調査時SB8C03・SB8C02ほか:図版13) 8C区C12グリッドで検出された礎石建物である。検出した北端部分が同一面(第1面)検出のSBB05に重複している。本遺構は、縁石を兼ねた石組溝部分(SDB15)とこれに重複する礎石、さらに中央部の土坑状の掘り込み部SKb34からなる。礎石の遺存状況は悪いが、縁石部の範囲から、東西5.8m・南北5.8m以上の規模が想定される。

石組部SDB15は、安山岩・花崗岩を主体とする小礎を小口積みして面を揃えている。石組溝の形態をとるのは西辺と南辺であり、幅0.4m前後の間隔に並べられている。浅い掘り方を伴う箇所もある(b-b'断面付近)が、遺存状況の良好なSBB05南辺との重複箇所では明瞭な掘り方は確認できなかった。石組内埋土は、さほど長期間の滲水や堆積作用を示すような状況にな



写真2 SKb34 挖り方（式台基礎）



写真3 SBb09

土坑部 SKb34 は、東西 5.4 m 前後・南北 5.3 m 前後の規模をもち、平面方形を呈する。検出した北端部は Sbb05 南辺と重複している。発掘時には搅乱と認識していたため、底面の状況について詳細な知見を得ることができなかった。このため、復元的な所見も交えて記述する。土坑は、Sbb05 南辺部断面からみて、第1面を掘り込み面としていることがわかる。掘り込み壁面は垂直に近く落ち込んでおり、埋土中位に暗灰色系の粘土層が認められる。この埋土は整地土とみられ、人為的な埋め戻しが考えられる。またこの粘土層を手掛かりにすると、Sbb05 南辺部付近では同層のレベルが上昇しているため、本来の土坑部北端は検出した範囲に近いものであったと推測される。石組掘り方との直接の切り合はないが、位置関係からみて南辺部石組は土坑部埋没後に据えられたとみて大過ない。

これは、土坑部と Sbb05 南辺石との重複関係と同じである。

礎石ないし掘り方とみられるピットは、石組部の石組中や、土坑部上面に認められる。南北方向での柱間は 2.1 m で 2 間、東西方向の柱間は 1.2 m で 5 間に復元できる。

以上のような、構築部を土坑状に掘削・整地する建物としては、土蔵などの事例も存在する。しかし、①周囲に石組みを伴う建物の「化粧」が意識されること、また②大型礎石を伴う Sbb05 と連結しており、その南側に突き出る位置関係にあること、の 2 点を踏まえると土蔵とは考え難い。中心的な大型建物に付随する施設（建物）とみるのが妥当であろう。東京都尾張藩上屋敷遺跡で検出され、絵図との対応関係が確認された「式台」に類似例が見出せる（渋谷 1997）。

SBB07 (SB8C04 ほか：図版 14) 8 C 区 C 12 グリッドで SBB06 の西側に隣接して検出された、北側に張り出し状に 1 間延びて平面凸形を呈する礎石建物である。礎石は 20 ~ 30 cm 大の花崗岩であり、直方体に加工されている。調査時には第3・4面（第1整地面）で検出されたが、出土遺物に肥前系磁器端反碗など様相 8 のものが複数認められることから、本来の構築面は第1面と考えられる。礎石

は、掘り方内に根石状に据えられている。他構造との関連をみると、SEB08 を囲繞するような位置にあり、井戸の覆い屋の機能が想定される。

SBB08 (調査時 SB8C201 ほか：図版 13) 8 C 区 B 10・11、C 10・11 グリッドで検出された礎石建物である。南辺の掘り方ないし抜き取り痕が同一面の土坑 S K b 24 に切られる。規模は梁間 2 間 (3.88 m)・桁行 3 間 (6.48 m) で、面積 25.14 m² を測る。

礎石には、長径 60 ~ 80 cm 程度の花崗岩・安山岩が用いられており、掘り方をもつものと直接遺構面に据えるものがある。柱間は梁間で 1.94 m と等分されるが、桁行では西から 2.64 m - 1.84 m - 2.00 m と不揃いである。

SBB09 (調査時 SB8D01・SB8B05 ほか:図版14) 8 D・8 B区のB 14・15、C 14・15グリッドで検出された礎石建物である。調査途上では、8 D区に限定される東西主軸の蔵状建物を想定していた。しかしその後の整理作業で、①東西方向のSBB09-1～5とその南側に延びる南北方向のSBB09-6・7が直角に屈折すること、②雨落ち溝とみられるSDb19がSBB09-6・7と平行しており、東西方向のSBB09-1～5よりも北側に延びないこと、③SBB09-5～7の間隔から想定される南北棟と、SBB09-1～5が伴う東西棟の幅(梁間)が同規模であること、などから東西棟と南北棟が連結する逆L字プランの建物が想定できる。ところで幕末(慶応頃)の「高松城全図」には、丁度この付近に西側門に伴う「腰掛」が逆L字形プランの建物として描かれており、上記想定と極めてよく整合するといえる。なお、建物から西側約10～20m程度離れた擾乱(?)から、六葉紋鬼瓦(鬼瓦7:2912)が出土しているが、文様(紋章)の性格からみて、腰掛に葺かれていた可能性がある。

以上を前提に、各部の状況を記述する。北側の東西棟部分は、南北(梁間)4.8m・東西(桁行)15.28mを測る。北辺と東辺は溝状に布掘りされ、長径40～100cmの大石材が上面ならびに外側(北辺は北側、東辺は東側)をえらぶ、縁石状に並べられる。また掘り方内には、裏込めとして小磚が充填される。石材は、縁石状の礎石面には花崗岩が用いられ、裏込め礎には安山岩が主体的に用いられている。東辺・北辺では、どの石材が礎石に該当するかが明確ではないが、北辺では概ね1.8m毎に石材の抜き取られた箇所があり、これが屋内とみられる礎石9～12(いずれも掘り方)と対応する位置にあることから、1.8mを柱間の基準にしていることがわかる。南辺の礎石1～5の柱間距離はやや不揃いであるが、概ね3.8mを1間分としているようである。

南側の南北棟部分は、東西(梁間)4.8m・南北(桁行)12.64mを測り、雨落ち溝の状況からさらに南側調査区外にも延びることが想定できる。東辺では礎石5～7が検出でき、柱間距離は3.6mである。また、東辺の東側1.2m(芯々距離)には、瓦組溝SDb19が平行して検出された。SDb19は幅0.9～1.12m、深さ0.38mを測る。東側肩部は垂直に立ち上がっており、肩部壁面に平瓦を貼り付けるように立て並べている。さらに底面中央には平瓦を横断方向に2列、広端部ないし狭端部を上側に向けて立て並べている。

SBB10(調査時礎石8B04・05・SP8D43:付図1) 8 D・8 B区C 13グリッドで検出された、南北主軸の礎

石建物である。規模は、梁間1間(1.8m)・桁行1間(3.1m)で、面積5.58m²を測る。北西隅の礎石は掘乱のため検出できず、他の3箇所も掘り方と栗石のみであり、礎石本体は検出できなかった。小規模ながら礎石建物であり、通常の建物とは異なった機能を有していた可能性がある。東辺がSAB07の延長ラインと一致していることから、土壌に伴う門(高麗門)と推測される。

礎石01～03・05(付図1) 7区A 12グリッド、8区B 11・12グリッドで検出された礎石群である。礎石05は掘り方をSB01に切られるため、それ以前の構築であることは明確である。礎石01・03・05は、角礎を栗石に用いており、その上に大振りな安山岩の板石を礎石に据えている。基本的な構造は、SBB04・05を構成する礎石と同じである。このため、SBB04・05に繋がる大型建物の一部である可能性は高いが、付近は明治期以降の擾乱が著しいため、建物プランの復元までには至らない。

礎石10～12(付図1) 8 C区B 10・C 10グリッドで検出された礎石群である。長方形に加工された花崗岩が敷き詰められている。主軸方位は、近世の地割とは異なり、北西側の道路と平行する。近代でこれと一致した方位をもつのは、大正～昭和初期の東横電気軌道の軌道であり、調査区北西部付近には駅の表示もあることから、鉄道に伴う建物(駅舎か)基礎の可能性がある。

礎石13～19(付図1) 8 C区C 11グリッドで検出された礎石群である。長方形に加工された花崗岩割石が単体で並べられており、近世遺構のSDb14の上面に構築されることから、明治期以降の所産と思われる。

礎石21(付図1) 8 C区B 11・C 11グリッドで検出された礎石である。SBB05柱筋の西側延長線上に位置するが、立石状遺構SB04によってSBB05と隔てられるため、別遺構として捉えた。長径1.6m・短径1.1mの磨滅の進んだ花崗岩が用いられる。

礎石23～29(付図1) 8 C区C 12グリッドで検出された、栗石の詰まった礎石掘り方群である。掘り方平面は隅丸方形を呈しており、栗石は砂岩円錐が用いられている。この上側に礎石が乗ることが想定されるが、検出された掘り方・栗石上面はかなり削平を受けた基底部付近であり、それにもかかわらず検出レベルは1.60～1.65m前後であり、第1面の他の礎石

ベルよりもかなり上位に礎石レベルがくることになる。当該地点周辺では8D区西端部でコンクリート建物の基礎がほぼ同じレベルで確認されているため、これらは礎石基礎も同様の性格と考えられる。

礎石 33～44（付図1） 8D区B14グリッドで検出された、礎石掘り方群である。礎石23～29同様の掘り方平面形態を呈しており、砂岩円礎を充填させるところも同様である。礎石37には、扁平かつ方形に加工された花崗岩が据えられている。その上面レベルは1.42mであり、第1面がないし第2面の造構面レベルと矛盾はないが、加工の仕方は近世建物よりも近代建物に近いといえ、栗石の状況も同様な傾向が指摘できる。このため、これらの礎石群も近代以降（高松公会堂ないし国鉄関連建物か）と捉えておきたい。

3. 土壌・縁石

SAb01（調査時 SA01：図版15） 7区A14グリッドで検出された、土壌基礎と考えられる南北方向の構築物である。下位造構面との関係では、第3・4面Sdb28や第6面Sdb71が直下に存在しており、継続的な地割の基準線と考えられる。

規模は、検出長4.88m・幅0.3mを測る。第1面より上位に露出している部分は、きめ細かでよく締まった褐色系土である。上面にはコテ状の工具痕が認められ、おそらく石灰混じりの土（三和土か）を用いて、表面を塗り込んで仕上げられたのである。第1面より下位は3cm前後の砂岩礎を含んだ粗質の褐色土であり、やや硬化していたものの第1面構成土（大別層位のI層）そのものとも考えられる。上面には径0.15cm・深さ0.12cmの平面円形の穴が認められる。柱穴とも考えられるが、検出部分では1箇所存在するのみであり、かなり長い柱間距離をとることになる。

SAb09（調査時 SP8B11・12・13：図版15） 8B区C14グリッドで検出された3個の柱穴列である。SAb01の南側延長線上に位置しており、SAb01と連続する造構の可能性がある。柱間距離は1.25mを測る。柱穴内には小礫が認められたが、柱穴の規模からみて礎石栗石ではなく根石と考えられる。その位置から、腰掛建物Sbb09や便槽Skb41・42・44・45と密接な関連にあることも想定できるが、具体的な組み合わせについては明確にし得ない。

SAb07（調査時 SP8D35・36・38・41：付図1） 7区、8D・8B区B13・C13グリッドで検出された

南北方向の礎石（礎石掘り方）列である。上記したSAb01とSAb09を結ぶラインの西側約9mにあるが、若干主軸方位がずれている。柱筋中に既述した門の東辺部（Sbb10）を含む。柱間は3.5m前後である。

SAb08（調査時 SB8B02：図版15） 8B区C13グリッドで検出された礎石列である。SAb07に直交して東西方向の主軸を取る。柱間は3.5m前後であり、SAb07と同様の距離である。

SAb05（調査時 SX8C04：図版15） 8C区C12グリッドで検出された石列（縁石）である。長径0.3～1.1mの安山岩割石を南北方向に並べており、西側の面を描えている。「式台」と推定したSbb06の南側で石列が途切れるため、「式台」前面に繋がる通路の縁石ないし土壌基礎と考えられる。下位面の第3面では、全く同じ位置に石組溝のSdb33があり、屋敷地内の何らかの区画線を反映する可能性もある。

SAb03（調査時 SB8C202：図版15） 8C区B10グリッドで検出された縁石である。長径20～50cmの大の安山岩板石の片側側面を平坦に敲打加工し、加工面を上側にして立て並べる。石列は西側の面が壊っている。また石材相互の重複状況から、北から順に石材を並べたことが想定できる。明瞭な掘り方を検出するに至らなかったが、石列の両側では土色・土質が明瞭に異なっており、西側では多量の瓦を含んだ層位が認められ、東側では第1面の構成土（大別層位I層）が認められた。西側の層位は、第2面魔縛→第1面整地というプロセスに伴う可能性があるが、整地土がこの石列を境に全く異なるという点は、屋敷地内の空間構成を一定程度反映していると思われる。

4. 溝

SDb01（図版16・付図1） 7区・8A・8C区のA13・B13・C13グリッドで検出された南北主軸の石組溝である。花崗岩を加工した間地石を用いている箇所が大半であるが、一部ではやや小振りな割石を積んでいる。石組内底面はコンクリート敷きである。大正10年「高松市街全図」では、公会堂東側に延びる南北方向の道路があり、周辺道路との位置関係から、本造構はこの道路の西側側溝とみられる。

SDb02（調査時 SD02～04：図版16） 7区のA13グリッドで検出された南北主軸の石組溝である。花崗岩・安山岩の割石を側石に用いているが、Sdb01と対応

関係にある大正期の道路東側溝と考えられる。両溝の距離（すなわち道路幅員）は 5.4 m を測る。

SDb08（調査時 SD8A03：図版 16） 8 A 区 B 13 グリッドで検出された南北主軸の石組溝である。側石の遺存状態は良好であったが、構築面（第 1 面）自体は擾乱されていたため、掘り方を検出できたのは北端部のみであった。

側石は、長径 30 ~ 40 cm 大の花崗岩・安山岩割石の平坦面を揃えて平積みされていた。石組内の埋土は、下半が暗褐色粘質土で一定の滲水を示す。上半の濁褐色粘質土は、SDb08 北側を破壊して構築された SKb20・21 のベース土である。このことから、同一面（第 1 面）の中では SDb08 が先行的な造構であり、それを破壊して新たに SKb20・21 が構築されたことがわかる。なお、北端部では東側に分岐する石組の小溝部（SDb09）があり、隣接する SDb04 に繋がっている。

SDb10（調査時 SD8A04：図版 16） 8 A 区 B 13 グリッドで検出された東西方向の瓦組溝である。幅 0.32 m・深さ 0.28 m の掘り方内に平瓦側縁を垂直方向に立て、側板としている。瓦組内には、滲水状態を示すような埋土は認められなかった。SDb08 の南側延長と SDb04 を繋ぐ位置関係にあり、SDb09 と同様の機能をもつていたと考えられる。

SDb04（調査時 SD05・SD8A01・SD8C01：図版 4・17） 7 区・8 A・8 C・8 B 区の A 13・B 13・C 13 グリッドで検出された南北主軸の石組溝である。検出長 51.5 m を測る。南端部では擾乱のために明瞭なプランが検出できなかったが、8 B 区南壁では掘り方断面が認められ、調査区内を南北に接することができる。側石の大半は、溝の底絶時に抜き取られ残っていなかったが、8 A 区南端から 8 C 区北端の約 4.0 m の範囲では良好な状態で検出できた。この箇所では、掘り方内に長径 50 ~ 60 cm 大の花崗岩・安山岩を 2 ~ 3 段平積みにしているが、東側石が各々面を揃えて 2 列認められる。以下、外側（東側）の東側石を「東側石①」、内側（西側）の東側石を「東側石②」と呼称して記述する。

東側石①・②の関係は、層的に説明できる（図版 4）。8 A 区南壁

では、東側石①と西側石は掘り方内の埋土が共通しており、両側石の間に溝内堆積土が認められる。東側石②は、この溝内堆積土の上に据えられており、西側石との間に別の溝内堆積土を形成していた。さらに側石上面は明瞭なレベル差がある。明らかに時期差を伴う在り方である。これから、東側石① - 西側石の組み合わせが第 1 面に伴う蓋然性が高い。

また 8 A 区南端部では、SDb04 と下位面（第 3・4 面）の SDb30 とが平面的に交差するが、この交差部で両構築を繋ぐ施設が検出された。交差部では、SDb04 西側石ならびに裏込め石は全く認められず、そこから長さ 0.6 m 程度に側石が西側に延びていた。この西側に張り出す側石は、下位の SD8A06 蓋石を外して同溝側石の上に積まれており、さらにその上に蓋石が 1 石置かれていた。つまり、高低差のある SDb04（標高 1.4 m 前後）から SDb30（標高 1.0 m）を連結して、前者から後者への暗渠排水を行うための施設と考えられる。

SDb04 は上記のような暗渠排水も伴うことから、排水を主体とした溝であることが推測される。ただし肉眼観察による限り、溝内堆積土中にはウリの種子や昆蟲遺体などは認められず、汚漏物や塵芥が流れ込むような環境下にはなかったといえる。

SDb12（調査時 SD8C02：図版 29） 8 C 区 B 11・12、C 11・12 グリッドで検出された東西方向の石組溝である。検出長 8.3 m を測る。東端は SDb04 に接しており、同溝に掘り方埋土を切り込まれている。また、SDb04 の西側石が SDb12 側石を閉塞するように据えられており、



写真 4 SDb04・SDb30 交差部

SDb12 → SDb12 という先後関係は明確である。ただし、この変化(付け替え)が第1面で行われたのか、第2面のうちに行われたのかは直接検証することはできなかった。一応、側石のレベルに SDb04 との大きな違いがないため、第1面を下限とする可能性も想定の内に入れておきたい。ただ既述したように、 SDb04 の東側石の積み直しが第2面から第1面への造成を契機とすることを前提とすると、 SDb12 の廃絶もこれに連動している可能性もある。

SDb14 (調査時 SD8C200・201・203 : 図版 29)

8 C 区 C 10 グリッドで検出された東西方向の石組溝である。下位の第4面 SDb45 西端部の直上に位置する。断続的な検出状況であったが、底面に石敷きを施す点で共通している。また、一部では蓋石が確認できたため、暗渠としての機能を有していたと考えられる。

SDb20 (調査時 SD8C202 : 図版 29) 8 C 区 C 10 グリッドで検出された東西方向の石組溝である。

側上面のレベルは、東端で標高 1.35 m 前後で、西端では標高 1.1 m 前後を測り、西側(外堀直近)に向かって明確に下がっている。

SDb03・18 (調査時 SD01・SX21・SD8B21 : 図版 18)

7 区・8 A・8 D・8 B 区の A 11 ~ 14・B 12・B 14・C 14 グリッドで検出された竹樋埋設溝で、本調査区唯一の上水道関連遺構である。SDb03 は、7 区を東西方向に延び、一部 8 A 区に分岐・斜行している。SDb18 は、7 区・8 D 区・8 B 区を南北方向に延びる。両溝は 7 区東端部で交差しており、その交差部では木製の継ぎ手が検出された。木製継ぎ手は、他に 8 D 区と 8 B 区においても、SDb18 に伴って各 1 箇所検出された。位置関係からみて、SDb03 から SDb18 に配水されたと考えられる。

第1面での他遺構との切り合いは、全ての近世遺構よりも後出しており、また明治 27 ~ 31 年頃と思われる SXb02 埋土も切り込んでいる。明らかに明治後半期以降の所産であることがわかる。

5. 井戸

SEb02 (調査時 SE01 : 図版 19) 7 区 A 13 グリッドで検出された。南北 1.7 m 以上の方形プランの掘り方内に、径 70cm の土製井側を 3 段積んで構築している。最上段の井側は上部が欠損しているが、標高 1.8 m 付近が最上段の口縁部にあたるとみられる。このことから、井側上端は第1面よりも上に立ち上がっていた

ことが想定される。最上段下端は 2 段目口縁部上面に重なっており、接合部には黄色粘土による目張りが施されていた。これは、2 段目下端と 3 段目口縁部も同様である。

出土井側は、口縁部が断面逆台形に肥厚しており、縁部外面に「X」形の刺突が連続する文様帶を伴う。19 世紀代の所産とみられ、検出面の年代とも整合する。

SEb04 (調査時 SE8A01 : 図版 19) 8 A 区 B 11 グリッドで検出された。平面隅丸長方形の掘り方内に、径 70 cm の土製井側を 2 段重ねて構築している。上段の井側上面は、長径 1.05 m 前後の安山岩を蓋石として閉塞されていた。下段口縁部は上段下端部の内側に挿入されており、間は黄色粘土で目張りが施されていた。また下段口縁部の周囲には、板材が平面八角形に組まれていた。

土製井側は、SEb02 と同様の形態・文様をもつものであり、近接した時期の所産と考えられる。

SEb03 (調査時 SE8A02 : 図版 19) 8 A 区 B 12 グリッドで検出された。上面は擾乱されていたが、第2面直下(II層)中の 8 A 区瓦溜まりを切り込んでいるため、第1・2 面の構築であるのは確実である。検出段階での上段の井側外側には、さらに上側の井側片が認められた。このため、想定される最上段井側の口縁部は、標高 1.8 m 前後であり、第1面を構築面としたとみて大過ない。

土製井側は、口縁部の肥厚が弱く、文様帶も回転ナデによる凹凸でかろうじて表現されているだけである。SE01・SE8A01 井側よりも後出的な様相をもつといえよう。

SEb06 (調査時 SE8C203 : 図版 20) 8 C 区 C 13 グリッドで検出された。東西 3.0 m・南北 2.5 m の隅丸形プランの掘り方内に、口径 1.1 m の土製井側が挿えられる。井側の材質・形状から第1面と捉えられる。第1面では付近は擾乱と認識していたが、検出面(第3 整地面 : 第6面)での掘り方の形状と第1面での当該箇所の擾乱の範囲が一致するため、第1面を構築面とするとみて間違いない。

SEb07 (調査時 SE8C204 : 図版 20) 8 C 区 C 13 グリッドで検出された。東西 1.6 m・南北 1.5 m の隅丸形プランの掘り方内に、口縁部が肥厚する口径 90cm 前後の土製井側が、2 段以上挿えられている。

SEb08 (調査時 SK8C02・SK8C245 : 図版 20) 8 C 区

C 12グリッドで検出された井戸である。径3.8mの円形プランの掘り方内に、口径80cm前後の土製井側が据えられる。

6. 土坑

SKb16・17（調査時 SK05・02・14：図版 21）7 区 A 13 グリッドで検出された埋甕土坑である。南北に 2 基並列しており、埋甕での芯々距離は 1.1 m を測る。埋甕は、底径 30cm 台のやや小振りな土師質土器甕であり、南側の SKb17 底面には平瓦が敷かれていた。甕内には糞尿とみられる白色物質が付着していたことから、2 基一連のトイレ遺構と考えられる。

SKb01（調査時 SK14：図版 21）7 区 A 12 グリッドで検出された埋甕土坑である。同一面で検出された Sb01 内の南東部に位置する。平面円形の掘り方内に、底径 45cm 前後の土師質土器甕を据える。屋内の便槽と考えられる。

SKb02（調査時 SK18：図版 21）7 区 A 12 グリッドで検出された伏甕土坑である。SKb01 の 1.9 m 西側にあり、やはり Sb01 内南東部に位置する。平面円形の掘り方内に、口径 37cm・器高 33cm 前後の土師質土器深鉢を倒立した状態で据えている。また掘り方底面には、板石が置かれている。伏甕内の埋土は、下位が有機物・炭化物を含む砂質土であり、緩やかに堆積していったことが想定できる。上位の灰色粘質土は廃絶後に裏込め土が崩落してきたと考えられ、伏甕内は空洞であった可能性がある。以上の所見と他地域（伊丹郷町遺跡など）での類例から、SKb02 には水琴窟としての機能が想定される。伊丹郷町では、水琴窟はトイレに伴う排水施設としても報告されており、SKb01（便槽）と近接する本遺構の在り方に示唆を与える。

SKb20・21（調査時 SK8A04・01：図版 21）8 A 区 A・B 13 グリッドで検出された埋甕土坑である。南北方向に 2 基並列しており、同一面の Sdb08 を埋め戻し（整地）して構築されている。両者の芯々距離は、約 1 m である。北側の SKb20 には、底径 50cm の土師質土器甕を据えられており、内面には糞尿とみられる白色物質が付着していた。南側の SKb21 にも、ほぼ同大の土師質土器甕が据えられていたが、底部を南側に向けて半壊状態で検出されたため、廃絶時ないしその後の擾乱による移動を被っていると考えられる。2 基一連の便槽を伴うトイレ遺構と考えられるが、周囲を囲む礎石・柱穴は検出されなかった。あるいは西側に近接す

る Sb04 との関係で捉えられるかもしれない。

SKb19（調査時 SK8A02：図版 23）8 A 区 B 12 グリッドで検出された埋甕土坑である。平面円形の掘り方内に、底径 70cm 前後の風呂甕を据えている。ただし、甕内や掘り方底面には炭化物の堆積や焼土化など、この地点で火を焚いた形跡は認められなかつたため、別の用途の埋甕として転用されたと考えられる。

SKb41・42（調査時 SK8B06・07：図版 22）8 B 区 C 14 グリッドで検出された埋甕土坑である。南北に 2 基並列しており、両者の芯々距離は 1.4 m である。ともに平面円形の掘り方内に大谷焼甕を据えており、甕内面には糞尿とと考えられる白色物質が分厚く付着していた。2 基一連のトイレ遺構と考えられる。周囲を囲む礎石・柱穴列はないが、東側直近に Sbb09（西側門腰掛）の南北棟部分があるため、あるいはこれに伴う便所の可能性も考えられよう。

SKb44・45（調査時 SK 8B10・11：図版 22）8 B 区 C 14 グリッドで検出された土坑である。南北に 2 基並列しており、両者の芯々距離は 1.4 m を測る。また北側約 4.5 m に位置する SKb41・42 とも一直線に並んでいる。やや歪な円形プランの掘り方をもつ。北側の SKb44 内からは大谷焼甕片が多量に出土しており、甕内面には白色物質が付着していることから、本来的には埋甕が据えられていたと推測される。SKb41・42 とともに、腰掛に伴う便所か。

SKb30（調査時 SK8C201：図版 23）8 C 区 B 11 グリッドで検出された埋甕土坑である。平面円形の掘り方内に土師質土器甕を据えている。削平のため基底部しか遺存していないが、本来の埋甕上面の標高は 1.8 ~ 1.9 m 前後にあたる。埋甕内面には白色物質が付着しており、便槽と考えられる。

SKb27（調査時 SK8C206：図版 27）8 C 区 C 11 グリッドで検出された埋甕土坑である。平面円形の掘り方内に、口径 60cm・器高 60cm 前後の土師質土器甕を据えているが、埋甕内面中位に三和土を塗り込んで仕切りが施されていた。この仕切りの中央には、径 14cm の円孔が開けられていた。類例に乏しいが、仕切りによって埋甕下半に空間が作られていること、また仕切りに穿孔が施され完全に閉塞されたものではないことを踏まえると、水琴窟の可能性が考えられよう。なお、近接して小型の埋甕土坑 SKb26 が検出されている。

SKb52（調査時 SK8D200：図版 33） 8 D 区 B 13 グリッドで検出された。長径 3.4 m・短径 1.45 m・深さ 0.87 m とやや大型であり、南北主軸の長方形プランを呈する。埋土中には瓦片を多量に含んでおり、瓦の廃棄土坑と考えられる。整理途上では第 2 面の遺構と捉えていたが、出土瓦の様相が SDb04 に近似することから、第 1 面所属遺構に変更した。

7. その他

SXb05（調査時 SX8C200：付図 1） 8 C 区 C 11 グリッドで検出された。10cm 前後の安山岩礫が 5 箇所に置かれ、その上に長径 55cm・短径 32cm・厚さ 12cm の加工された安山岩板石が据えられる。板石は南北方向に長く置かれ、その東側面は全体に被熱した形跡が認められる。さらに板石の東側の検出面（第 1 面）は東西 40cm・南北 52cm の範囲が被熱・焼土化している。このことから、ここで何らかの加熱作業が継続的に行われたことは明確である。具体的な構造は不明だが、竈の基底部などの可能性も考えられる。

SXb01（調査時 SX8A01：図版 15・16） 8 A 区 B 11・12 グリッドで検出された。東西 12.8 m・南北 11.5 m・深さ 1.8 m を測る楕円形プランの落ち込みと、その中央部で東西方向に延びる突堤状の石積みを伴う。落ち込み内の埋土は 4 層に大別できる。I 層は海砂状の黄褐色中～粗砂である。II 層は淡褐色系の粘質土であり、焼土・窯壁片・窯道具などを多量に含む。III 層は暗褐色系の砂質土であり、焼土・窯壁片などは少量含む程度である。IV 層は暗灰色系の粘質土であり、上

記遺物や石積みから崩落した石材を多量に含む。I～III 層は斜め方向の土層堆積が基本であるが、IV 層は水平方向の堆積である。また IV 層上面は固く締まり還元化している。これらから、IV 層が本遺構機能時に緩やかに堆積した層位であり、III 層より上は廃絶時の埋め戻し層と考えられる。

落ち込み掘り方は、検出時には素掘りであったが、南側の底面には石列が部分的に遺存していた。特に南東部では L 字プランに屈折する箇所があり、本来は落ち込みに沿って石積みが存在したと推測される。

中央部の突堤状の石積みは、南北両側の面が描う。検出長 14.9 m・幅 1.4 m・高さ 1.9 m を測る。壁面は、安山岩・花崗岩を平積みしているが、一部は落とし積み状に積まれている。上面にはほぼ 1.9 m 間隔で飛び石状に、長径 1.0 ~ 1.4 m・短径 0.6 ~ 1.1 m の安山岩板石が置かれており、壁面中にも大振りな安山岩板石が認められるが、これらは接する第 1 面の近世大型建物の礎石と極めて近い大きさと材質である。また中には方柱形に加工された凝灰角礫岩がある。以上から、本来は別遺構で用いられていた石材が転用されたことを窺わせる。

出土遺物に多量の窯道具・窯壁・構築材・焼成失敗品がみられる点が特徴であり、これらは明治 27 ~ 31 年操業の香川県監獄署に伴う窯業生産関連遺物であることは間違いない。本遺構の機能段階から失敗品などの投棄が行われ（IV 層）、最終的には窯の解体とともに整地されたと考えられる。問題は機能段階での木遺構の性格であるが、監獄内を区画する堀状の施設ということも考えられる。



写真 5 SXb01 遺物出土状況

SXb02（調査時 SX8A02：図版 25）
8 A 区 B 12 グリッドで検出された、大型の落ち込み状遺構である。平面形態はやや不定形な長方形を呈しており、東西 13.5 m・南北 8.3 m 以上を測る。埋土は 2 層に大別できる。上層は褐色系の砂質土であり、瓦片を多量に含み瓦溜まり状を呈する。下層は灰色系の粘質土ないし粘土であり、削り屑などの木片や木製品を多量に含み、ヘドロ状を呈していた。下層からは「明治廿六年」と記された木簡が出土しており、明治期の遺構であることは明確である。その他に SXb01 と同様の窯道具・土器などが出土している。

SXb01 のような石積みは認められず、おそらく大型の廃棄土坑と思われる。なお、竹掘埋設溝 SDb03 の支線溝が本遺構を切り込んでいる。両者の切り合いは西側断面では明瞭に確認できたが、東側断面では上層との切り合いを充分に捉えることができなかった。

SXb03(調査時 SX8A03: 図版 25) 8 A 区 B 12 グリッドで検出された、不定形の大型土坑である。周辺の擾乱が顕著なこともあり、掘り込みの平面形態は明瞭に捉えられなかつた。上面には多量の石材・礫の集積が認められ、下位では瓦溜まり状に瓦片が集中していた。南側に隣接して SDb05 の礎石が検出されたが、これとの切り合い関係は明確にし得なかつた。遺物の年代観からは、SXb03 の方が後出すると考えられる。

第3節 第2面の遺構

1. 概要

第2面(発掘時: 第1遺構検出面下位面、以下略)は、第1面検出の大型建物・石組溝のいくつかが構築される段階である。具体的には、第1面の SDb04・SDb05 といった最も大振りな礎石を伴う建物は、礎石掘り方の構築面との関係から、新・古の2時期に区分でき、新が第1面、古が第2面という関係が層位的に把握できた。同様なことは、屋敷内の石組溝 SDb04においても認められた。また、第1節でも述べたように、8 B 区東端部は第2面の造成のまま幕末に至っている可能性があるため、腰掛とみられる SDb09 は第2面構築で第1面段階まで継続したと捉えられる。再度記しておくと、SDb04・05・SDb09・SDb04 は、第2節で記述したように第2面で既に構築されていたことはほぼ確定である。重複を避けるために本節では個別に記述しないが、付図・一覽表等を参照される場合に、以上の点に留意されたい。これを踏まえて検出遺構数を示すと、礎石建物 10 棟(うち第2面に限定できるもの 5 棟、以下略)、礎石 4 基(3 基)、ピット 83 基(54 基)、櫛列ないし縁石 5 基(2 基)、溝状遺構 14 基(5 基)、土坑 18 基(11 基)、井戸 2 基、性格不明遺構 1 基がある。

第2面は、第1面へと踏襲される主要な遺構配置の大枠が定まった段階といふことができる。第1節で記述したように、第2面の廃絶要因は面的な火災によるものだが、こうした突発的な災害を超えて屋敷内の建物配置や区画には連続的な要素が指摘できる。逆に下位面の第3面と比較すると、第3面では 8 A・8 C 区に存在しなかつた大型建物が出現するという点で、星

敷内の利用形態に大きな変化が生じたと捉えられる。

2. 建物

SDb11(調査時 SDb03: 図版 26) 7 区 A 12・13 グリッドで検出された、東西主軸と考えられる礎石建物である。発掘時には第1面遺構と同一面(第1遺構検出面)で検出されたが、礎石上面のレベルが第1面よりも 0.1 ~ 0.2 m 低いため、第2面とした。北側ないし南側に対応する礎石列がないため、本来の規模は不明であるが、一応、桁行 4 間(8.32 m)である。柱間は西端の1間分が 2.32 m であるが、他は 2.0 m と描つてある。礎石には、長径 70 cm 前後の安山岩が用いられている。

SDb15(調査時 SDbD200: 図版 26) 8 D 区 B 13 グリッドで検出された南北主軸の礎石建物である。規模は梁間 1 間(2.72 m)・桁行 2 間(4.16 m)であり、面積 11.31m² を測る。礎石には、長径 25 ~ 40 cm 大の小振りな石材が用いられており、小規模なことと相俟つて簡易な構造の建物が想定できる。

SDb14(調査時 SDbC03: 図版 27) 8 C 区 C 12・13 グリッドで検出された、南北主軸の礎石建物である。規模は梁間 2 間(6.4 m)・桁行 4 間(8.0 m)であり、面積 51.2 m² を測る。柱間は、梁間 3.2 m・桁行 2.0 m である。

礎石掘り方は隅丸方形プランを呈しており、掘り方に内に礎石並みの大きさの石材を複数置き、その上に礎石を置いているようである。中には南辺中央の礎石のように、大振りな石を「田」の字形に配置して、その中心に礎石を据えるものもあり、かなり入念な基礎を備えているといえる。

この建物は、SDb05 の南東に隣接しており、SDb05 と共に第1面 SDb06 と重複した位置にある。SDb05 が第2面から第1面へと踏襲される建物である以上、第2面段階の中で SDb14 → SDb05 という変遷を想定するのが妥当であろう。

SDb13(調査時 SDbC200: 図版 28) 8 C 区 C 11・12 グリッドで検出された、東西主軸の礎石建物である。北東隅で SDb05 南西隅の礎石と接する。切り合い関係は明確でない。規模は梁間 1 間以上(6.5 m)・桁行 5 間(15.0 m)であり、面積 97.5 m² を測る。擾乱のため梁間の問数が特定できないが、桁行は 3.0 m を柱間距離とする。東半部では礎石が遺存していたが、いずれも複数の大振りな石を掘り方に並べているため、

礎石基礎である可能性もある。その場合は、構築面が第1面である可能性も生じてくる。

SBb12（調査時 SB8C217：図版26） 8 C 区 B 10・C 10 グリッドで検出された、東西主軸の礎石建物である。規模は梁間2間（4.2m）・桁行2間（7.2m）であり、面積30.24m²を測る。柱間は、梁間2.1m・桁行3.6mであるが、北辺の桁行は若干異なる。西辺部は、西側に面を備えた縁石状の小礎群があり、礎石は礎群と同様に西側に面を備えている。

3. 縁石

SAb10（調査時 SA8C200：図版26） 8 C 区 B 10・11 グリッドで検出された、東西主軸の石列である。検出長は東西4.5mを測り、石の並びはやや乱れているが北側の面を備えているように見える。

SAb11（調査時 SA8D201：図版26） 8 D 区 B 13 グリッドで検出された縁石ないし礎石建物である。平面L字形に屈折して延びる石列（南北3.74m、東西1.12m）の東側に、石列上面レベル（1.35m）よりも高い位置にくる礎石を2個据えている。おそらく石列は、建物の外周を囲む縁石であろう。礎石は北側が長径96cmと大振りで、南側が長径28cmと小さいが、上面は標高1.45～1.5mと比較的揃っている。

礎石47・48（付図2） 8 A 区 B 11 グリッドで検出された。40～50cm 大の花崗岩礎石が3ないし4個並べられており、SBB14での在り方などを参考にすると、上面中央部に礎石が乗る、基礎部分と考えられる。両者は東西方向に並ぶ礎石列（建物）の一部とも考えられるが、東側の礎石48が礎石47よりも0.2mも低いため、一連のものかどうかは確証がない。また、礎石47は上面に乗る礎石の厚さによっては第1面に位置付けられる可能性もある。

4. 溝

SDb23（調査時 SD07・09・SD8A02：付図2） 7 区 A 13 グリッド、8 A 区 B 13 グリッドで検出された南北方向の石組溝である。SDb04の東側約1.8mに位置する。側石は大半が抜き取られており、西側石が2石分残るものである。側石上面のレベルは SDb04 と大差ないものの、7区南壁での観察では掘り方が第2面を構築面としていることが確認できる。SDb04（古）へと踏襲されていく基幹的な排水溝と考えられる。

5. 井戸

SEb10（調査時 SE8C200：図版30） 8 C 区 C 11 グリッドで検出された井戸である。検出面は第3面であったが、SBb20の礎石掘り方ないし抜き取り跡を切り込んでいたため、第3面よりも後出するとみられ、また第1面では検出されなかつたため、第2面の遺構とした。

掘り方は東西2.48m・南北2.52mのやや歪な隅丸方形プランであり、掘り方内の北・東側は中位にテラス状の平坦面がある。井側は掘り方の南端に据えられており、直径80cm・器高100cmを測る。3段あるタガの2段目と3段目の間に側板外面には「大」の墨書きが認められた。なお、桶の西側には板材が1枚置かれていたが、これは第1面 SEb04 でみられたような、井側の重複箇所に敷かれた可能性がある。

SEb09（調査時 SE8C201：図版30） 8 C 区 C 10・11 グリッドで検出された井戸である。8 C 区 中央の攪乱を除去した標高1.2mで抜き取り跡上面を検出した。このため、第3面の可能性もあるが、同一建物の可能性をもつ SBb19・20 と重複した位置にあるため、より上位の第2面を構築面と想定しておく。掘り方は東西3.2m・南北2.9mの精円形プランであり、そのほぼ中央に直径90cm・器高108cmの桶が据えられる。遺存していた桶は最下段のみであったが、桶上縁の外側に腐食した木質が認められたため、これが上側に据えられた桶の痕跡とみられる。木質痕よりも上位には、抜き取り後の埋め戻し土（第1～6層）が堆積していた。

6. 土坑

SKb59・60（調査時 SE8A06・05：図版31・32） 8 A 区 B 13 グリッドで検出された、内部に木組みを伴う土坑（以下、木組土坑とする）である。南北主軸の土坑が、東西に2基並列して検出された。

遺存状態の良好であった SKb59 から記述する。土坑掘り方は、長径0.91m・短径0.68m・深さ0.22mの長方形プランを呈する。土坑壁面と底面には、柱目材とみられる炭化材が遺存しており、土坑掘り方に沿って板材が箱形に組まれていたことが想定できる。炭化材には鉄釘が65本打たれており、次の2点が観察できた。^① 板材同士の接合部以外にもかなり認められ、壁面材の上端と下端に集中すること、また^② 鉄釘先端が掘り方壁面にまで貫通していること。このことから、板材は現地で箱形に組まれ、掘り方に固定させたため

に多くの釘が打たれた、と推測される。

土坑内には、焼土塊や瓦片を多量に含んだ崩落土が堆積していた。瓦は平瓦が主体で、二次的被熱によって土師質化しているものや焼土が付着しているものもあった。上部構造の構築材と考えられる。土坑掘り方自体も被熱しており、壁面は上面で幅8cm程度の暗茶褐色酸化層が形成されていた。床面には焼土層はみられない。また掘り方南外側には、焼土・炭化物を含んだ薄層が認められた。

SKb60についても上記SKb59同様であるが、北側板材が南側に向かって倒れ込んだような状態で検出され、その裏側（北側）には崩落焼土が堆積していた。これを除去した掘り方の規模は、長径0.97m・短径0.69m・深さ0.17mを測る。また、壁面板材を中心に74本の鉄釘が認められた。

両土坑は、北辺と南辺が掛つており整然と並列している。掘り方同士の距離は0.45～0.5mであり、土坑の芯々距離は1.18mを測る。

上部構造について、若干検討しておく。焼土塊はスサを多量に含んでおり、壁面とみられる平滑面には数mmの厚さで砂質土が塗られ、被熱硬化していた。平滑面は平坦面を形成しており、直角をなす隅部とみられる部位もある。また、瓦のうち二次的被熱が明確なもののが多く（SKb60：118点中52点、SKb59：55点中44点）、破片輪郭に沿って変色しているものもみられる事から、破片としての転用後に再度被熱したと考えられる。凸面ないし凹面に焼土の付着したものがあることをも併せると、平瓦を芯材として表面にスサ混じり粘土を塗り込む構造物が想定される。そして土坑掘り方の焼土化については、第2面の廃絶要因である火災のみに求めることは難しいと考える。やはり、土坑内で恒常に火が焚かれた可能性を考慮した方がよいであろう。類例に乏しいが、①2連式竈の基底部、あるいは②囲炉裏基底部、の可能性を考えておきたい。

SKb55・56（調査時 SK8A16・17：図版33） 8 A区B-12グリッドで検出された木組土坑である。東西主軸の土坑が、南北に2基並列して検出された。いずれも西半部は攪乱により遺存していないかったが、SKb56掘り方の短径は0.66m、両者の掘り方の間隔は0.46mであり、SKb59・60に近似した規模と間隔をもつ。土坑内に板材を組むことや、板材が被熱し掘り方が被熱硬化していることも同じである。また、SKb56木組み内には、底面に近い部位に平瓦片が多数遺存しており、この点も共通する。ただしSKb56の底面は、西に向かって下がっており、壁面の板材も底面勾配に合わせて据えられている点がSKb59・60とは異なる。

SKb58（調査時 SK8A08：図版29） 8 A区B 12グリッドで検出された、南北主軸の木組土坑である。単基で検出されたこと、また細長い長方形プランを呈することが、上記4基とは異なる要素である。規模は長径1.34m・短径0.60m・深さ0.35mを測る。底面レベルは南半部の方が低く、北半部と7cmの高低差がある。SKb56に近い底面形態といえよう。

SKb54（調査時 SK8C219：図版33） 8 C区C 11グリッドで検出された土坑である。歪な円形プランを呈し、断面U字形を呈する。埋土の大半を占めるのが、瓦を多量に含んだ濁灰色粘質土層（第3層）であり、瓦の廃棄土坑と考えられる。やや古手の瓦（第3面段階相当の軒瓦）が主体であるが、層位的には第2面を掘り込み面とすることは確実である。

SKb53（調査時 SK8C221：図版33） 8 C区C 10グリッドで検出された土坑である。やや歪な円形プランを呈しており、第1面 Sdb20の掘り方に切り込まれる。埋土中には瓦片を多量に含んでおり、瓦の廃棄土坑と考えられる。

SKb62（調査時 SK8D205：図版34） 8 D区B 13グリッドで検出された。逆L字プランを呈しており、南端部でSKb63に切られる。断面形態はV字形であり、埋土は西側から埋められたような堆積状況を示す。第1層には瓦片を含み、第2・4層には炭化物が多量に含まれている。

SKb63（調査時 SK8D206：図版34） 8 D区B 13グリッドで検出された。北東側がやや張り出す方形プランを呈する。断面形態は逆台形であり、北側で切り合うSKb62とは全く異なる。埋土は2層であり、上層には特に上位で炭化物が多量に含まれる。下層には瓦片や漆喰片が多量に含まれており、瓦などの廃棄土坑と考えられる。

以上のSKb62-63は、周辺の石組溝Sdb04（古）や建物Sbb15・Sbb11とは重複しない位置に集中しており、屋敷地内の空閑地に掘削された可能性がある。また、瓦のみではなく漆喰を含むことから、単なる瓦の葺き替えではなく、建物の解体に伴う廃材を処理した土坑と考えられる。埋土中に炭化物を含むこと、出土瓦に二次的な被熱痕が顕著にみられることを踏まえると、第1節で記述した第2面の廃絶をもたらした火災が、土坑掘削の直接の契機であろう。

7. その他

SXb06（調査時 SX8C200：図版 34） 8 C 区 C 10 グリッドで検出された落ち込み状遺構である。調査区の西端に位置するため、東辺と北辺の一部が検出できたに過ぎず、全体の規模・形状については明らかでないが、東西 6.0 m 以上・南北 9.0 m 以上・深さ 1.4 m を測る。埋土は、8 C 区南壁付近では、炭化物・焼土・遺物を多量に含んだ層（大別 I d 層）と、遺物をさほど含まない砂礫層（大別 I c 層）が交互に堆積している。検出した中央部付近では、炭化物・焼土・遺物を多量に含む堆積層のみが認められる。以上の堆積状況を踏まえると、SXb06 内は南東側からの廃棄活動によって埋没したものと考えられる。出土した多量の瓦は二次的に被熱して土師質化（酸化）している。また、直近（C 11 グリッド）の第 2 面が被熱・硬化し、炭灰層の堆積も認められる（図版 3 参照）ことから、火災を契機に SXb06 が埋め戻されたことが想定できる。併出した土器・陶磁器ならびに瓦は、第 2 面廃絶に伴う良好な一括資料といえる。

SXb06 の本来の性格については、石組溝（暗渠）が直近で急速に傾斜して聚がっていることから、ここに屋敷地内の排水が注いでいたことは間違いない。ただし単なる排水施設としては規模が大きく、排水とは別の機能が主であったと考えられる。城下の絵図によると、調査区西側の道路部分は堀川（外堀）であり、調査区西端は土居（土塁）が存在する可能性が高い箇所であったが、そのような形跡は認められなかった。このことから、SXb06 は調査区外（西側）で堀川に聚がっていた可能性があり、小規模な舟入状の遺構とも考えられる。

第 4 節 第 3 面の遺構

1. 概要

第 3 面（発掘時：第 1 整地上面位面、以下略）は、第 1・2 面とは異なり、調査区内では大型礎石建物の形跡に乏しい遺構面である。代わって東西に長く延びる礎石列や石組溝（開渠・暗渠）などによって、星敷地内の区画ラインは明瞭に読み取れる。すなわち、調査区南端（8 B・C 区南端）に東西方向の、調査区東半（7 区・8 D 区中央）に南北方向の地割線が想定できる。南北の地割線は大久保家屋敷地と西下馬・西御屋敷との境界、東西の地割線は大久保家屋敷内を分割するラインに、それぞれ相当するものと推測される。

この他、石組土坑が検出されたが、堆積状況や含有

物から水溜と考えられるもの（SKb87）と、便槽と考えられるもの（SKb88）が存在する。また築山状の遺構（SXb07）も検出された。屋敷地の中心区域ではなく、その周辺域における諸施設の在り方を示しているものと思われる。

なお 8 C 区では、礎石建物を被覆する薄層（Ⅲ層）の広がりによって、第 4 面との区分は比較的容易であった。一方 8 B 区では、搅乱が著しいこともあり、石組溝の錯綜する C-13・14 グリッドでは層位的な区分が困難な状況であった。しかし、整地土が遺存していた箇所では、石組溝の構築面は明らかに異なった 2 面（第 5 面より上位で第 2 面よりも下位）に区分でき、それは側石のレベルと対応する蓋然性が指摘できるため、切り合い関係と側石レベルを根拠に第 3・4 面の区分を行った。また、7 区では第 3 面としてよいのか、第 4 面に帰属せ得るのか明確でない遺構が多い。しかし、層位的には SKb65 が第 3 面に伴うとみられるため、これとの検出レベルの比較から、第 3・4 面の峻別を行った。

以上を踏まえ、検出遺構数を示すと、礎石建物 8 棟、ピット 44 基（うち第 3 面に限定できるもの 35 基）、横列ないし縦石 1 基・溝 16 条（9 条）・土坑 23 基（14 基）・性格不明遺構 2 基となる。

2. 建物

SBb20（調査時 SB8C204：図版 35～37） 8 C 区 C 10・11・12 グリッドで検出された、東西主軸の礎石建物である。規模は梁間 3 間（3.0 m）・桁行 33 間（33.0 m）で、面積 99.00 m² を測る。柱間距離は、梁間・桁行とともに 1.0 m であり、通常の建物よりも短い間隔の柱配置である。北半部の多くが搅乱で礎石の有無が確認できないが、西半部での礎石掘り方ないし抜き取り跡の配列から、梁間は最低でも 3 間あることが想定できる。南北 2 列分の礎石は比較的良好に遺存しており、検出時には回廊状に並ぶ礎石列にみえた。しかし廊下基礎とするには、周辺に連結されるべき大型建物がない。むしろ後述するように、周辺の SBb17～19 など、柱筋・柱間距離が共通する礎石群とともに、一つの建物を構成していた可能性がある。

礎石は安山岩と花崗岩が主体であり、長径 50～80 cm 前後の割石を梁間方向に長く据えている。礎石上半は第 3 面（大別 III a 層上面）よりも高いレベルにあつたが、礎石掘り方は第 4 面に掘り込まれており、礎石の据え付け後に III a 層が貼られ、第 3 面が形成されたことがわかった。III a 層（淡黄褐色粘質土）の広がりの東限は、概ね SBb20 東端と対応していることから、

III a 層は b20 の化粧的な整地層と考えられる。

SBb18 (調査時 SB8C211: 図版 35・37) 8 C 区 C 11 グリッドで SBb20 の北側で検出された、東西方向の礎石列である。2 間分 (4.0 m) の礎石と抜き取り跡が検出された。礎石は長径 60cm 程度の中型の安山岩であるが、遺存していた東側 2 間分では掘り方が認められず、直接構築面 (第 3 面) 上に据えられたものが、自重で沈下したものと思われる。西端部の掘り方状の掘り込みは、おそらく抜き取り跡であろう。

検出礎石列の北側には擾乱が及んでいなかったが、対応する礎石列を見出すことができなかった。また、東西両側に礎石列が延びる形跡も認められなかった。一方、南側で検出された SBb20 との平面的な位置関係をみると、SBb20 梁間方向の柱筋の延長上に SBb18 が位置している。また両者の間隔は 3 m であり、SBb20 の基準単位 1 間 = 1.0 m の倍数であることから、本来は SBb18 が SBb20 の北辺部にあたる可能性が指摘できる。

SBb19 (調査時 SB8C210: 図版 36・37) 8 C 区 C 11 グリッド、SBb20 の北側で検出された、東西主軸の礎石建物である。礎石は 50cm 前後の安山岩であり、掘り方を伴うが栗石は用いられていない。

検出できた規模は、梁間 1 間 (1.0 m)・桁行 3 間 (5.0 m) であるが、これのみで完結した建物とみるには柱配置や規模の狭小さ (面積 5.0m²) などに不自然な要素が多い。南側で検出できた SBb20 との位置関係をみると、SBb20 梁間方向の柱筋に概ね一致しており、柱間距離も 1.0 m の倍数である。このことから、SBb19 も SBb20 の北辺だった可能性があろう。

SBb17 (SB8C208: 図版 37) 8 C 区 C 10 グリッドで SBb20 の西側に隣接して検出された、東西主軸の礎石建物である。規模は梁間 3 間 (3.0 m)・桁行 6 間 (6.0 m) であり、面積 18.0m² を測る。桁方向の柱筋は SBb20 の延長と一致しており、また柱間も 1.0 m 間隔で SBb20 から連続していることから、本来は両者は同一建物の可能性がある。礎石は 40 ~ 90cm 大の安山岩・花崗岩割石で、掘り方を伴うが礎石の下側に栗石などは伴わない。南北隅の礎石は、第 2 面の SKb53 の掘り込みにより、西側に動いている。

SBb16 (調査時 SB8C209: 図版 38) 8 C 区 B 10・C 10 グリッドで検出された礎石建物である。北西部が調査区外のため、主軸方位は明確でない。規模は南北 3 間 (3.1 m)・東西 4 間 (4.0 m) であり、南北方向

の柱筋は南側の SBb17 に據っている。礎石は SBb17-20 同様の大きさの安山岩・花崗岩が用いられている。なお、東辺礎石の直上には、第 2 面の SBb12 西辺礎石が接している。

SBb21 (調査時 磚石 8B7-8: 図版 40) 8 B 区 C 13 グリッドで検出された、南北方向の礎石列である。SBb35 の東側に隣接して 50cm 大の礎石が 2 個 (北側閃緑岩・南側安山岩) 据えられている。礎石は西側の面が據っている。また礎石上面のレベルは、SBb35 の側石上面とほぼ同じ (標高 1.29 m) に據る。明瞭な掘り方は確認できなかったが、SBb35・36 の掘り方埋土を切って礎石が据えられているので、これらの石組溝よりも後出して構築されたと考えられる。性格としては、門 (棟門) の可能性を想定しておく。

SBb43 (調査時 SD8B203 屈曲部: 付図 3) 8 D 区 B - 14 グリッドで検出された、北東 - 南西方向の主軸をもつ礎石建物である。SBb28 屈曲部の東側に、長径 30 ~ 50cm 大の安山岩が据えられている。規模は、梁間 1 間 (1.4 m)・桁行 1 間 (2.5 m) で、面積 3.5m² を測る。礎石上面のレベルは 1.3 m 前後であり、隣接する SBb28 側石よりも 15cm 程度高いが、同溝は本来蓋石を伴っていたと考えられるので、礎石は想定される蓋石上面のほぼ同じレベルということになる。

第 1 面 SAB01 にも踏襲される地割線上を反映する SBb28 の延長上に位置するため、門 (高麗門) の可能性を考えておきたい。

SBb22 (調査時 SB8B03: 図版 38) 8 B 区 C 14 で検出された礎石建物である。礎石上面のレベルは標高 1.1 m 前後で第 3 面としてはやや低いものの、他造構との関連をみると、第 4 面 SD8B38・51 と重複した位置にあるため、これらの石組溝廃絶後の第 3 面所屬造構と捉えた。3 つの礎石が L 字形プランに並ぶのみであり、建物主軸の想定は難しいが、1 間分の礎石の間隔が長い東西方向が梁間の可能性がある。一応、上記想定にとづき、梁間 1 間 (2.5 m)・桁行 (2) 間 (4.0 m) の建物と考えておく。礎石はかなり大振りで、50 ~ 60cm 大の分厚い安山岩が用いられている。明瞭な掘り方は検出できなかったが、礎石下面に削石が敷かれていたため、存在したものと考えられる。

3. 緯石

SAB12 (調査時 SA8D202: 図版 38) 8 D 区 B 15 グリッドで検出された、東西主軸の石列 (緯石) である。

大きさの不揃いな花崗岩・安山岩割石を主軸方向に長く置き、隙間に安山岩・花崗岩小礫や瓦片を詰めている。石列の面は、北側に描っている。大局的には SDb28 曲屈部ならびに高麗門の可能性がある SDb43 の東側で、腰掛（第3面では検出されなかったが、絵図では表現されている）の北側に位置することになり、「御納倉」に関連する施設の可能性もある。

4. 溝

SDb33（調査時 SD8C05：図版30） 8 C 区 C 12 グリッドで検出された、南北主軸の石組溝である。検出状況や側石のレベルなどから、第2面の遺構との区分が困難であるが、以下の理由で第3面所属遺構とした。①規模や側石のレベルから第3面 SDb36 へと繋がるとみて相違ないこと、②第2面 SDb14 の礎石振り方に切られれていること、の2点である。特に①については、SDb36 を第2面所属遺構とすることは、層位的にも他遺構との重複関係からも難しい。以上の理由から、SDb33を第3面所属遺構とするのが最も妥当と考えた。

遺構は遺存状況が悪く、東側振り方の全てと東側石の大半は、第1面の近代道路側溝により破壊されていた。石組み内埋土の上位は焼土化していたが、これは第2面での火災の影響によるものと思われる。側石上面のレベルは標高1.4m前後である。

SDb36（調査時 SD8C04・SD8B11：図版30） 8 B 区 C 13・14 グリッドで検出された、東西主軸の石組溝である。検出した西端は近代溝で擾乱されていたが、西端部側石上面のレベルが近似することから、SDb33 から東へ分岐したものと考えられる。また東端は、第3・4面 SDb38 を閉塞するように側石を立てておらず、北側に屈曲して SDb37 となる。一見すると SDb38 と繋がっているようであるが、底石の有無や側石上面レベル、さらに蓋石の有無など明確に両者は異なっている。また北側石の並びが、SDb38 の方が 0.2 mほど南側にずれており、プランの上でも連続的とはいえない。このことから、当初から SDb38 とは全く別個の遺構であったと捉えておく。

	SDb36	SDb37
底石	○	×
蓋石	×	○
側石レベル	1.33～1.48 m	0.92～1.09 m
蓋石レベル	-	1.08～1.22 m

石材は安山岩が主体で、花崗岩が少量認められた。

底石は安山岩のみで、特に扁平な割石が用いられている。SDb35 が分岐する箇所では、振り方の切り合いがあり、SDb36 → SDb35 という先後関係が想定される。底石のレベルは、西端では標高1.17 mであるが、中央部・東端部では1.02～1.04 mとなっており、西から東へと水が流れたものと考えられる。

SDb35（調査時 SD8D205・SD8B05・07：図版40） 8 B 区 C 13 グリッド、8 C 区 B 13・C 13 グリッドで検出された石組溝である。SDb36 から北側に分岐しており、分岐点から2.5 m前後で東側に變状に屈曲し、さらに分岐点より9 m前後で東側に屈折する。この2箇所の屈曲部で、各々先行する SDb34 側石を閉塞している。側石のレベルは SDb36 と大差ないが、SDb36 から分岐して、北→東へと流れたものと思われる。東端部には擾乱によって破壊されているが、SDb28 曲屈部南端に接して東西方向の側石があり、これが SDb35 の東延長にほぼ該当するため、SDb28 に繋がる可能性がある。

SDb34（調査時 SD8D207・SD8B06：図版40） 8 B 区 B 13・C 13、8 C 区 C 13 グリッドで検出された、南北主軸の石組溝である。本来は SDb36 から分岐していたと思われるが、SDb35 側石によって閉塞されている。また北端は、第3・4面 SDb30 との交差部付近で途切れているが、SDb30 側石を閉塞しているため、より北側に水を流していたと考えられる。ただし、それより北側には側石・裏込めなどは検出されず、振り方も明瞭なかたちで検出することはできなかった。側石上面のレベルは、直接切り合いのある SDb35 と同じであり、側石の一部が抜き取られ、埋め殺しされたと考えられる。

SDb28（調査時 SD10・SD8D203・SD8B04：図版41～44） 7 区 A 14 グリッド、8 D 区 B 14 グリッド、8 B 区 C 14 グリッドで検出された石組溝である。8 B 区 南壁の土層（図版1）から、第3面を構築面とすることが明確である。調査区全体を南北方向に貫いており、北側の C 地区の SD11B102 と同一遺構と考えられる。SD11B102 北端は、護岸石垣にまで続くため、B 地区と C 地区の遺構面の対応関係を考える際の基準になる遺構といえる。ところで 8 D 区では、SDb49 と接する箇所で西側に屈曲して、張り出し状のプランを呈しているため、この箇所を「SDb28 曲屈部」と呼称する。また屈曲部より北側を「SDb28 北半部」、南側を「同南半部」と呼称して記述する。

SDb28 北半部は、擾乱の著しかった 8 D 区 北端部を除いて全ての検出部分で蓋石を伴い、暗渠としての構

造をもつ。蓋石は、長径 90cm・短径 40~70cm・厚さ 10~25cm 前後の安山岩板石であり、溝主軸に対して長径を直交させるかたちで置かれている。蓋石には、目張り粘土は認められなかった。南半部では蓋石は遺存していなかった。しかし 8B 区での断面図（図版 35）でも明らかなように、第 2 面の造成時に側石直上まで瓦溜まり（大別 II 層の構成層）による擾乱が及ぶこと、また後述するように南半部から分岐する Sdb38 に蓋石がみられること、などを考慮すると、本来は蓋石を伴っていた可能性が高い。

側石は、南半部では長径 50cm・短径 40cm 前後の安山岩ないし花崗岩の割石を 1 段据えるのが基本的な形態である。一方、北半部では 1 段のみの箇所は少なく、多くは南半部よりも小振りな石材を 2 段積み上げている。側石内の幅も、北半部と南半部とでは異なる。南半部では幅 0.3~0.4m であるが、屈曲部ではやや広がり北半部では幅 0.5~0.6m を測る。北半部・南半部ともに、上面には 20~30cm 大の礫が板石を積んで、蓋石を置く平坦面を確保している。

側石内の埋土は、南半部では粘土と砂層の薄層が交互に堆積していたが、屈曲部・北半部の埋土下位は 0.2m 程度の厚さで粘土が堆積しており、上位には砂層が分厚く認められた。南半部では流水と滲水が繰り返されたのに対して、屈曲部以北では滲水状態が継続していたことが想定される。8D 区では、下位粘土層の水洗選別を試みたが、ウリ科種子などの混入は認められなかった。

Sdb38（調査時 Sdb8B10：図版 44） 8B 区 C 14 グリッドで検出された石組構である。検出された東端部は Sdb28 南半部から分岐しており、西端部は閉塞石が立てられて Sdb38 から分離されている。側石上面のレベルで比較すると、Sdb38 は Sdb36 よりも 15~20cm も低いこと、また南側石の位置がずれることなどから、両者は全く別の造構と考えられる。顯著なレベル差を重視すれば、下位の第 4 面所属造構の可能性も出てくるが、連続関係にある Sdb28 南半部が第 3 面を構築面とすることが明確なため、第 3 面所属造構と捉えざるを得ない。

側石上面には蓋石が置かれているが、東側が高く西側と約 15cm 比高差がある。蓋石上面には、目張り状に被覆粘土が認められた。

なお西端部の南側石では、外側の掘り方内に面を捕えた石列が 3 石認められる。これらは位置的に蓋石が乗らない箇所であり、また Sdb36 の閉塞石よりも南にすれている。この石列を構築当初の側石とすれば、周辺の石組構との関係から第 4 面にまで遡る可能性がある

る。

Sdb29（調査時 Sdb8C209：図版 45） 8C 区 B 10 グリッドで検出された、東西主軸の石組構である。花崗岩剥石が側石に用いられており、側石上面には安山岩を主体（花崗岩も少量）とした小礫が敷かれている。北側直近の第 4 面で Sdb30 が検出されているが、掘り方の構築面が異なること、また溝内底面の標高が下流側の Sdb29 の方が高いこと、などから直接的な連続関係にはないと思われる。

5. 土坑

Skb65（調査時 SX04・05・06：図版 49） 7 区 A 12 グリッドで検出された、瓢箪形プランの土坑（瓦溜まり）である。断面形態は、傾斜の緩い皿形を呈する。埋土は、上面に暗褐色砂質土の薄層がみられたが、大半は瓦主体で暗褐色砂質土が混ざる層であった。また、北東側・南側の肩部付近に 20~40cm 大の安山岩の集積がみられたが、一部は瓦溜まり層に包含された状態であったため、人為的に置かれた構造物ではないと考えられる。また、土坑底面にも瓦溜まりに先行する堆積層が認められなかったため、本造構は瓦や石材の廃棄を目的とした廃棄土坑と考えられる。

遺物は瓦主体で、陶磁器をほとんど含まない。第 3 面で使用された瓦を示す基準資料といえる（第 4 章第 2 節参照）。

Skb68・69・70・71・72・74（調査時 SX07・08、SK29・30・31：図版 49） 7 区 A 12 グリッドで検出された土坑群である。東西方向に円形プランと梢円形プランの土坑が重複している。土坑中からは小礫群が検出されたが、人為的な石列ではなく、土坑内に廃棄されたものと考えられる。

Skb83（調査時 SK8C222：図版 45） 8C 区 C 11 グリッドで検出された。平面円形・断面長方形を呈する掘り方をもち、掘り方壁面下半部にはタガ状の痕跡が 4 段認められた。大きさからみても、掘り方内に桶が据えられていた可能性があるが、その外周に存在したことになる本来の掘り方については確認できなかった。

埋土は大半が焼土塊と炭化物であった。焼土塊はスレガ含まれ、また芯材状の木材痕もみられたことから、何らかの構造物が崩壊し、廃棄されたものと思われる。土坑壁面自体は焼土化しておらず、また鉛錆など手工業関連の遺物も出土しなかった。検出状況から第 3 面所属造構としたが、火災で焼却した第 2 面を構築面と

する可能性もある。

SKb88 (SX8D202・SX8B01: 図版 48) 8 D 区・8 D 区 C-14 グリッドで検出された、南北主軸の石積土坑である。北側に SDb48、南側に SDb37 があるが、これらとの切り合い関係については、擾乱のため明確にし得ない。ただし、遺存状況の良好だった SKb88 北側側壁・掘り方に SDb48 が取り付くような形跡は全く認められないので、SKb88 が後出することは確かであろう。長方形プランの掘り方に、40~80cm 大の花崗岩・安山岩の割石を 3 段、平積みしている。花崗岩には、矢穴の認められるものがある。石積みの内法は、長径 4.0 m・短径 1.66 m、石積み壁面高は 0.96 m を測る。



写真 6 SKb88



写真 7 SKb88 篠木出土状況

石積みの裏込めには、安山岩・花崗岩の小礫が充填されていた。

石積み内の埋土は、2 層に大別できる。上層（第 1 ~ 6 層）は海砂状の細砂ないし粗砂であり、比較的層厚が厚い。また、遺物をほとんど包含していない。本遺構廃絶時の埋め戻し土と考えられる。下層（第 7 ~ 14 層）は、粘土と砂の薄層が交互に堆積している。粘土層（第 7・9・10 層）は、非常にきめ細かで特に第 9・10 層は粘性が強い。色調は、艶のある暗黒色を呈する。ウリ科植物の種子を多量に含むのが特徴であり、昆虫の蛹もごく少量認められた。また第 10 層には、棒状の木製品（篠木）が多数遺存していた。なお粘土層は、石積み内中央部はどの部分厚い。砂層は、北側から少しずつ流入してきたような堆積状態を重視すると、自然堆積の可能性が高いが、粘土層に先行して堆積した第 14 層については、自然か人為的かの判断は難しい。

これらの堆積土を除去した石積み内底面では、中央部付近で瓦片が比較的集中している状態で検出された。瓦片は平瓦が主体で、丸瓦も少量認められる。やや浮いた状態のものもあるが、多くが粘土層の堆積以前に底面に集積しており、人為的に「敷かれた」可能性もある。

以上の検出状況と金原正明氏による土壤分析の成果（第 5 章第 1 節）を踏まえると、石積み内の粘土層は人糞の土壤化したものと判断でき、SKb88 を便槽と捉えることができる。周辺には柱穴や礎石などの建造物の基礎となる造構はみられなかったが、石積み上段は平坦面を上面に備えていることから、石積み上面を基礎とした建物を想定してもよいかかもしれない。

SKb87 (調査時 SX8D203: 図版 46・47) 8 D 区 B 13 グリッドで検出された、石積み土坑である。第 4 面と考えられる SDb30・48 を破壊して構築されている。ほぼ正方形プランの掘り方に、長径 30~70cm 大の花崗岩・安山岩割石を 3 段程度平積みにしている。石積みの内法は、東西 1.44 m・南北 1.60 m で、壁面の高

さは1.0mを測る。石積み上面は、平坦面が揃えられており、上面の周縁には10cm前後の角礫・円礫が敷き詰められる。また石積み裏込めには、大きさが不揃いの礫が充填されている。

石積み内の埋土は、2層に大別できる。上層（第1～4層）では、上位に瓦を多量に含んだ層位（第2層）があり、下位にも瓦を少量含む第4層がある。上層は石積み上面の礫敷きも被覆しているため、遺構廃絶時の人為的な埋め戻し土と考えられ、特に第2層は第2面構成土である8A区II層の瓦溜まりと同様な性格の層位と捉えられる。下層は上位に粗砂（第5層）、下位に粘性の強い粘土（第6層）が堆積しており、遺構機能時の堆積層と考えられる。SKb88との比較のため、第6層は全て水洗選別を行ったが、ウリ科植物の種子や葦木状木製品は全く出土しなかつた。したがって、第6層は人糞由来の土層ではなく、石積み内での一定期間の滲水状態により形成されたものと思われる。

なお発掘時には、石積み内の水の供給源としてSdb48の機能も考慮の内に入れたが、Sdb48側石はSKb87掘り方で途切れていること、また連続するSdb30が第4面を当初の構築面とするとみられることなどから、SKb87とは切り合い関係で捉えられるべきものであると判断するに至った。

6. その他

SXb08（調査時 SX8D200：図版45） 8D区B13グリッド、SKb87の南西隅部で検出された石組である。凝灰角礫岩を長さ40～52cm、幅14～18cmの方柱形に加工し、それを東・北・南の3方に「コ」字形に並べている。石組内には、一辺0.76m・深さ0.46mの方形プランの土坑状の掘り込みが認められ、埋土下半には黒色粘土層が堆積していたことから、掘り込み内が滲水状態であったことを示唆する。SKb87から汲み上げた水を落とす、「流し」（排水栓）的な機能が想定できる。

西側直近に存在するSdb30との関係は、以下の諸点が指摘できる。① SXb08の方柱形石材は、一部Sdb30の蓋石上に重なる。② SXb08石組内の土坑状掘り込みは、Sdb30掘り方を切り込んでいる。以上2点から、Sdb30→SXb08という先後関係が考えられる。ただし



写真8 SXb07・08

SXb08は、暗渠であったSdb30西端の蓋石を開け、その上に構築されていることから、土坑内に溜まった水はSdb30へと流下することを意図していた可能性があろう。

SXb07（調査時 SX8D201：図版45） 8D区B13グリッドで検出された石組遺構である。長径15～80cmという、大きさの不揃いな石材（安山岩主体で閃緑岩・花崗岩も少量）が南北2.1m・東西1.3mの範囲に「コ」字形に並べられる。西辺・北辺石組は、明瞭に外側の面が揃っているのが、通常の石組遺構とは異なる。

石組の内側には、炭化物・瓦片・三和土塊などを含んだ、やや濁った褐色系土が堆積していたが、このような土は周囲では検出されなかった。こうした特徴に気が付いたのが、同遺構を検出し掘り下げる過程であったため、調査には不備な点が残すこととなった。しかし、標高1.1～1.2mのレベル（おそらく第3面）に濁った褐色系土を盛り上げ、その周囲を腰巻き状（「コ」字形）に石を並べた、という形態を想定できよう。小規模な築山と考えられる。

なお石組の北側と東側には、長径30～70cm前後の安山岩・花崗岩を主体とした自然石ないし割石が不規則に並べられていた。築山背後の飛び石的な施設か。

第5節 第4面の遺構

1. 概要

第4面（発掘時：第1整地面下位面、以下略）は、第3面でみられた石組溝の出現する時期である。大半は第3面へと継続しないが、Sdb28 北部は第3面にも踏襲され、その後も第1面で直上に土擡 Sdb01 が作られるなど、継続的な地軸線の初現として捉えられる。礎石建物の検出数は少なく、しかも大半が礎石を抜き取られているため、建物プランならびに全体の配列の復元は容易ではない。

検出遺構の内訳は、礎石建物4棟、ピット56基（第4面に限定できるもの47基）、土坑14基（13基）、井戸1基である。

2. 建物

Sb26（調査時 SB8C205 ほか：図版50） 8 C 区 C 11・12 グリッドで検出された建物である。大別Ⅲa層を除去した第4面上で検出された。礎石は遺存していなかったが、掘り方ないし抜き取り跡で栗石とみられる小礎が検出されたため、礎石建物とみてよいであろう。規模は南北2間（4.0 m）・東西2間（4.0 m）であり、面積16.0m²を測る。柱間は東西・南北ともに2.0 mであり、1.0 mの倍数を1間とする第3面 Sdb20 の柱間構成と共通する。

Sb25（調査時 SB8C206：図版50） 8 C 区 C 11 グリッドのⅢa層下面で検出された、東西方向の柱穴列である。おそらく礎石の掘り方ないし抜き取り跡と思われる。直接の切り合い関係はないが、Sb26と重複した位置関係にあることから、両者の間には時期差があると考えられる。規模は東西5間（10.8 m）である。

Sb23（調査時 SB8C207：図版50） 8 C 区 C 11 グリッドのⅢa層下面で検出された、南北主軸の建物である。礎石の掘り方ないし抜き取り跡と考えられる。規模は梁間1間（2.1 m）・桁行2間（3.2 m）で、面積6.72m²を測る。

Sb24（調査時 SB8C212：図版50） 8 C 区 C 11 グリッドのⅢa層下面で検出された、東西主軸の礎石建物である。規模は梁間1間（1.05 m）・桁行1間（1.3 m）であり、面積1.36m²を測る。北辺には、凝灰角礎岩を正方形（一辺20cm・厚さ8cm前後）に加工した礎石が、掘り方内で根石状に検出された。礎石の加工状

況や埋設状況は、第1面の Sdb07 に近似しているため、第1面に伴う可能性も否定できない。

3. 緯石

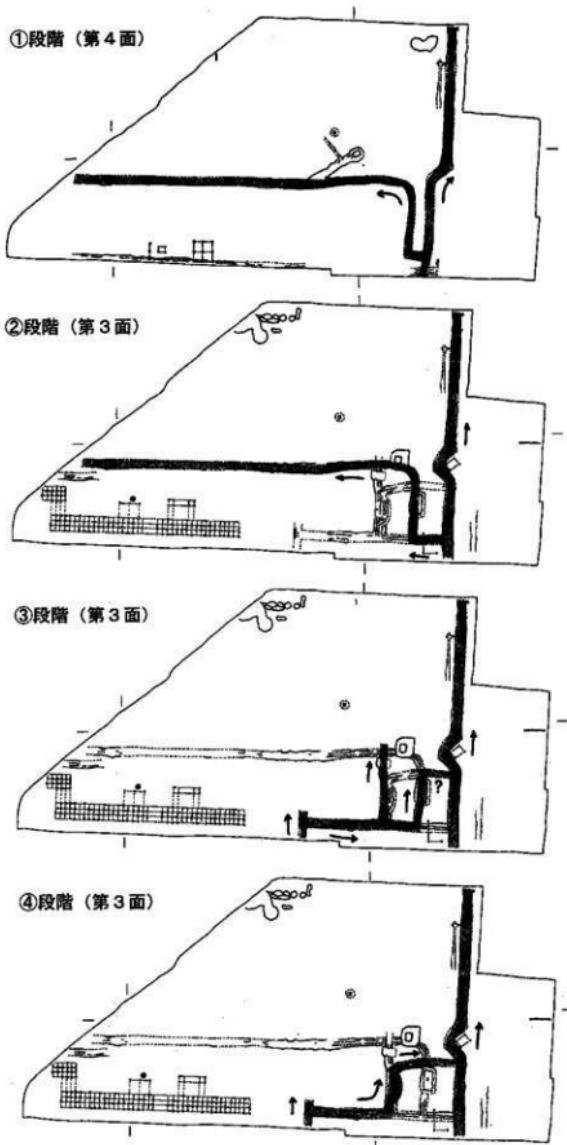
SAb13（調査時 SA08：図版51） 7 区 A 12 グリッドで検出された石列（緯石）である。長径20～30cmの大の角礎が東面を描えるように並べられている。

4. 溝

Sdb49・51（調査時 SD8D204・SD8B14・09：図版51） 8 B・8 D 区 B 14・C 14 グリッドで検出された石組溝である。Sdb51は、8 B 区 南壁土層（図版1）では第4面を構築面とすることが明確な遺構であるが、近代以降の擾乱や第2面造成時の側面撤去によって連続状況が掴み難い。しかし層位・レベルから、次の2つの石組溝との連続関係を想定する必要がある。①第4面を構築面とする Sdb30・Sdb48への連続関係、②Sdb28 屈曲部への連続関係、である。①を最も整合的に解釈するためには、第4面まで上限が遡る可能性を指摘した Sdb38 を介して、Sdb37・48へと迂回する流れを想定することが妥当である。したがって、Sdb38 が Sdb51・49 を切り込んだ状態は、第3面での最終的な形態と捉えておきたい。②については、直線的に Sdb28 に至る流れが見出せるため、問題ないであろう。

Sdb49 北端部は北東側に屈折して Sdb28 屈曲部へと連続する。ただし、擾乱の影響により必ずしも良好ではなかったが、Sdb28 側石が転倒するようなかたちで閉塞されていることから、元来は Sdb49→Sdb28 北半部という流れであったものを、第3面段階で Sdb28 南半部→Sdb28 北半部というかたちに付け替えたものと推測できる。

Sdb30・48（調査時 SD8A06・SD8D206：図版52・53） 8 A 区 B 10・11・12・13 グリッド、8 D 区 B 13・14 グリッドで検出された石組溝である。東端部では、第3面 Skb87 と切り合ったような状態で検出されたが、第3面 Sdb34 とレベル差を伴った切り合い関係にあることから、第4面の遺構と捉えることができる。東端部は Sdb35 と交差する（切り合）直前で、擾乱により破壊されているが、上記した Sdb34 との切り合いを前提にすると Sdb48→Sdb35 という先後関係は動かないであろう。最も良好に遺存していたのは 8 A・8 B 区 B 13 グリッドであり、この地点では暗渠構造が認められた。蓋石は、長径70～90cm・短径30～60cm・厚さ5～15cmの安山岩板石が用いられ、長径を主軸に



第5図 第3・4面石組の変遷

直交させる状態で置かれていた。蓋石上面には、粘土（暗黄褐色粘土）による被覆が行われていた。側石は、長径 40 ~ 80cm・短径 25 ~ 80cm 花崗岩を 1 段据えるのが主体であり、少量の安山岩も使用されている。裏込めには安山岩・花崗岩の小礫が認められるが、B 13 グリッドでは量的に多くない。一方、側石のほとんど残存していないかった B 11-12 グリッドでは、裏込め礫が多量に認められるという傾向があった。

また SDb47 合流部以西の B 12 グリッドでは、長径 40 ~ 60cm・短径 20 ~ 50cm・厚さ 2cm 前後の板材が溝底に並べられた状態で検出された。この部分の土層断面（図版 52：a - a' 断面）を見ると、①板材が側石の抜き取り跡の層位とほとんど重複しないこと、②また溝機能時とみられる淡褐色粘土が板材直上に堆積していること、の 2 点が指摘できる。のことから、板材は側石の沈下を防ぐ基礎構造ではなく、溝内の底板としての機能が想定される。なお、板材の四隅ないし側縁には鉄釘が認められたが、板材の下側にはこれに対応する別の材を見出すことはできなかった。

側石内の埋土は、下位にやや粘性を帯びた砂質土が、上位にヘドロ状の暗黒色粘土が堆積していた。当初流水状態であったものが、次第に潜水状態へと変わったことを想定させる。上位の粘土層は、第 1・2 面 SDb04 との交差部（第 2 節 4 参照）から流入してきた堆積層と考えられ、同層と蓋石との間には隙間が認められる。

SDb30 は、SDb51 から SDb38・37 を経て流れてきた水を、西側（堀川か）へと排水する機能を有していたものと考えられる。SDb47 合流部より東では、蓋石を有する暗渠と考えられる。しかし、以西では底板を備え、

裏込め礫も多量になるなど、外観を意識したような作りとなるため、開渠であった可能性も否定できない。

以上、やや煩雑な記述となつたが、B 8 区を中心とした第 3・4 面を通じた石組溝の変遷をまとめると、① SDb51 → SDb38 → SDb37 → SDb48 → SDb30, SDb51 → SDb49 → SDb28 北半部、② SDb28 南半部 → SDb38 → SDb37 → SDb48 → SDb30, ③ SDb33 → SDb36 → SDb37 → SDb28 北半部、④ SDb33 → SDb36 → SDb35 → SDb28 北半部、という 4 段階の変遷を辿ることが想定できる。第 4 面が①段階、第 3 面が②～④段階に該当する。第 3 面の②段階は、第 4 面での石組溝の排水系統を大枠では踏襲しているといえ、③段階から異なる系統に整理されていく状況が見て取れる。

SDb47（調査時 SD8A09：図版 54） 8 A 区 B 13 グリッドで検出された石組溝である。検出した東端は SKb97 に繋がっており、中央部には SDb46 が合流する。また西端は、SDb30 に合流する。明瞭な側石は遺存していなかったが、多量の小礫（裏込め石）が検出されたこと、また底面の一部に板材が認められたことから、SDb30 西半部に近似した構造の石組溝と考えられる。SDb46 の合流部には、側石の間に流水を受ける底石と側石を据えた状況が認められた。

SDb46（調査時 SD8A08：図版 54） 8 A 区 B 13 グリッドで検出された溝である。埋土は暗灰色砂質土の単層であり、礫などの混入もみられなかったため、当初から素掘りの溝であったと考えられる。

SDb45（調査時 SD8C204・SD8C06：図版 55） 8 C 区 C 10・11・12 グリッドで検出された、東西主軸の石組溝である。同一面で検出された SDb23・25・26 に掘り方埋土を切り込まれている。北側肩部と北側石の一部が検出できたのみで、大半は調査区外であったため、詳細は明確でない。

5. 井戸

SKb86（SK8A20：図版 56） 8 A 区 B 13 グリッドで検出された井戸である。発掘時には第 6 面で井側を確認したが、出土遺物は 18 世紀前葉（様相 5）頃の陶磁器・瓦であり、より上位からの掘り込



写真 9 SDb30 底板検出状況

みが想定できた。そこで第3・4面の平面図を検討すると、擾乱として掘削した箇所とSKb86の位置が重複していたため、第3・4面のいずれかが構築面と考えられる。

木桶製の井側は最下段のみであり、本来は2段程度存在していたものと考えられる。上段の状況は上記のような検出状況のため不明だが、桶を抜き取り、人為的な埋め戻しが行われたと考えられる。埋土上面には、礎石ないし石組構の側石とみられる大振りな石材が投棄されていた。

6. 土坑

SKb97 (SX8A04: 図版 56) 8 A区B 13 グリッドで検出された石積み土坑である。主軸長 2.3 m・幅 2.58 m の隅丸形プランの掘り方内に、長径 30 ~ 100cm 大の安山岩・花崗岩割石を 3段積んで北・東・南壁を構築している。西壁は長径 78cm・短径 36cm・厚さ 17cm の安山岩板石を立て、その上面の両側に小振りな石材を被石状に置いて開口部とする。開口部の袖石状の石積みは、SDb47 の側石へと連続すると推測される。また底面には安山岩板石が 2枚敷かれている。壁面の内法は、東西 0.96 m・南北 1.04 m・壁面高 0.8 m である。

石積み内の埋土をみると、全体に東から西に傾斜した堆積状況であり、比較的厚い砂層とその上面に薄く堆積した粘質土層が互層をなしている。このような堆積状況は、東側からの強い水流によって土砂が運ばれてきたようにも見受けられる。しかし、本構造の東側ないし南側に、土砂を供給するような溝が連結していた形跡は全くない。また、西側に隣接する SDb47 から配水したとすれば、SDb30 を西から東へ逆流させるか、SDb30・47 合流部を塞き止めるしかないが、そのような想定を積極的に支持するような形跡は認められなかつた。したがって、天水を溜めるか人為的に運搬された水を溜めるような状況を想定する必要があるかもしれない。

SKb93 (調査時 SK25: 図版 54) 7 区A 12 グリッドで検出された埋壙土坑である。円形プランの掘り方内に、底径 34cm の土師質土器甕を据える。

SKb94 (調査時 SK26: 図版 54) 7 区A 12 グリッドで検出された土坑である。平面円形・断面逆台形を呈する。土坑埋土には炭化物を含む層位がある。

SKb95 (調査時 SX03: 図版 56) 7 区A 14 グリッド

で検出された。不定形な瓢箪形のプランを呈する。瓦が多量に出土しており、掘り込みを伴う瓦溜まりと考えられる。出土瓦は第4面の基準資料である。

第6節 第5面の遺構

1. 概要

第5面 (発掘時: 第2整地面、以下略) では、検出された縁石・溝などから、第3・4面とは異なる地割線が想定できる。SAb16・SDb62・SDb66 ~ 68・SAb21・SDb64 が地割に関連する遺構である。これらは、下位の第6面で想定できる地割を基本的には踏襲して構築されたと考えられる。第6面と少し異なるのは、第6面で認められた健形に屈折する南北方向の街路 (幅員 6.2 ~ 7.5m 前後) の存在が不明瞭であることである。すなわち、第6面街路相当部に建物 SBb32 があることや、第5面での地割線が第6面街路の西辺ないし北辺相当部に限られること、などの現象を指摘できる。想定されるのは、幅広の「街路」ではなく、溝と縁石に挟まれた 1m 前後の「路地」的な通路の存在である。また、大規模な壇龕とみられる SDb30・SXb09 の存在も、第6面の個別的な屋敷割とは異質な存在であろう。

この他の特徴としては、建物の礎石が上位面に比べて小振りであること、掘立柱建物や掘立柱構造の構列がみられること、石組溝が小規模で石材も小さいこと、地割基準線に素掘り溝がみられること、などを挙げることができる。

なお、SXb09 と SAb16、あるいは SDb66-67 との層位的関係から、第5面は部分的に 2面に細分されることは確実である。ただし極めて限定的な整地層とみられるため、細別可能な遺構については個別に層位を記述することとする。

検出された遺構の内訳は、礎石建物 5棟、掘立柱建物 1棟、柵列ないし縁石 7基、礎石 2基、ピット 210 基、土坑 32 基 (第5面に限定できるもの 31 基)、溝状遺構 19 条である。

2. 建物

SAb27 (調査時 SB07 ほか: 図版 57) 7 区A 12 グリッドで検出された礎石建物である。礎石は、25cm 前後の角礎を遺構面に直接据えており、明瞭な掘り方は伴わないようである。礎石の遺存状況から、梁間 3 間 (3.0 m)・桁行 6 間 (5.75 m) の南北棟が想定でき、面積 17.25m² を測る。柱間は梁間で 1.0 m であるが、桁行ではやや短い 0.958 m と考えられる。

SBb28 (調査時 SB08 ほか: 図版 57)

7 区 A 13 グリッドで検出された、東西主軸の礎石建物である。規模は、梁間 2 間 (2.95 m)・桁行 8 間 (8.1 m) であり、面積 23.8m² を測る。柱間は梁間・桁行ともに不揃いであるが、桁行は西端の 1 間分以外、1.0 m である。礎石は 20 ~ 30cm 大の小振りな石材である。ただし、中には礎石下面が第 5 面上面よりも 0.2 m 下位にあるものもあるため、本来は掘り方を伴っていたか、V 層 (第 5 面構成土) 整地作業と平行して礎石が置かれたかの、いずれかの可能性がある。



SBb31 (調査時 SB8C213: 図版 57)

8 C 区 B 12・C 12 グリッドで検

出された、東西主軸の礎石建物である。規模は、梁間 4 間 (3.8 m)・桁行 5 間 (5.0 m) であり、面積 19.0 m² を測る。柱間は梁間で 0.95 m、桁行で 1.0 m を測る。礎石には、長径 30 ~ 40cm 大の閃綠岩・花崗岩・安山岩が用いられており、抜き取り跡は認められたものの、掘り方については検出できなかった。礎石下面是狭く、構築面にそのまま置かれて礎石として使用されたとは考え難い。礎石掘り方が小さい (礎石の大きさと大差ない) ため、明瞭なからたちで検出できなかつたか、あるいは V 層の整地と平行して礎石が据えられた可能性がある。なお東辺は、同一面の SAB21 よりも東に位置していることから、SAB21 → SBb31 という先後関係が想定できる。

SBb32 (調査時 SB8C214: 図版 57) 8 C 区 C 12 グリッドで検出された、南北主軸の掘立柱建物である。梁間 1 間 (2.12 m)・桁行 3 間 (7.8 m) であり、面積 16.5m² を測る。桁行の柱間は、北から 1.8 m - 2.1 m - 2.1 m - 1.8 m である。

SBb30・SXb09 (調査時 SX8D204 ほか: 図版 58・59)

7 区 A 13・14 グリッド、8 D 区 B 13・14 グリッドで検出された、廐倉と考えられる建物ならびに土坑群である。直径 0.5cm・深さ 0.1m 前後の平面円形・梢円形・断面浅い皿形の土坑が 1.0 m の間隔 (芯々距離) で東西 8 列、南北 19 列 (複数調査区画の非検出箇所を含めると 22 列) 検出された。土坑群の東端列に近接して南北主軸の石列 SAB16 が検出され、これとの関係も問題になるが、両者は明確に異なった層位を構築面

写真 10 SBb30・SXb09

としているため、まず層位的な関係から記述する。

7 区北壁土層 (図版 7) では、第 4 面の下位には第 4 面造成に伴う砂層 (IV f 層) が堆積しており、この砂層を除去した段階で第 5 面が検出された。土坑群は、第 5 面上面を精査した際に、上位の IV f 層が円形プランクに残る状態で検出されており、土坑群に固有の埋土はない。一方 SAB16 は、土坑群構築面である V b 7 層に被覆されており、その下位層を構築面としている。したがって局所的ではあるが、7 区北壁第 V b 層上面とその下位の 2 面が造構面であり、SXb09 と SAB16 の間には層位的な断絶が認められる。

ところで SXb09 東半部では、IV f 層直上に暗黄褐色シルト (IV e 層) が薄く堆積している。IV e 層は、土坑群の起伏と一致して僅んだり途切れているため、SXb30 の本来的な構築面の可能性も考慮された。しかし、土坑群の断面形状と一致する連続的な起伏をもつということは、土坑内の内容物が撤去され、土坑としての機能を失った後に堆積したと捉える方が妥当であろう。第 4 面を造成する際の整地土の一つとみるのが妥当であろう。

各土坑は遺物をほとんど含まない点で共通しているが、その中でも礫 (小円礫・角礫) を含むものと、含まないものの 2 者がある。礫を含む土坑は 3 ~ 4 基間隔で西辺と東辺、さらに西から 5 列目で認められ、その配列に企画性を見出すことができる。つまり、土坑群の周囲と、土坑群の中間に一定間隔で並ぶ状況が指摘できる。これを踏まえると、礫を有する土坑の性格としては、栗石を残した礎石掘り方という可能性があろう。

一方、西辺列の1.8m西側では、西辺列に平行して南北方向に延びる柱穴列が検出された。これらは一辺1m前後の隅丸方形プランを呈しており、掘り方は垂直に近く深さ0.4~0.7mを測る。明らかに土坑群とは異なる平面・断面形態である。検出された南端の柱穴SXB09-1（調査時SP101）の土層（図版58:d-d'断面）は、底面に礫混じり（第3層）、両側にブロック土混じり（第2層）砂質土が堆積しており、中央の第1層が柱状にみえる。掘り方が深いこととも相俟って、この柱穴列は掘立柱構造と考えられる。柱穴列は1間=4.0mであるが、その間に径0.3~0.5m、深さ0.1~0.25mの小振りな柱穴が認められ、補助柱的な機能を考えられる。なおこの柱穴列は、土坑群西端列の礫を含んだ土坑（礫石掘り方か）と概ね対応した位置関係にあり、両者の企画的な配置関係が窺える。

土坑群南端では、これに隣接して東西方向の石列が存在する。細かな層位をチェックしなかったため、SAB16同様に層位的に先行する可能性も否定できないが、検出段階では両者に層位的な断絶は認められなかったこと、またSAB16とは反対に土坑群の外側に面が描うことなど理由から、SAB16とは異なり土坑群と併存する遺構と捉えた。この石列と土坑群との間に礫石状の石材が据えられていた。

最も状況が不明瞭なのは、土坑群東側である。西側と同様に考えならば、東端列の外側に柱穴列が存在するはずであるが、明瞭なかたちでは検出できなかつた。しかし、西辺の柱穴列（SXB09-1~3）と対称的な位置に小規模な柱穴が確認できるため、これを土坑群東端列外側の柱穴列としておきたい。

以上まとめると、土坑群の周囲と中間に礫石が配され、さらに東西両側に掘立柱列が存在することになる。南辺は礫石と石列で区画されている。これらから想定される構造は、土坑群を取り囲んだ礫石群による身舎部分と、それらの外側（東西）に付随する掘立柱の底部分から構成される建物である。底と目される東西両側の掘立柱列と、南辺の礫石・石列部を建物の外縁と仮定すると、東西11.25m・南北22.2m以上の規模をもつ建物が想定できる。

土坑群を構成する個々の土坑は、既述したように極めて浅く、また固有の埋土も伴わないので、この掘り方自体が貯蔵機能をもっていたとは考え難い。むしろ何か構造物を据えた痕跡とみる方が妥当であろう。床に構造物を据え付けた建物として知られるのは妻倉であり、時代は大きく異なるが長岡京右京第217次（7ANR02地区）で近似した妻倉（SB21741）が検出されている。妻倉そのものは、古代以降も発掘例や民俗例が知られている。SXB09の土坑群からは、陶器妻

などの破片は出土していないが、他地域の事例でも妻倉が遺存する事例はさほど多くないようである。

以上から、SXB09・SXB09の性格としては妻倉を想定しておきたい。出土遺物は極めて少量であるが、肥前系陶器はⅡ・Ⅲ期からⅣ期初頭が主体で、丸瓦・平瓦も厚手のものが多い。

3. 總石・柵列

SAB16（調査時SA01:図版58）7区A14グリッドで検出された、南北主軸の石列である。既述したように、SXB09の構築面（図版59:第11層）よりも下位（第12層）を構築面としている。西側に面を描えており、長径20~30cm・短径15~20cmの大割石（花崗岩主体・安山岩少量）の小口で面を構成する。石臼を半裁し、半裁面を西側に向けるものもある。検出した北端部では、相対的に小さな安山岩を2段小口積みにしている。明瞭な掘り方は確認できなかつた。

なおSAB16の位置は、下位の第6面SAB22（街路西線の柵列）とほぼ一致しており、第6面から踏襲された地割線であることがわかる。

SAB15（調査時SA04:図版60）7区A13グリッドで検出された、東西主軸の石列である。20~30cmの大割石を南側に面を描えて据えている。東側延長上に素掘り溝SDB61があり、屋敷地内を細分する地割線を反映するものと思われる。

SAB20・21（調査時SA8A04・SA8C203:図版60）8A区B12・C12グリッド、8C区C12グリッドで検出された、南北主軸の石列である。長径25~60cm・短径15~30cmの花崗岩・安山岩割石が並べられており、石材は、長径を主軸方向に置くものが多い。検出された北半部では西側に、南端部では東側に面が描えられており、北半部と南端部では延長線が食い違う。北側延長上にはSDB66・67があるが、北半部の石列はSDB66東側石の延長上に、南端部の石列はSDB66西側石の延長上にそれぞれ対応している。このことから、SAB20とSDB66との間には何らかの関係が考えられたため、各所で土層観察を行った。以下、層位的な所見を記述する。

SAB20北半部にあたる8A区南壁土層（図版4）をみると、SAB20の石材掘り方の掘り込み面はVf層（下）上面である。しかし、1段掘え置くだけの石列（総石）の掘り方については幅・深さとともに大きく、特に下位がより深い掘り込み状を呈している点が注意される。また、Vf層（下）を構築面とするSDB67掘り

方埋土が西側に存在しており、両者を隔てるように粘質土が堆積していた。このような層位の関係は、SAb20 北側延長の SDb66・67 でも確認できるため、本来的には SAb20 は石組溝側石の掘り方である可能性が考えられ、SAb20 に先行する石組溝の幅は 0.3 m 前後と推定でき、SDb66 の規模と整合する。以上のようにみると、やや大きな SAb20 の掘り方は、先行する石組溝 SDb66 の東側石掘り方であり、SDb66 廃絶に伴い側石を撤去し、その抜き取り跡に改めて SAb20 の石列を据えたことが考えられる。このことから、SAb20 の設置は石組溝の改修 (SDb67 → SDb66) よりもさらに後出することがわかる。同様に SAb20 南端部の石列は、SDb66 の東側石を撤去し、西側石ないし西側石の抜き取り跡に新たな石を並べたものと推測される。

区画性の明瞭な石組溝から石列への変化は、第 6 面から踏襲されてきた屋敷地割の固定的性格の変容といえ、SBB31 や SBB30 が地割線を超えて構築されている現象の前提をなすと評価できる。

SAb18 (調査時 SA8C204 : 図版 65) 8 C 区 B 11・C 11 グリッドで検出された、南北主軸の石列である。同一面の礫敷造構 SxB11 の北側で検出され、15 ~ 20 cm 大の安山岩が東側に面を揃えて並べられていた。SxB11 磨敷に接する地点で石列が途切れるため、両者は同時併存と考えられる。

SAb17 (調査時 SP8C210・212・214・216・217 ~ 220・223・224・227・229 : 図版 60) 8 C 区 B 10・11 グリッド、C 10・11 グリッドで検出された、掘立柱構造の柱穴列である。同一面の SDb64 の北側で、ほぼ 1 m 間隔で柱穴が認められ、一部は SDb64 に切られていた。第 6 面検出の SAb32 よりも 1.5 m 北側に位置しているが、第 6 面 SDb78 とはほぼ同位置であるため、やはり第 6 面での地割線を踏襲して構築されたと考えられる。

4. 溝

SDb62 (調査時 SD15 : 図版 60) 7 区 A 14 グリッドで検出された、南北主軸の素掘り溝である。SAb16 の東側 0.9 m で西脇部が検出され、SAb16 と平行して延びる。ただし層位的には、SAb16 を埋めた整地層 (7 区 北壁 V b 層) を掘り込み面としているため、SAb16 → SDb62 という先後関係として捉えられる。また、斐倉と想定される SBB30・SxB09 の東端土坑列が SDb62 の埋土を切り込む。規模は幅 0.88 m・深さ 0.16 m を測り、断面は浅い皿形を呈する。埋土は黄褐色系の粗砂であるが、流水を示すようなラミナ状堆積ではない。人為

的な埋め戻しの可能性もある。

SDb66・67 (調査時 SD8A11・12 : 図版 61) 8 A 区 B 12 グリッドで検出された石組溝である。両者は第 5 面の中でも異なった細別層位を構築面としている。図版 61a - a' 断面・第 8 層に掘り込まれた側石掘り方 (第 14 層を埋土とする) と、第 18 層に伴う側石掘り方 (第 16・17 層を埋土とする) である。前者が SDb66 であり、後者が SDb67 である。上位の第 8 層は標高 1.0 m 前後であり、下位の第 18 層は標高 0.8 m 前後であるが、これは既述した SAb20 に先行する石組溝 (SDb66・67 の南側延長部) でみられた 2 つの構築面に対応するレベルである。a - a' 断面では、上位の SDb66 掘り方を被覆するような薄層 (第 4 ~ 7 層) が認められるが、この層位から切り込んだ溝状の埋土 (第 10 ~ 12 層) も認められる。平面では十分に認識できなかったが、SDb66 の一定度の埋沒なし廃絶後に素掘り溝のような状態で機能していた可能性もある。

以上の層位的所見を踏まえて、SDb66・67 を分離して記述する。第 5 面上位面の SDb66 は南北主軸の石組溝であり、平面的にみて下位の SDb67 よりも 0.05 ~ 0.1 m 西側に偏した位置関係にある。石材には、長径 20 ~ 30 cm 大の安山岩ないし花崗岩割石が用いられている。既述したように、SDb66 の東側石の南側延長上に SAb 20 北半部石列が位置しており、両者の接合状況が問題となるが、SDb66 南端部では側石内に安山岩板石が 2 枚立てられ、閉塞されている。つまり、この地点より北側が石組溝 SDb66 として機能していることがわかり、土層観察から南側も当初は石組溝であったが最終的には石列に変更されたことがわかる。

第 5 面下位面の SDb67 は南北主軸の石組溝であり、北端部は東側へ直角に屈曲する。北端部の東側延長上には、石組溝 SDb68 が位置しているが、SDb68 と SDb66・67 との連続関係については細別層位レベルでの検証ができなかった。石材には、長径 20 ~ 40 cm 大の安山岩ないし花崗岩が用いられており、北端部と中央部は花崗岩が、その間の北半部と南端部は安山岩が各々主体であり、石材の偏在傾向が明確であるといえる。上位面の SDb66 では南端部が閉塞されていたが、SDb67 ではそれよりも南方まで側石が認められ、また 8 A 区 南壁 (図版 4) の所見を踏まえると、調査区南端まで石組溝として連続していたと考えられる。

なお、SDb66・67 の位置は第 6 面で街路西側の区画を構成するとみられる SBB33 よりも約 3 m 東に位置しており、大まかな位置関係としては第 6 面の地割線を踏襲したといい得るが、厳密には若干の変更を伴うものであったといえる。第 6 面の街路に伴う地割を解消す

る方向での変化が看取でき、SBB31・32の在り方と軸を一にする現象といえよう。

SDB65（調査時 SD8A13：図版 61）
8 A 区 B 12 グリッドで検出された、東西主軸の石組溝である。長径 20 ~ 40cm 大の安山岩割石や小礫で蓋石をした、暗渠構造をとる。西端部は小礫で閉塞されていたが、より西側（ないし南側）に延びていたであろう閉塞以前の溝については、周辺を精査したにもかかわらず明瞭には検出できなかった。また東端部は SDB66・67 に接続するとみられるが、上位の SDB66 は接続相当部に西側石があり、掘り方も SDB65 を切り込むような状況であったため、同時併存は考え難い。下位面の SDB67 は接続相当部の西側石ではなく、掘り方相互の切り合い関係も認められなかつたため、同時併存の可能性が高い。

以上、相互に関連する SDB66・67・65・SAb20 の先后関係を整理すると、以下のようになる。



写真 11 SDB66・67



写真 12 SDB66・67 土層断面



SDB58 ~ 60（調査時 SD13・16：付図 5） 7 区 A 13 グリッドで検出された、西側の途切れる「コ」字形の平面形態を呈する溝である。同一面の SBB30 の西辺柱穴列に切られている。ともに素掘り溝であり、SDB60 は幅 0.94 m・深さ 0.12 m を測り、断面形状は浅い皿形である。

SDB68（調査時 SD8A10・SD8D209：図版 62） 8 A 区 B 12・13 グリッド、8 D 区 B 13 グリッドで検出さ

れた、東西主軸の溝である。石材の遺存状況や土層堆積状況から、側石を伴った石組溝であったことが窺える。石材の多くは抜き取られていたものの、西端部と東端部では長径 20cm 前後の割石を据えた状態で遺存しており、南北両側石の間隔は 0.25m 前後と推測される。また中央部付近では石材の抜き取り跡が検出されており、残存石材との関係から側石の間隔はやや広く 0.4m 前後であったと考えられる。

土層堆積状況は、両側に側石の抜き取りとみられる掘り込み（図版 62 : a - a' 断面・第 1 層）がみられ、その間に側石内埋土とみられるやや粘性を帯びた粗砂層が堆積していた。

SDB68 は、第 6 面 SXb14 - b の北辺と概ね一致した位置関係にあり、第 6 面での地割線を踏襲して構築されたといえる。

SDb64（調査時 SD8C208：図版 62） 8 C 区 B 10 グリッド、C 10・11 グリッドで検出された。東西主軸の素掘り溝である。検出した西半部では幅 0.25 ～ 0.5 m と狭いが、東端部では幅 1.6 m に拡張し、北側に直角に折れ曲がる。直角に折れて南北主軸をとる箇所では、西肩部に 20 ～ 30 cm 大の礫が散在していたが、石列ないし石組溝の形態をとるものかどうかは遺存状況が悪く明確でない。

5. 土坑

SKb110（調査時 SX17：図版 63） 7 区 A 13 グリッドで検出された。やや歪ながら円形プランを呈し、東西 3.5 m・南北 3.3 m・深さ 0.35 m を測る。同一面の SDb30・SXb09 と重複する位置関係にあり、SDb30 西辺柱穴列や土坑列（礎石掘り方）に埋土を切り込まれることから、SKb110 → SDb30・SXb09 と先後関係を捉えられる。

SKb116（調査時 SK8A09：図版 63） 8 A 区 B 13 グリッドで検出された。平面横円形、断面浅い皿形を呈し、長径 1.02 m・短径 0.93 m・深さ 0.15 m を測る。埋土は淡黄褐色砂質土である。

SKb117（調査時 SK8A10：図版 63） 8 A 区 B 13 グリッドで検出された。平面横円形、断面は底面に凹凸があるが箱形を呈し、長径 1.54 m・短径 1.20 m・深さ 0.46 m を測る。埋土は粘質土の上層（第 1・2 層）と砂質土の下層（第 3・4 層）に大別でき、上層には漆

喰片とみられる物質が含まれていた。

SKb118（調査時 SK8A11：図版 63） 8 A 区 B 13 グリッドで検出された。平面は隅丸長方形、断面逆台形を呈しており、長径 1.43 m・短径 1.02 m・深さ 0.43 m を測る。埋土は暗茶褐色砂質土で、上位に瓦片を多量（28% 入りコンテナ 1 箱）に含んでいた。

SKb122（調査時 SK8A12：図版 63） 8 A 区 B 13 グリッドで検出された。平面横円形、断面浅い皿形を呈しており、長径 1.35 m・短径 0.86 m・深さ 0.14 m を測る。埋土は 2 層に分けられ、下位層には礫が多く含まれていた。

SKb121（調査時 SK8A13：図版 63） 8 A 区 B 13 グリッドで検出された。第 4 面 SDb46 により西半部が破壊されており、本来はやや歪な円形プランを呈していたと考えられる。南北 0.72 m・深さ 0.19 m を測り、埋土中には瓦片が多量に含まれていた。

SKb123（調査時 SK8A14：図版 63） 8 A 区 B 13 グリッドで検出された。平面形態はやや歪な円形、断面形態は逆台形を呈しており、長径 0.90 m・短径 0.81 m・深さ 0.27 m を測る。埋土は 2 層に分けられ、上層には粘土がブロック状に、下層には礫、瓦片が含まれていた。

SKb124（調査時 SK8A15：図版 63） 8 A 区 B 13 グリッドで検出された。平面隅丸長方形、断面 U 字形を呈し、長径 1.35 m・短径 1.05 m・深さ 0.41 m を測る。埋土は 3 層に分けられ、第 2 層は瓦片を含む。SKb123 に埋土の構成が近似する。

以上、8 A 区 北東部に分布する SK8Ab116 ～ 118・121 ～ 124 は、埋土中に漆喰状物質を含んだり（SKb117）、瓦片を比較的多く含んだり（SKb118・121・124）しており、建築廃材の廃棄土坑的な状況を示す。周囲の建物との関係をみると、北東側に身舎が礎石建ちとみられる SDb30 があるため、これとの関係が想定できるかもしれない。

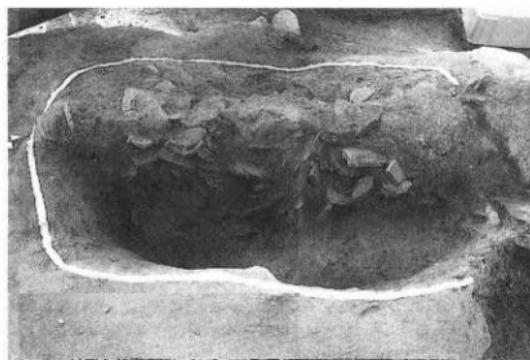


写真 13 SKb118 瓦出土状況

SKb133（調査時 SK8D218：図版 64） 8 D 区 B 15 グリッドで検出された。平面はやや歪な円形、断面は浅い皿形を呈する。規模は南北 2.33 m・深さ 0.14 m を測る。埋土は淡褐色砂質土である。

SKb120（調査時 SK8D211：図版 64） 8 D 区 B 13 グリッドで検出された。平面形態はやや歪な隅丸方形を呈しており、東西 4.95 m、南北 4.25 m、深さ 0.82 m を測る。埋土は 2 層に分けられ、上層は整地土の間層をなすような粗砂層、下層は淡茶褐色粘質土である。一定期間の滯水状態の後、埋め戻されたと考えられる。埋土上面では、円錐を栗石に用いた礎石が検出されたが、Sbb30 磐石掘り方の柱筋と一致しないため、別建物の一部と考えられる。Sbb30・SXb09 との先後関係は、埋土上面に土坑列が認められなかったことから、Sbb30・SXb09 → SKb120 と想定される。

SKb130（調査時 SK8B38：図版 65） 8 B 区 C 13 グリッドで検出された、南北主軸の土坑である。検出位置とほぼ重複して第 1 面（ないしより上位面）から掘り込まれていた擾乱が存在していたため、当初は擾乱として調査していた。また、近接した位置にある第 3 面の石組溝 Sdb35 周辺では、下位面への掘り下げが工程上選れたこともあり、明瞭なかたちで全体のプランを検出することができなかった。このため、調査段階で正確な平面図の作成に至らず、記録写真を参考に平面形態を起こすこととなった。形態・規模などは大きくなじみ脱していないと考えるが、図版 66 に提示した平面図は、あくまで概念図であることを明記しておく。

平面形態は、歪な精円形ないし逆台形と考えられ、南北約 5.1 m・東西約 3.75 m を測る。西側肩部は、第 3 面の Sdb35 の下位へ連続している。

土層堆積状況をみてみると、調査段階では掘り込み面を第 14 層と捉えていたが、改めて検討すると第 14 層と土坑内埋土の第 3 層は非常に近似した色調をもち、連続的にみえる。第 3 層の上下（第 2・4 層）を含めて、土坑内の「埋土」と認識した層は層厚が薄く、砂とシルトが交互に堆積する整地土のようにみえる。このことから、第 2～4 層は土坑埋没後に上面に施された整地

土であり、それは土坑外側の第 14 層にまで連続していると解釈しておきたい。以上を前提にすると、土坑本来の埋土は第 5～13 層であり、掘り込み面は第 15 層（第 5 面構成土：大別 V b 層相当）になる。

土坑断面は逆台形を呈しており、掘り込み壁面は比較的急である。埋土は 2 層に大別でき、上層（第 5～9・13 層）は礫や瓦片を少量含み、下層（第 10～12 層）は瓦片を極めて多量（28% 入りコンテナ 10 箱）に含む。瓦は第 4 章第 2 節で記述するように、まとまりのよい内容をもっており、第 5 面の基準資料といえよう。既述した SKb118・121・124 とともに、土坑形態であるが「瓦溜まり」が認められることは注目でき、下位の第 6 面には認められなかった現象といえる。なお、取り上げ時に「下層」としたものは第 10～12 層に該当するが、「上層」として中には第 1～4 層も含まれる可能性がある。

6. その他

SXb11（調査時 SX8C202：図版 65） 8 C 区 B 11・C 11 グリッドで検出された、礫敷遺構である。Sdb64 の東端部は明瞭に立ち上がって途切れるが、その東側の東西 3.0 m・南北 2.2 m の範囲に安山岩小礫を主体にした礫敷が認められる。また礫敷の下面には、南北 1.07 m・東西 0.72 m の籠草形プランの浅い掘り込みが認められた。

SXb12（調査時 SXb8D212：図版 65） 8 D 区 C 14 グリッドで検出された、南北主軸の配石遺構である。長



写真 14 SXb11

径 2.05 m 以上・短径 1.1 m の長方形プランを呈する振り方をもち、その内側に 15 ~ 35 cm 大の安山岩割石を枠形に並べる。配石の内法は、長径 1.68 m・短径 0.62 m を測り、南側と西側には石列が伴う。

第 7 節 第 6 面の遺構

1. 概要

第 6 面（発掘時：第 3 整地面、以下略）は、層位的に最も遡る近世遺構面である。調査区の中央を鍵形に屈曲しながら南北に延びる、主に権列から構成される地割線がある。地割線は、約 8 m の間隔で 2 列平行しており、その間には建物・礎石・柱穴が皆無に近いことから、この幅 8 m の空閑地は、屋敷割の基軸にもなる「街路」にあたる可能性が高い。またこの他に、屋敷割に間わるとみられる区画施設も検出されている。出土遺物の年代観（1600 年代～1650 年代）からみて、第 6 面には「高松城下図屏風」に描かれた景観が含まれている可能性が指摘でき、絵画史料との具体的な対比が可能な遺構面といえる。

当該遺構面の特徴としては、礎石建物の検出数が少ないこと、そしてこれをはるかに上回る柱穴群が検出されていることが挙げられる。これを反映してか、瓦の出土量が第 1 ~ 5 面に比して極端に少なく、瓦溜まりのような瓦の廃棄遺構が認められない。屋敷地内の細分施設とみられる溝は全て素掘りであり、石組溝はみられない。井戸は石組みが多い。また、土器・陶磁器や木製品の廃棄土坑がかなり検出されている点も特徴的である。廃棄土坑は柱穴群の分布とは重複しておらず、屋敷地内の利用形態を考える際の指標になり得る遺構である。

なお、第 1 節でも記述したように、第 6 面の構成層（大別 VI 層）には人為的な整地層と明確に判断できるものがない。第 7 面（中世前半）以来継続してきた、後背湿地の埋積作用がほぼ完了した段階に屋敷地が營まれているようである。

検出遺構の内訳は、礎石建物 4 棟、掘立柱建物 7 棟、権列 19 基、礎石 1 基、ピット 589 基、土坑 134 基、井戸 7 基、溝状遺構 14 条、性格不明遺構 3 基である。

2. 建物

SBb35（調査時 SBBC215：図版 66） 8 C 区 C 11 グリッドで検出された、東西主軸の掘立柱建物である。梁間 1 間（1.9 m）・桁行 4 間（6.45 m）であり、面積 12.25 m² を測る。桁行の柱間は不揃いであるが、北辺

では西から 1.44 m - 1.67 m - 1.67 m - 1.67 m という柱間になり、1 間 = 1.67 m が指向されているようである。屋敷地の区画に関連するとみられる SBb32 の東側直近にあるが、同時併存なのか先後関係を伴うのかは、明確でない。

SBb36（調査時 SBBC216：図版 66） 8 C 区 C 11 グリッドで検出された、東西主軸の掘立柱建物である。梁間 1 間（1.9 m）・桁行 2 間（3.4 m）、面積 6.46 m² を測る。

SBb34（調査時 SBBC217：図版 66） 8 C 区 C 10 グリッドで検出された、南北主軸の掘立柱建物である。梁間 1 間（1.75 m）・桁行 2 間（2.3 m）であり、面積 4.02 m² を測る。柱穴の規模にばらつきがあるものの、周辺での柱穴分布が希薄で、この付近に集中することから、小規模ながら建物として復元した。北西隅に SKb182 があり、この土坑と関連した機能をもつたかもしれない。

SBb37（SBBD202：図版 67） 8 D 区 B 14 グリッドで検出された、南北主軸の掘立柱建物である。梁間 1 間（2.8 m）・桁行 2 間（2.9 m）以上であり、9 区の SP9701・9702・9703 は本造構とは柱間が対応しないため、桁行は 3 間ないし 4 間と捉えるのが妥当である。

SBb39（調査時 SBBD203：図版 66） 8 D 区 B 14 グリッドで検出された、東西主軸の掘立柱建物である。梁間 2 間（2.95 m）・桁行 3 間（5.9 m）で、面積 17.4 m² を測る。柱間は梁間・桁行ともに不揃いであるが、桁行は西端 1 間分が他者よりも長い。また柱穴内には根石をもつものがある。

SBb40（SBBD204：図版 67） 8 D 区 B 15・C 15 グリッドで検出された、南北主軸の掘立柱建物である。梁間 2 間（3.1 m）・桁行 4 間（6.0 m）であり、面積 18.6 m² を測る。南辺には庇が伴う。梁間は北辺と南辺で柱間が大きく異なるため、全体としてやや歪な台形プランを呈する柱配置となる。

SBb38（調査時 SBBD205：図版 67） 8 D 区 B 14 グリッドで検出された礎石建物である。礎石の遺存状況が悪いため、主軸方向が明確でないが、想定される柱間から東西棟の可能性が指摘できる。取り敢えず梁間 2 間（3.6 m）・桁行 4 間（4.9 m）と考えておきたい。東端の礎石掘り方が SBb39 に切られている。

SBB42(調査時 SB8B04:図版 87) 8 B 区 C 14 グリッドで検出された礎石建物である。やはり礎石の遺存状況が悪く、全体の規模や主軸については不明である。検出時の規模は、東西 3 間 (3.2 m)・南北 3 間 (2.9 m) であった。20 ~ 30cm 大の小振りな角礫が礎石に用いられている。位置的に SBB41 と重複するが、両者の先後関係は層位的にもレベル的にも明確でない。また、元和 10 年 (寛永元年:1624) の紀年銘木簡を出土した SKB255 埋土上面に構築されているので、1620 年代 (~1630 年代) よりも後出すると考えられる。

SBB41 (調査時 SB8D201・SB8B05:図版 68) 8 B 区 C 14-15 グリッドで検出された、東西主軸の礎石建物である。梁間 4 間 (10.4 m)・桁行 4 間 (15.6 m) 以上の規模をもち、調査区東端で東辺礎石列が検出されていないため、桁行 5 間 (19.5 m) 以上になる公算が大きい。したがって面積は、202.8m² かそれ以上と推測される。柱間は梁間で 2.6 m、桁行で 3.9 m を測る。

礎石には、50cm 大の分厚い安山岩が用いられており、礎石周辺の掘り方内には乗石 (小礫) が多量に詰められていた。北辺の掘り方 SBB41-1・3・4 には掘り方内下位に礎石と同大の石材が据えられ、その上側には小礫が並べられていた。北辺で唯一礎石が遺存していた SBB41-2 の礎石上面レベルは標高 0.57m であり、SBB41-1・3・4 での礎石状石材の上面レベル (標高 0.25 ~ 0.32 m) とは、かなり比高差がある。このため上記 3 掘り方内で検出された礎石状石材は、やはり礎石の下部構造 (根石) と捉えるのが妥当であり、その上側に本来の礎石が置かれていたと考えられる。

こうした丁寧な基礎造作が行われた原因としては、大型礎石建物を構築するには第 6 面の地盤が軟弱であることが挙げられる。SBB41-2 の礎石上面は、風化が進行して褐色を呈するが、中央やや西寄りで褐色化せず白色を呈する箇所が一辺 20cm 前後の正方形に認められた。おそらく柱材の痕跡を示すものと思われる。

北辺の SBB41-3 の北側では、同大の礎石掘り方 SBB41-10 が検出された。掘り方底面に 50cm 大の安山岩割石を据えており、土層堆積状況から掘立柱構造の根石とみられる。SBB41 身舎の主軸に対し

て直角であり、また柱間は 3.9 m で桁行方向の柱間と一致する。このため、SBB41 の張り出し部とも考えられるが、周辺に同様の礎石ないし掘り方が存在しないため、具体的な構造は明確でない。

他遺構との切り合い関係は、SKB255 埋土上面を構築面とすることから、1620 年代 (~1630 年代) よりも後出することが明らかである。SKB255 は埋没の最終段階で整地土状の薄層の水平堆積がみられる (最上層) が、これは SBB41 のような大型建物の構築に先立つ地業とも考えられる。

SBB33(調査時 SB8A03:図版 67) 8 A 区 B 12 グリッドで検出された礎石建物である。安山岩の礎石が 2.05 m の間隔で 2 個、南北方向に並んでいた。位置的には、鍵形に屈曲する街路の西辺にあたり、掘立柱構造の槽列の途中に 1 間分だけ礎石建物の施設が存在することになる。区画施設中にある建物 = 棟門の可能性が考えられる。

3. 槽列

SAB22 (調査時 SA03・SA8D205:図版 69) 7 区・8 D 区 A 14 グリッド、B 14 グリッドで検出された、南北主軸で掘立柱構造の柱穴列である。柱間は 1.8 m・1.6 m・1.5 m・1.3 m・0.8 m と 5 者あり、一定していない。東側に対向する SAB24・25 の 2 列が重複することを考えると、建て替えの集積の可能性も否定できないが、その場合でも特定の柱間単位を見出すことは難しい。柱痕や遺存柱材から、概ね径 10cm 前後の柱材



写真 15 SBB41-2 上面柱痕

が用いられていたことがわかる。

SAb31(調査時 SA8A01:図版6) 8 A区B 13グリッドで検出された、東西方向の柱穴列である。SAb22南端からほぼ直角に西に振った延長線上に位置しており、SAb22と連続する構造と考えられる。4基の柱穴掘り方は、いずれもSAb22よりも大きく、特に検出した両端のP-1・4は一辺0.9~1.0mの隅丸方形プランを呈する。中央のP-2・3は、やや小さく円形プランの掘り方をもち、P-3には直径18cmの丸太材が遺存していた。柱間は西から2.2m~1.5mm~2.0mであり、中央のP-2・3の間隔が狭い。掘り方の規模・形状の違いも踏まえると、P-2・3は棟間に伴う柱穴の可能性もある。

SAb24(調査時 SA05:図版69) 7区A 14・B 14グリッドで検出された、南北主軸で掘立柱構造の柱穴列である。SAb22の東側6.1~6.25mでほぼ平行するかたちで検出された。両柱穴列の間には区画溝1条と土坑2基が認められたのみであり、基本的には空隙地といえる状況であった。この空隙地は街路幅に相当する可能性が指摘できる。

柱間には若干のばらつきが認められるが、柱穴の検出されなかつた箇所も含めて概ね1.35mが1間と捉えられる。柱材は6箇所で確認できたが、いずれも断面多角形(五・六・七・八角形)に加工されており、下端は平坦に挽かれていた。柱材の直径は、10~14cmである。掘り方底面に柱材下端を据えるものが多いが、SAb24-1・2では根石の上に柱材が置かれている。

SAb25(調査時 SA06:図版69) 7区A 14・B 14グリッドで検出された、南北主軸で掘立柱構造の柱穴列である。SAb24の東側0.18mを平行してあり、SAb25-2ではSAb24柱穴に先行する切り合い関係が認められる。柱間にはばらつきがあるが、検出した北半部ではほぼ1.30mが1間に相当する。柱材は2箇所で遺存しており、断面五角形で直径6cmに細く加工されたものが据えられている。

SAb26(調査時 SA8A02・SA8D201ほか:図版70) 8 A区・8 D区B 12・13・14グリッドで検出された、東西主軸で掘立柱構造の柱穴列である。東西主軸のSdb71と重複して検出されたため、布掘り形態の構造の可能性も考えたが、①両造構の平面分布が必ずしも一致しないこと、また②連続関係が想定できるSAb24が、Sdb71とは分離していること、さらに③Sdb71埋土が滲水状態を示唆すること、の3点から両造構を時期

差として捉えるのが妥当と考えた。

北側で対向して東西に延びるSAb31との間隔は7.1mである。やはり両者の間には大型土坑1基と土坑4基が検出されたのみであり、柱穴や礎石は全く認められなかった。このことから、両柱穴列の間も空隙地といえ、街路幅に相当するものと思われる。

柱間は若干のばらつきがあるものの、概ね1.53mを1間とするようである。部分的に柱穴が隣接しており、修復箇所とみられる。柱筋は全体によく通っているが、中央部(西から10間目)では柱筋から南に外れて柱穴が存在する。これは南側に隣接するSAb28においても同様であることから、単なる柱筋の乱れではないと思われるが、具体的な構造上の意味については不明である。

柱材は10箇所の柱穴内で確認できた。断面四角形に加工して、下端は平坦に切り取られるものが主体であり、一辺8~12cm前後を測る。柱穴掘り方の埋土は暗黒褐色ないし暗灰色系の粗砂であり、柱材抜き取り跡には、それらとは異なる暗黄褐色粗砂が認められた。

SAb28(調査時 SA8A03:図版70) 8 A・8 D区B 12・13・14グリッドで検出された、東西主軸の柱穴列である。SAb26の南側1.0~1.3mでほぼ平行して延びる。柱穴の柱間は不規則であり、建て替えによる重複を想定しても均一的な柱間の組み合わせを抽出することは難しい。これは、SAb26とは対照的な在り方といえる。また検出された中央部では、SAb26同様に柱筋から大きく南に外れた位置で柱穴が検出された。

柱材は8箇所の柱穴内で確認できた。断面多角形に加工したものが多く、下端は平坦に切り取られている。

SAb27(調査時 SA8A04:図版71) 8 A・8 C区B 12グリッド、C 12グリッドで検出された、南北主軸の柱穴列である。SAb26西端部柱穴から、ほぼ直角に屈折して南側に延びる。柱間は北から2~5間部分では1.28mで一定するが、北から1間目の柱穴は、SAb28の西側延長線上に位置しており、柱間が描かない。また、8 C区南端で検出された2間分の柱間も1.28mで矛盾はないが、北から5間目の柱穴からの距離は1.28mでは割り切れない。したがって、全体にわたって1間=1.28mとする想定に無理があるか、あるいは途中に1.28mではない柱間の施設(門)が存在する可能性も考えられるが、遺存状況が悪いために、積極的な推測は難しい。柱材はSAb27-1で遺存していた。断面多角形(七角形)に加工され、径14cmを測る。

SAb29(調査時 SA8A05:図版71) A・8 C区B 12

グリッド、C 12 グリッドで検出された、南北主軸の柱穴列である。SAb28 西端部柱穴から、やや南に屈曲して南に延びる。柱間が不揃いな点は、連続関係にある SAb28 と共通する。

SAb23 (調査時 SP8C518・528・470:付図6) 8 C 区 C 12 グリッドで検出された、南北主軸の柱穴列である。柱間が 3.0 m 以上と長く、また検出できた柱穴も少ないため、欄干 (柱穴列) としての妥当性の問題も残るが、棟門と考えた SAb33 の南側延長上に位置すること、また付近 (8 C 区東半部) の第 6 面造構の検出作業に失敗して造構面を若干削平してしまったことを踏まえると、本来存在した柱穴がもう少しあった可能性もあり、取り敢えずは SA として捉えておく。東側に対向する SAb27 との距離は 7.5 m であり、その間はやはり造構の疎らな「空閑地」状をなす。

SAb37 (調査時 SA8D208: 図版 71) 8 D 区 B 14 グリッド、C 14 グリッドで検出された、南北主軸の柱穴列である。SAb25 の南延長部にあたり、途中で柱筋のずれがなければ SAb25 に繋がると思われる。柱間は SAb25 同様にはらつきがあり、一定していない。SAb37 - 1 ~ 3 の柱穴掘り方内では、四角形に加工された、径 12 ~ 15 cm の柱材が遺存していた。南端は、SAb41 の北西隅石掘り方の北 0.7 m (芯々距離) で途切ることから、SAb41 の存在を前提に構築された可能性もある。

SAb36 (調査時 SA8B04: 図版 71) 8 B 区 C 14 グリッドで検出された、南北主軸の柱穴列である。SAb37 南端柱穴の西側 0.3 m (芯々距離) から南側に延びる。SAb37 とは主軸が異なっており、やや北偏する。また、SAb41 西辺とは 0.3 ~ 0.5 m (芯々距離) 離れている。柱間は 1.25 m で描うが、この柱間に乘らない柱穴は、これとは別に 1 間 = 1.5 m 間隔で並んでいる。したがって、1 間 = 1.25 m + 1.5 m の 2 者が重複していると考えられ、柱穴の切り合い関係から 1.5 m 単位 (SAb36 - b) → 1.25 m 単位 (SAb36 - a) という変化が想定できる。

柱材は、SAb36 - b で 1 箇所、SAb36 - a で 3 箇所の柱穴から検出された。SAb36 - b では断面多角形 (五角形)、SAb36 - a では丸太材と断面五角形の材が用いられていた。ともに径 10 ~ 12 cm を測る。

SAb34 (調査時 SA8B05: 図版 71) 8 B 区 C 14 グリッドで検出された、南北主軸の柱穴列である。SAb36 - b の西側 2.6 ~ 2.9 m に位置し、SAb37 と同一主軸であ

る。柱穴断面は非常に特徴的であり、底面よりもさらに下がる径 8 ~ 14 cm の小穴が確認できる。この断面形態が特に顕著な SAb34 - 1 の掘り方内では、下端を加工して尖らせた径 8 cm の木杭が検出されている。したがって、柱穴底面の小穴は木杭を打設した痕跡と考えられ、上記してきた柱穴列とは用材の在り方が異なる。

SAb35 (調査時 SA8B08: 図版 72) 8 B 区 C 14 グリッドで検出された、南北主軸の柱穴列である。SAb36 - b の西側 0.5 m を平行して延びる。柱間は北から 2.15 m - 1.9 m - 1.7 m と一定していない。SAb35 - 1 - 2 の 2 基の柱穴底面には、径 0.08 ~ 0.15 m・深さ 0.1 ~ 0.15 m の大きさの小穴が認められるため、SAb34 同様に木杭を用材としていた可能性がある。

SAb38 (調査時 SA8B08: 図版 72) 8 B 区 C 14 グリッドで検出された、南北方向の柱穴列である。SAb36 - b の東側 1.2 m を平行して延びる。柱間は一定しておらず、木杭痕跡とみられる径 6 cm 前後の小穴が柱穴底面に認められた。

SAb39 (調査時 SA8B02: 図版 72) 8 B 区 C 14 グリッドで検出された柱穴列で、SKb255 埋土上面に掘り込まれている。わずか 2 基検出されたのにとどまるため、本来は掘立柱建物か柱穴列 (欄列) であったか、判断は難しい。柱穴内には、径 5 ~ 8 cm の柱材が遺存していた。

SAb32 (調査時 SA8C205: 図版 72) 8 C 区 C 10 - 11 グリッドで検出された、東西主軸の柱穴列である。SAb37 の南側縁邊でこの溝と平行して延びる。柱間は一定しておらず、相互の切り合いも認められることから、複数時期の重複が存在すると考えられる。その中で、2.7 m 前後の柱間を抽出することも可能だが、他の多くの柱穴には一定した柱間は想定できない。

SAb30 (調査時 SA07: 図版 72) 7 区 A 12 グリッドで検出された、南北主軸の柱穴列である。柱間は不揃いであるが、SAb30 - 1 ~ 4 の 4 基は 1.87 m の柱間をもつ。

4. 溝

SAb71 (調査時 SD10・SD8D211・SD8A14: 図版 65・付図 6) 7 区・8 D 区・8 A 区の A 14・B 12・13・14 グリッドで検出された素掘り溝である。東西主軸

の溝の両端が北側に屈曲するプランをもつので、東西主軸部分を南北部、東側の南北主軸部分を東辺部、西側の南北主軸部分を西辺部と呼称する。

東辺部は検出長 28.2 m を測り、SAb24・25 の西側に隣接して、これと平行して延びる。断面形態はやや浅い U 字形を呈しており、幅 1.0 ~ 1.5 m・深さ 0.05 ~ 0.3 m を測る。北端部ではかなり浅くなっている。調査区外北側で途切れる可能性がある。8 D 区の b - b' 断面では、隣接する SXb14 - b 東肩部の埋土を切り込んでいるが、後述するように SXb14 は複数の土坑の集積とみられるため、その一単位との切り合いを示すに過ぎない。埋土は 3 層に分けられ、底面直上には薄く粗砂が堆積し、その上に砂質土をラミナ状に含む暗灰黒色粘質土が認められた。

南辺部は検出長 42.9 m・幅 0.95 ~ 1.15 m・深さ 0.2 ~ 0.36 m を測る。南側に隣接する SAb28、あるいは直接切り合った関係にある SAb26 と平行して延びる。断面形態は、やや浅い U 字ないし逆台形を呈する。埋土の状況は東辺部と同様であり、流水と潜水を繰り返していたものと考えられる。c - c' 断面では、埋土は SXb14 - a の埋土に切られている。既述したように、土坑群の集積としての SXb14 の継続幅の中に、SDb71 が含まれることを示していくよう。

西辺部は、わずかに 2.8 m 検出できたのみであり、北端は第 1 面 SXb02 の掘り込みで破壊されており、さらに北側の 7 区では擾乱により存否が明らかにできなかつた。しかし 7 区 SDb73 は西辺部の延長にあり、規模が異なるものの同一造構の可能性がある。SDb73 は 7 区内で途切れるが、これは東辺部北端が途切れる可能性のあることと一致する形態ともいえる。なお、SDb73 の北側には不規則な柱穴が列状に認められる (SPb426 ~ 428) ことから、柱穴列 (樋列) に変わるとみてよいかもしれない。

SDb72 (調査時 SXA06: 図版 65) 8 A 区 B 11・12 グリッドで検出された溝状の造構である。不定形なし字プランを呈しており、南北方向に延びる東辺部は SDb71 西辺部と平行して延びる。両者の間隔は 1.25 m である。埋土は粘質土 (粘土) と砂質土が交互に堆積しており、第 2・4 層には植物遺体の腐植土が含まれていた。

SDb74 (調査時 SD22: 図版 6) 7 区 A 12 グリッドで検出された、南北主軸の素掘り溝である。幅 0.75 m を測り、検出した南端部は途切れている。

SDb75 (調査時 SD23: 図版 65) 7 区 A 12 グリッド

で検出された、南北主軸の素掘り溝である。SAb30 の西側約 1.8 m の位置にあり、この樋列と平行して延びる。南端部は東西方向に拡張して収束している。南北主軸部分の幅 1.0 ~ 1.5 m・深さ 0.13 ~ 0.18 m を測る。

SDb78 ~ 80 (調査時 SA8C209・SK8C229・SD8C211: 図版 65) 8 C 区 B 10・11 グリッド、C 10・11 グリッドで検出された、東西主軸の素掘り溝である。SAb32 の北側に位置し、これと平行して延びる (SDb80 では重複し、SDb80 が後出)。かなり不定形で断続的なプランを呈する。埋土は淡茶灰色粗砂の單一層であり、流水状態に起因するのではなく、人為的な埋め戻し状態を示すと考えられる。溝とすれば底面付近に機能時の埋土を全く伴わないのが不自然であり、区画溝というよりも細長いプランの土坑である可能性もある。ただし、遺物の出土量は少ない。

SDb83 (調査時 SD8D212: 図版 65) 8 D 区 B 15・C 15 グリッドで検出された、南北主軸の素掘り溝である。7・8 A・8 B・8 C 区で検出された造構とは若干主軸が異なり、東に偏している。これは、直近の SDb39・40 と同じ主軸である。幅 0.25 ~ 0.7 m・深さ 0.05 ~ 0.1 m を測る。

5. 井戸

SEb11 (調査時 SE02: 図版 73) 7 区 A 12 グリッドで検出された石積み井戸である。北半部は第 1 面の竹櫛埋設溝 SDb03 に切り込まれている。掘り方は円形プランで、径 1.94 m を測る。石積みは安山岩を主体としており、内法は径 0.74 m である。掘り方内上半には石積みは遺存しておらず、廃絶・埋め戻しとみられる第 1 ~ 3 層がそれ以下と不整合に堆積していた。

SEb12 (調査時 SE8C202: 図版 73) 8 C 区 C 13 グリッドで検出された石積み井戸である。径 1.92 ~ 2.0 m・深さ 1.16 m の円形プランの掘り方をもつ。石積みは安山岩主体で、基底部には長径 40 ~ 50 cm 大の石材を平積みにしており、その上側には 20 ~ 30 cm 大の小振りな石材を小口積みする。石積みの内法は、径 0.6 ~ 0.8 m・残存高 0.65 m である。井戸底面は -0.7 グリッドで検出された。長径 2.63 m・短径 2.0 m を測る前後であるが、砂礫層までは到達していない。

SEb14 (調査時 SE8B03: 図版 90) 8 B 区 C 13 グリッドで検出された。長径 2.63 m・短径 2.0 m を測る

楕円形プランの掘り方内に、径 70cm・高さ 96cm の底板のない木桶が据えられている。木桶を井側にする形態は、第 2 面～第 3・4 面でみられるものであり、本造構も上位造構面のいずれかを掘り込み面とする可能性もある。

SEb15（調査時 SE8B02：図版 73） 8 B 区 C 14 グリッドで検出された石積み井戸である。Skb227・229 に掘り方を切られる。東西 2.84m 以上・南北 1.62m 以上の楕円形プランの掘り方をもつ。石積みは安山岩を主体にしており、20～30cm 大の石材を平積みないし小口積みにする。石積みの内法は、径 0.44～0.5m・残存高 0.44m を測る。石積みの遺存状況が悪いが、これは廃絶時に抜き取られたためと考えられる。井戸底面は -0.4m 前後であり、砂礫層に達する。

SEb16（調査時 SE8B01：図版 80） 8 B 区 C - 14 グリッドで検出された石積み井戸である。基底部のみ遺存する検出状況から、本来の掘り方・石積み上面は大型土坑 Skb229 に破壊されていると考えられる。掘り方のプランは明瞭に検出できなかった。石積み基底部は、長径 30～40cm の安山岩を主体として小口積みされており、内法での直径は 0.58m を測る。底面の標高は -0.5m 前後であり、周囲の基盤層はやや粒径の大きな砂粒を含むシルトであった。

SEb13（調査時 SK 8B54：図版 90） 8 B 区 C 13 グリッドで検出された。径 1.5m のやや歪な円形プランの掘り方内に、直径 50cm・高さ 52cm の底板のない木桶が据えられている。全形が検出された桶は 1 段分であったが、検出部上面に桶の部材とみられる板材が遺存していたため、本来は最低 2 段の桶を積んで井側としていたと考えられる。また、掘り方西半部では、安山岩角礫を主体とした石積みが認められた。石積みは最下段の桶の上半より上側にあり、また石材の面を揃えて積み上げたというよりも粗雑に詰め込んだように見える。おそらく、井側としての桶（最下段）埋設後に、掘り方壁面に貼るように石積みを施したと推測される。このような構築方法は、他の石積み井戸とは異なっており、井側が桶であることも踏まえると、第 6 面よりも上位を構築面とする可能性もある。

SEb17（調査時 SESD200：図版 74） 8 D 区 B 14 グリッドで検出された石積み井戸である。長径 1.66m・短径 1.48m・深さ 1.36m を測る円形プランの掘り方内をもつ。石積みは、安山岩が主体で平積みされる。内法は径 0.5m 前後・残存高 1.52m を測り、第 6 面の

石積み井戸としては良好な遺存状況であった。

6. 土坑

Skb137（調査時 SP327：図版 74） 7 区 A 12 グリッドで検出された。Sdb75 の西側直近で検出されたが、掘り込み面の標高が Sdb75 よりも 0.1m 程度高く、付近の第 6 面造構は層位的に分離できる可能性がある。掘り方には楕円形プランを呈しており、長径 0.85m・短径 0.72m・深さ 0.05m 以上を測る。土坑内には、2 規格（法量）の土師質土器皿 17 個体以上が集積されていた。ただし、底部外側と内面を不規則に上に向けていることや、重ね置かれたものが少ないと、また平面的な配列にも企画性のないことが看取できる。

Skb142（調査時 SX21：図版 75） 7 区 A 13 グリッドで検出された大型土坑である。西側に延びる浅い溝状の張り出しがあるが、本体部は長径 4.7m 以上・短径 3.5m・深さ 0.54m を測り、南北に長い長方形プランを呈する。埋土は底面直上に薄く堆積する粘質土層と、より上位の大半を占める砂質土層に大別できるが、砂質土層の下位には炭化物層が認められる。

Sxb147（調査時 SX22：付図 6） 7 区 A - 13 グリッド、Sxb142 の南側 3.5m で検出された大型土坑である。東側に張り出しが認められるが、概ね長径 3.9m・短径 2.8m 以上・深さ 0.42m の東西に長い長方形プランを呈する。

Skb146（調査時 SX25：付図 6） 7 区 A 13 グリッドで検出された。径 2.05m を測る円形プランの土坑である。平面形態は異なるものの、Skb142・147 に近接して存在することから、これらと同様な性格の土坑と考えられる。

Skb152（調査時 SX8D209：図版 77） 7 区・8 D 区 A 13・14 グリッド、B 13・14 グリッドで検出された大型土坑である。Skb145～147・SAb22 に埋土を切り込まれているので、これらに先行することがわかる。切り合の関係にあるとはいって、掘り込みの東縁は隣接する SAb22 に表れた地割線に規制されていることは明確である。南辺についても、Sxb14 との間に明瞭な掘り残し（幅 0.4m 前後）が認められるため、やはり同様の規制が働いていた可能性がある。埋土は、底面直上に暗黒色粘質土があり、その上位には人為的な埋め戻しによると考えられる淡黄褐色粗砂が分厚く堆積していた。

SXb14 (調査時 SX8D208 : 図版 77) 7 区・8 A・8 D 区 A 14 グリッド、B 13・14 グリッドで検出された大型土坑である。SAb22 - SAb81 と SAb26・28 に挟まれた想定街路部分に掘り込まれており、L 字形の平面形態を呈する。埋土上層が、第 6 面を被覆する砂層（大別 Vc 層）に近似しており、この土層が全面に広がっていたため、当初は 1 基の大型土坑と認識して調査していた。しかし隣接する SDb71 との切り合い関係が、場所によって逆転することが明確になってきた。また土坑底面の形状が平坦ではなく、非連続的な凹凸が顕著にみられたことをも踏まえると、街路に規制されるかたちで掘削の繰り返された、複数の土坑の集積と捉えるのが妥当であると捉え直すこととなった。このような調査経緯のため、本来的な土坑 1 基分毎の遺物を取り上げることができず、暫定的に東西主軸の南北部を SXb14 - a、南北主軸の北半部を SXb14 - b と区分するにとどまった。

以上を踏まえ、改めて形態を記述する。底面の起伏からみて、SXb14 は最低 14 基以上の土坑から構成されると考えられる。これらの単位を SXb14 - ①～⑩ とする。各単位の形態・規模は遺構一覧表を参照されたい。調査時の SXb14 - a・b との対応関係は、SXb14 - ①～⑨ が SXb14 - a、SXb14 - ⑩～⑩ が SXb14 - b に各々含まれることになる。各単位の形状は一定していないが、橢円形ないし長方形の細長いプランのものは、SXb14 - a では東西方向、同一 b では南北方向であり、街路の主軸方向に沿うような状況で開削されている。また、全体に街路の北ないし西側の単位の規模が小さく、断続的である。なお、北端部で検出された SXb14 - ⑩ は、径 1.0 m・深さ 0.64 m の円形プランの単位（土坑）であるが、埋土中にウリ科の種子を多量に含み、算木とみられる木製品も出土したことから、便槽の可能性が考えられる。同遺構からは木簡 1 点も出土している。

SXb159 (調査時 SK8A21 : 図版 74) 8 A 区 B 13 グリッドで検出された大型土坑である。SXb14 - a の西側に隣接しており、SXb14 を構成する単位（土坑）と同様の遺構と考えられる。形態が東西に長い橢円形であること、SXb14 - ①～⑥・⑧・⑨ と共通する。規模は長径 4.25 m・短径 2.2 m・深さ 0.61 m である。

SXb156 (調査時 SK8A26 : 図版 74) 8 A 区 B 12 グリッドで検出された大型土坑である。SKb159 の西側で柱穴列に挟まれた想定街路部分で検出されており、SXb14 同様の遺構と考えられる。西半部は第 1 面 SXb02 で破壊されており、全体の形態は明確でないが、東側と南側の掘り方プランは直線的であり、おそらく

街路に規制された方形ないし長方形の平面形態をとると思われる。

SKb113 (調査時 SK8A38・SK8C246 : 図版 76) 8 A・8 C 区 B 12 グリッドの想定街路部分で検出された、南北主軸の土坑である。東側に隣接する SKb114 の上層を切るために、SKb114 → SKb113 の順に埋没したと想定できる。長径 6.5 m・短径 2.26 m・深さ 0.68 m を測る。縦長い溝状の橢円形プランを呈する。埋土は砂と粘質土の薄層が交互に堆積する。

SKb114 (調査時 SK8C247 : 図版 76) 8 A・8 C 区 B 12 グリッドの想定街路部分で検出された、南北主軸の土坑である。平面形態は長辺の直線的な橢円形、断面形態は箱形を呈する。長径 5.15 m・短径 2.1 m・深さ 0.55 m を測る。

SKb160 (調査時 SK8A36 : 図版 78) 8 A 区 B 10 グリッドで検出された土坑で、溝状で東西に細長い長方形プランを呈する。規模は長径 6.1 m・短径 1.73 m・深さ 0.08 m を測る。底面は平坦である。埋土は上位の粘質土と下位の細砂に分けられる。

SKb162 (調査時 SK8C230 : 図版 78) 8 C 区 B 10・11 グリッドで検出された土坑である。SAb32 の北側直近で検出された。平面形態はやや歪な方形、断面形態は掘り方壁面が不明瞭な浅い V 字形を呈しており、南北 1.8 m・東西 1.65 m・深さ 0.18 m を測る。埋土は暗茶灰色砂質土の單一層であり、炭化物粒を少量含む。

SKb167 (調査時 SK8C242 : 図版 78) 8 C 区 C 11 グリッドで検出された。SAb32・SAb35 の北側に隣接しており、SKb158・170・171・176 などと集中して分布する。平面形態は東西に長い楕円長方形、断面形態は掘り方の傾斜が緩い浅い皿形を呈しており、長径 2.7 m・短径 1.7 m・深さ 0.11 m を測る。埋土は淡茶灰色粘質土の單一層であり、基盤層（大別 VI 層）をブロック状に含む。

SKb168 (調査時 SK8C258 : 図版 78) 8 C 区 B 11 グリッドで検出された。平面形態は南北に長い楕円長方形、断面形態はやや底面中央の盛り上がりが逆台形を呈しており、長径 4.2 m 以上・短径 1.56 m・深さ 0.44 m を測る。埋土は粗砂と砂質土が交互に堆積する上層（第 1～5 層）と、底面に薄く堆積する粘質土の下層（第 6 層）に大別できる。

SKb170（調査時 SK8A33：図版 79） 8 A 区 B 11 グリッドで検出された。平面形態は南北に長い長方形、断面形態は掘り方壁面の立ち上がりが明瞭な U 字形を呈しており、長径 3.9 m・短径 2.7 m・深さ 0.5 m を測る。南端部は、SKb171 に切られる。

埋土は、平面プランの完結する土坑にしては、やや複雑な堆積状況を示す。上層は、植物遺体の腐植土を主体とする粘質土と、粗砂の交互の堆積が認められる。中層は、比較的厚い粗砂の堆積である。下層は、腐植土の薄層を数枚介在させるシルトないし粘質土である。土坑の形態からみて、流水状態を示すとは考え難いので、腐植土の由来物質（削り屑などか）の廃棄と埋め戻しの単位を示すものであろうか。

埋土中から土器・陶磁器が出土している。比較的良好な遺存状態ではあるが、特定箇所・層位に集中するような傾向は認められなかった。また、切り合い関係にある SKb171 出土遺物と接合する個体があったため、両造構の埋没には大きな時間差がないものと推測される。

SKb171（調査時 SK8A34：図版 79） 8 A 区 B 11 グリッドで検出された。北端が SKb170 を切り込む。平面形態は東西に長い楕円形を呈し、長径 2.7 m・短径 1.5 m 以上・深さ 0.1 m を測る。

SKb176（調査時 SK8C243：図版 79） 8 C 区 B 11・C 11 グリッドで検出された。平面形態は東西に長い不整形な長方形、断面形態は浅い皿形を呈しており、長径 1.55 m・短径 0.88 m・深さ 0.11 m を測る。埋土は、炭化物を含む粘質土（第 1 層）と、砂質土（第 2 層）に分けられる。

SKb177（SK8C244：図版 79） 8 C 区 C 11 グリッドで検出された。平面形態は東西にやや長い楕円形、断面形態は浅い逆台形を呈し、長径 1.85 m・短径 1.58 m・深さ 0.25 m を測る。底面北西側の掘り方は 2 段に掘り込まれ、テラス状の平坦面がある。埋土は 2 層で、砂質土の上層と炭化物粒を少量含んだ粘質土の下層に分けられる。

SKb175（調査区 SK8A30：図版 80） 8 A 区 B 12 グリッドで検出された。南北部が攪乱されているが、おそらく南北主軸の土坑と推測される。平面形態は楕円形と思われ、断面形態は上端両側が緩く下がる逆台形を呈し、長径 0.8 m 以上・短径 1.3 m・深さ 0.18 m を測る。埋土は粗砂の單一層である。

SKb174（調査区 SK8A31：図版 80） 8 A 区 B 12 グリッドで検出された。南端が攪乱されているが、南北に長い楕円形の平面形態をもち、長径 2.35 m・短径 1.55 m を測る。

SKb173（調査区 SK8A32：図版 80） 8 A 区 B 12 グリッドで検出された。SKb172・174 の北側直近に隣接するが、直接の切り合い関係はない。東西に長い歪な長方形プランを呈しており、長径 1.8 m・短径 1.15 m を測る。

SKb190（調査時 SK8A28：図版 80） 8 A 区 B 12 グリッドで検出された。柱穴列に挟まれた想定街路に位置する。平面形態は満丸形、断面形態は浅い U 字形を呈し、東西 1.08 m・深さ 0.22 m を測る。埋土は 2 層に大別でき、砂質土ないし粗砂の上層（第 1 ~ 4 層）と、植物遺体の腐植土と思われる粘土の下層（第 5 層）がある。

SKb155（調査時 SK8A29：図版 80） 8 A 区 B 12 グリッドで SKb190 の北側で検出された。Sdb71 埋土を切り込み、北側の SKb154 に切られる。やや歪だが方形プランを呈しており、東西 1.3 m・深さ 0.21 m を測る。

SKb178（調査時 SX8C203：図版 81） 8 C 区 C 10 グリッドで検出された大型土坑である。西側肩部を第 2 面 Sxb06 に切られるが、底面の起伏状況からみて、さほど大きさは西側に延びないと推測される。検出規模は東西 9.0 m・南北 7.6 m・深さ 1.0 m を測る。平面方形ないし長方形を呈する。断面形態は、底面が中央に向かって傾斜する、浅い V 字形を呈しており、掘り込み壁面はほぼ垂直に立ち上がる。

埋土は、4 つに大別可能である。第 I 層は、大別 V 層（第 5 面構成土）と同一とみられ、基盤層ブロックを含む人為的な埋め戻し層と捉えられる。8 C 区南壁土層でみると、V b 層に連続しているものと思われる。第 II 層は粘性を帯びる暗褐色砂質土ないし粘質土であり、下位の第 4 層からは漆器などの木製品が集中して出土した。一定期間の滲水状況を示すか。第 III 層は、暗褐色ないし暗灰色砂質土である。第 IV 層は、径 5 cm 前後の円礫を含む砂質土を主体としており、大別 V f 層に相当する。

第 I 層と大別 V b 層との対応関係から、SKb178 の廃絶（埋め戻し）と第 5 面の造成とは連動していると考えられ、出土した土器・陶磁器は第 6 面の年代的下限を示す資料といえる。

SKb181（調査時 SK8C226：図版 80） 8 C 区 C 10 グリッドで検出された。北端は Sdb78・Sab32 に切られる。平面形態は、やや南北に長い歪な楕円形を呈し、長径 1.6 m・短径 1.3 m・深さ 0.16 m を測る。

SKb182（調査時 SK 8C259：図版 80） 8 C 区 C 10 グリッドで検出された。ほぼ円形プランであり、断面は逆台形を呈する。毎度は 2 層に大別でき、上層は細砂ないしシルト、下層は黒色粘土を主体とする。Sbb34 の北辺に位置しており、この小型建物内の施設（例えば便所）の可能性もあるが、機能を特定するような遺物は出土していない。

SKb179（調査時 SK8C227：図版 80） 8 C 区 C 10 グリッドで検出された。平面形態は南北に長い歪な楕円形であり、長径 0.8 m・短径 0.7 m・深さ 0.37 m を測る。

SKb180（調査時 SK8C228：図版 80） 8 C 区 C 10 グリッドで検出された。平面形態は隅丸方形、断面形態は逆台形を呈し、東西 0.97 m・深さ 0.28 m を測る。埋土は暗茶灰色砂質土の單一層である。

SKb187（調査時 SK8C241：図版 80） 8 C 区 C 12 グリッドで検出された。平面形態は南北に長い楕円形、断面形態は浅い逆台形を呈し、長径 1.3 m・短径 0.81 m・深さ 0.16 m を測る。埋土は、基盤層ブロックを少量含む淡茶褐色砂質土である。

SKb185（調査時 SK8C235：図版 81） 8 C 区 C 11 グリッドで検出された。Sab32・Sdb80 の南側にあり、後者に並列するような位置関係にある。平面形態は東西に長い楕円形もしくは長方形を呈しており、長径 3.05 m・短径 1.05 m・深さ 0.12 m を測る。

SKb186（調査時 SK8C234：図版 81） 8 C 区 C 11 グリッドで SKb185・Sdb80 を切り込んで検出された。平面形態は南北に長い楕円形であり、底面は北半部が深くなり、南半部は浅くテラス状になっている。長径 1.75 m・短径 1.1 m・深さ 0.51 m を測る。

SKb188（調査時 SK 8C238：図版 83） 8 C 区 C 11 グリッドで検出された。SKb185 の東側にあり、これと同様の東西に長い平面形態を呈する。断面形態は浅い皿形を呈し、長径 1.85 m・短径 1.1 m・深さ 0.12 m を測る。埋土は粘質土 2 層であり、上位の第 1 層は暗茶灰色を呈する。

SKb189（調査時 SK8C257：図版 83） 8 C 区 C 11 グリッドで検出された。SKb188 の南側に隣接する。平面形態は南北に長い楕円形を呈し、長径 3.0 m 以上・短径 2.15 m・深さ 0.1 m を測る。

SKb192（調査時 SX8A05：図版 82） 8 A・8 C・8 D 区 B 12・13 グリッド、C 12・13 グリッドで検出された大型土坑である。平面形態はやや不定形であるが、北辺は Sab26・28 に平行し、西辺は Sab27・29 に平行しており、これらの柱穴列に規制されたような在り方を示す。東辺と南辺は、これらの地割線を意識しているようにみえるが、かなり歪で直線的には延びない。断面形態は、掘り込み（土坑壁面）が比較的明瞭で底面が平坦な逆台形を呈する。

埋土は上下 2 層に大別できる。上層（第 1 層）は淡黄褐色粗砂であり、土坑中央部に分厚く堆積している。人為的な埋め戻し土であろう。8 A 区南壁での観察では、上層堆積後の上面に大別 V 層近似の暗褐色砂質土の薄層（図版 4：SKb192 最上層）が認められる（ただし V 層とは分離している）ことから、埋め戻し後に若干の整地が行われたと推測される。下層（第 2～12 層）は、全体にグライ化の進んだ粘質土層である。下層中位には、木本質の薄層（第 3 層）が認められる。

遺物は主に下層中位～下半にかけて出土したが、特定の範囲に集中するような傾向は認められなかった。ただし、志野向付（1408～1409）や府津皿（1389～1392）など、同一形態・意匠の陶器が複数個体、しかも一部が欠損したような比較的良好な遺存状況で出土したことは注目でき、ある程度まとまった投棄の単位と捉えられる。

SKb208（調査時 SK8D222：図版 83） 8 D 区 B 13・14 グリッド、C 13・14 グリッドで検出された。平面形態は楕円形、断面形態は壁面が垂直ないしオーバーハングして長方形を呈する。長径 2.2 m・短径 1.6 m・深さ 0.58 m を測る。埋土は 3 層に大別できる。I 層（第 1 層）は粘性を帯びた黒褐色土の薄層を含む粗砂、II 層（第 2・3 層）は褐色系の粗砂、III 層（第 4 層）は木本質の黒褐色砂質土である。III 層には木片も遺存していた。I・II 層には人為的な埋め戻し土の可能性が考えられるが、I 層での薄層は極めて薄く自然堆積的であり、判断は難しい。

SKb209（調査時 SK8D230：図版 83） 8 D 区 B 14・C 14 グリッドで検出された。平面形態は、張り出しを伴うような歪な円形ないし隅丸方形である。長径（東

西) 2.65 m・短径 (南北) 2.2 m・深さ 0.74 mを測る。底面は北側が1段高くテラス状になっている他は、垂直に近い掘り込み (壁面) を形成している。埋土は3層に大別できる。I層 (第1層) は、ブロック状の基盤土と炭化物を含む灰黄褐色細砂である。II層 (第2~10層) は、灰褐色系の砂質土と黄色系の粗砂の互層である。III層 (第11~13層) は、木本質状の暗茶褐色系土を主体とする。IV層からは漆器などの木製品や土器片が出土している。I層は人為的な埋め戻し・整地土と考えられ、II層についてもその可能性があろう。

SKb200 (調査時 SK8C254: 図版 84) 8 C 区 C 13 グリッドで検出された。平面形態は隅丸長方形、断面形態は浅い逆台形を呈する。長径 1.83 m・短径 0.98 m・深さ 0.32 mを測る。埋土は上下 2 層に大別でき、上層 (第1・2層) は砂層、下層は粘質土層である。上層は人為的な埋め戻し土の可能性がある。

SKb219 (調査時 SK8B28: 図版 84) 8 B 区 C 13 グリッドで検出された。北端を第5面 SKb130に切られる。平面形態は楕円形であり、断面形態は壁面が垂直に近い逆台形を呈する。規模は長径 1.0 m・短径 0.68 m・深さ 1.0 mを測る。土層は3層に大別できる。I層 (第1~4層) は基盤層ブロック土を含む暗灰色系のシルト、II層 (第5~11層) はグライ化した灰色系の細砂ないシルト、III層 (第12~16層) は酸化とグライ化が交互にみられる粗砂ないシルトである。I層は人為的な埋め戻し土と考えられる。

SKb226 (調査時 SX8B04: 図版 85) 8 B 区 C 13・14 グリッドで検出された。平面形態は西辺と南辺に張り出しを伴う長方形であり、断面形態は浅い逆台形を呈する。長径 6.7 m・短径 3.45 mで、深さは最深でも 0.34 mを測るに過ぎない。土層は上下 2 層に大別できる。上層 (第1~4層) は色調にやや差はあるが褐色系の砂質土であり、下層 (第5層) は灰褐色の砂礫である。

SKb223 (調査時 SK8B31: 図版 85) 8 B 区 C 13 グリッドで検出された。平面形態は円形、断面形態は壁面が垂直に近い逆台形を呈する。埋土はシルト層と粗砂層との互層である。SKb226 埋土を掘り込む。

SKb227 (調査時 SK8B25: 図版 84) 8 B 区 C 14 グリッドで検出された。平面はやや歪な円形、断面逆台形を呈する。

断面図 (図版 84) の第1~9層は土坑埋没後に直上

に堆積した整地土で、第5・9層は第5面を構成する大別V層である。第10層以下の土坑内埋土は、4層に大別できる。I層 (第10~12層) は、灰色系のシルト主体であり、第6面を構成する大別VI層に近似する。II層 (第13~15層) は、有機物の腐植土と砂の薄層が互層に堆積しており、第15層には板片などの木質が集中する。III層 (第14層) は、基盤層ブロック土を含み、斜め (西側→東側) に堆積の方向が認められる灰色系のシルトである。IV層 (第16~20層) は、II層に近似しているが、III層が介在するために堆積の絶続 (時間差か) が認められる。

I層は第6面構成土に近似するため、人為的な整地土であろう。また整理作業途上で、採取した埋土サンプル (おそらくII層) に多量のウリ科の種子が遺存していることが判明した。II層の堆積状況は、第3面の便橋遺構 SKb88 下層と共通する。さらに同遺構からは、篠木の可能性をもつ棒状木製品 C が 6 点出土している。このため SKb227 は便橋遺構の可能性がある。

SKb228 (調査時 SK8B34: 図版 84) 8 B 区 C 14 グリッドで検出された。南西部を SKb227 に切られる。平面はやや歪な円形、断面は逆台形を呈し、長径 1.42 m・短径 1.0 m以上・深さ 0.97 mを測る。埋土は3層に大別できる。I層 (第1・3層) は黄灰色系の粗砂で、II層 (第4~9層) は基盤層ブロック土が混入する暗灰褐色シルト、III層 (第10~12層) は黒灰色系の粘質シルトである。III層には木片が混じる。I・II層は人為的な埋め戻し土であろう。

SKb229 (調査時 SK8B30: 図版 86) 8 B 区 C 14 グリッドで検出された。平面形態は隅丸長方形、断面形態は壁面が垂直に近い逆台形を呈する。長径 5.5 m・短径 2.8 m・深さ 1.12 mを測る。土坑底面中央で石組戸戸 Sb16 の基底部が検出されていることから、Sb16 を破壊して SKb229 が掘削されたことが想定できる。埋土は3層に大別可能である。I層は淡灰色ないし淡褐色系シルト、II層は木本質の暗灰色ないし黒灰色系土、III層は暗灰色シルトである。I層は基盤層に近いため、人為的な埋め戻し土と考えられる。

遺物は特定の範囲・層位に集中することなく、やや散漫な状態で出土した。I・II層の境では、茅状の植物を同じ方向に備えたもの (茅葺か) が出土した。

SKb202 (調査時 SK8D223: 図版 87) 8 D 区 B 13 グリッドで検出された。平面形態は隅丸長方形に近い橢円形、断面形態は逆台形を呈する。長径 1.4 m・短径 0.8 m・深さ 0.16 mを測る。埋土は3層に大別できる。

I層は淡褐色系の粘質土ないし細砂、II層は基盤層ブロック土を含んだ粘質土、III層は炭化物を多く含む暗黒褐色粘質土である。II層は人為的な埋め戻し土と考えられ、I層は整地土V層に近似するため、埋没後の沈み込みに伴い上位層が堆積した可能性がある。

遺物は、瓦質土器茶釜（1458）や瀬戸・美濃系陶器皿（1451）などが土坑底面から出土した。

SKb233（調査時 SK8D206：図版 88） 8 D 区 B 15 グリッドで検出された。平面形態はやや北半部の幅が狭い隅丸長方形、断面形態は逆台形を呈する。北端部は調査区外であるが、検出部分での規模は長径 5.45 m 以上・短径 4.8 m・深さ 0.75 m を測る。北半部の底面は南半部よりも 1 段高くなっている。この部分を除くと平面形態は方形に近くなる。埋土は淡褐色系粗砂と暗褐色系の木本質土が交互に堆積しており、大別は難しい。前者には基盤層ブロック土が含まれており、人為的な埋め戻し土と考えられる。木本質土が木片などの腐植によるのであれば、互層的な堆積状況は廃材・木屑などの廃棄単位を示す可能性があろう。

SKb234（調査時 SK8D234：図版 89） 8 D 区 B 14 グリッドで検出された。平面形態は隅丸長方形、断面逆台形を呈し、長径 1.7 m・短径 1.15 m・深さ 0.52 m を測る。埋土は 4 層あるが、第 1 ~ 3 層は灰色系砂質土と基盤層ブロック土との互層、第 4 層は暗黒褐色粘土である。第 1 ~ 3 層は人為的な埋め戻し土と考えられる。

SKb235（調査時 SK8D232：図版 89） 8 D 区 B 13・14 グリッドで検出された。平面形態は歪な楕円形で、南側の底面が 1 段深くなっている。長径 2.3 m・短径 1.82 m・深さは北半で 0.45 m を測る。埋土は上下 2 層に大別でき、上層は潤灰褐色細砂、下層は灰褐色系の粘質土である。上層は人為的な埋め戻しによるものであろう。

SKb241（調査時 SK8D233：図版 89） 8 D 区 B 15 グリッドで検出された。東端部は調査区外に延びる。平面は隅丸長方形、断面は逆台形を呈する。長径 2.9 m 以上・短径 1.22 m・深さ 0.43 m を測る。埋土は 3 層に大別でき、I 層（第 1 層）は炭化物・焼土を含んだ灰茶褐色砂質土、II 層（第 2 ~ 5・7 層）は粘土（基盤層か）ブロック土を少量含んだ灰褐色系の細砂、III 層（第 6 層）は灰黒色の腐植土である。II 層は人為的な埋め戻し土、I 層は沈下した埋土上面に堆積した層と考えられる。

SKb239（調査時 SK8D231：図版 89） 8 D 区 B 15 グリッドで検出された。平面隅丸長方形、断面逆台形を呈しており、長径 1.4 m・短径 1.26 m・深さ 0.34 m を測る。埋土は 2 層で、第 1 層は人為的な埋め戻しとみられる基盤層ブロックを含み、第 2 層は骨片を含む。土坑底面の北側には 10 ~ 20 cm 大の安山岩角礫が並べられており、土坑西側底面中央では完形の土師質土器皿（1640）が上向きの状態で検出された。

遺構の状況から、土壤墓の可能性も考えられる。しかしそのような視点で埋土の水洗選別や十分な観察を行わなかったため、詳細を不明とせざるを得ないのは遺憾である。

SKb249（調査時 SK8B26：図版 93） 8 B・8 D 区 C 14 グリッドで検出された。平面形態はやや歪な円形、断面形態は上半部が開き、下半部が垂直な逆台形を呈する。規模は径 1.5 m・深さ 0.94 m を測る。埋土は黒色粘質土で、ウリ科の種子を多量に含んでいた。SKb250 と並列した便槽の可能性があるが、SKb249 埋土の状態から便槽と推測される。

SKb250（調査時 SK8B32：図版 93） 8 B・8 D 区 C 14 グリッドで検出された。平面形態は円形、断面形態は上半部がやや開く逆台形を呈する。規模は径 2.5 m・深さ 0.93 m を測る。土坑内には、竹皮をタガ状に回した構造物が遺存していたが、側板は検出されなかった。おそらく円筒形を呈する籠状の編み物であると考えられる。編み物内には黒色粘質土が堆積していたが、ウリ科の種子等は検出されなかった。また刀形木製品が出土した。一方編み物上部には、樹皮によるゴザ状の編み物と、抉りの入った建築部材などが堆積していた。

SKb249 に近接することから便槽の可能性があるが、仮にそうだとすると埋土中に種子を含まないので、小便槽としての機能が想定される。

SKb255（調査時 SD8B17：図版 94） 8 B 区 C 14 グリッドで検出された。南側が調査区外にあるため、全体の平面形態は不明だが、東側に張り出しをもつ長方形プランを呈する。また、底面はかなり平坦である。規模は、東側の張り出しを含めて東西 10.4 m、南北 5.0 m 以上・深さ 0.58 m を測る。

埋土は 3 層に大別できる。上層は、暗緑色ないし黄褐色シルトであり、明瞭なブロック土は認められないが、基盤層（VI 層）に近似することから、人為的な埋め戻し土の可能性が考えられる。中層は、多量の樹皮などの植物質による腐植土と、暗灰色粘土から構成される。植物質は、木材の削り落とし根材（檜皮か）な

などと考えられるが、樹種の特定は行っていない。下層は、黄褐色シルトなど基盤層に近似しており、上層同様に埋め戻し土の可能性がある。下層に一定期間の滲水ないし廃棄物の腐植を示す黒色粘質土の堆積が認められない点が、他の第6面検出の土坑とは異なる特徴である。ただし、下層の堆積が顯著にみられるのは、SKb255の北辺付近であり、堆積方向も北側から土坑内に向かっている。このことから、下層の堆積は一端土坑を掘削した後、何らかの事情で部分的に埋め戻された、と解釈することも可能であろう。これら土坑内埋土とは別に、調査区南壁ではSKb255上層上面が沈下している状況が観察でき、そこに砂を主体とした薄層からなる最上層が堆積していた（図版1）。第6面の部分的な整地土であろう。

遺物は中層を主体に多量に出土したが、その中で中層出土の「元和拾年」（寛永元年：1624年）紀年銘木簡の出土が注目される。木簡の内容は第4章第3節に記述するが、生駒家の上級家臣上坂勘解由宛の木材荷札という性格をもつ。中層で共伴した植物質（木屑か）とともに相俟って、土坑掘削・廃棄の契機を窺わせる資料であろう。

SKb256（調査時 SK8B24：図版 94）

8B区C14グリッドで検出された。平面形態は橿円形を呈し、断面形態は底面が緩やかに隆み壁面が垂直に立ち上がる。規模は南北3.7m以上、東西2.4m以上、深さ0.97mを測る。埋土は、灰褐色ないし暗褐色系シルト主体の上層と、松葉状の腐植土を主体とした下層に大別できる。西脇部がSKb255下層の埋め戻し土とみられる層位を切り込んでいるため、SKb255よりも後出するものとみられる。



写真 16 SXb250 遺物出土状況



写真 17 SKb255 土層



写真 18 SKb255 木簡出土状況

第8節 第7面の遺構

1. 概要

第7面（発掘時：第3整地面下層、以下略）は、8C区・8B区南半、すなわち当該調査区南端部で検出された遺構面である。当初検出された標高0.7～0.8mでは、第6面と同一面になる（第6面段階の削平とみられる）。しかしそれ以下の標高では、C-12・13グリッド付近では北東方向、C-11グリッドでは北西方向にそれぞれ緩やかに傾斜しつつ、第6面下（大別VI層下位）に潜り込む状況にあった。当初、第7面構成土（大別VII層）と第7面を被覆する第6面構成土（VI層）の識別は困難であり、両層の識別はSXb16の検出と、その際に設定されたトレンチ壁面の観察によってようやくえた。なお、より北側の8A区では、第6面遺構検出の際に大別VI層より土師器羽釜（1060）が出土しており、関連遺構の存在も想定されたが、SXb16に対応する落ち込みや礫敷は検出されなかった。

2. 磨敷・木組遺構

SXb16（調査時 SX8C204・SX8B05：図版 95～98）

①第7面落ち込みの形状 大別VI層へと潜り込む、第7面落ち込み斜面に構築された遺構である。第7面落ち込みの平面はL字形を呈しており、北東側への斜面肩部（「北辺」と呼称）と北西侧への斜面肩部（「西辺」と呼称）は、かなり直線的に延びていた。このため当初は、人為的な斜面整形の可能性も考えた。しかし斜面の傾斜角度は10～20°前後であり、下位の大別VII層の傾斜角度と同じである。部分的な改変の可能性は否定できないが、大枠としては自然堆積の一環として第7面落ち込みを捉えておくのが妥当であろう。

②土層堆積状況 第2トレンチ（図版 98：c-c'断面）では、第8層下面がSXb16の構築面にあたる。第8層は、やや粘性を帯びる淡灰黒色シルトで、礫と中世土器を多量に含む。中世土器は、礫の上面にとどまらず、礫層中に混在した状態で出土した。したがって、礫敷構築の際に礫とともに敷き詰められた可能性がある。その下位の第10層（すなわちSXb16構築面構成層）は、第8層に近似する色調・土質であるが、第8層よりも粘性が強く、第9・10層との境は踏み込みないし草根とみられる凹凸が著しい。第8・10層の堆積状況から、SXb16構築前に斜面が淀んだ滲水状態にあったことを推測させる。

SXb16構築後に、これを被覆するように堆積した第6層は第8層に近似した色調・土質で、炭化物粒や中世土器を少量含むことから、SXb16の継続期間からさほど隔たらない時期の堆積が想定される。さらにその上位で第6面構成土（大別VI層）の第1～3層は水平堆積で、淡褐色系（淡黄褐色）シルトで構成される。中世土器もほとんど含まれていない。人為的な整地土ではないと考えられ、SXb16の廃絶から高松築城に至る間に、徐々に形成された自然堆積層と捉えるとみるの

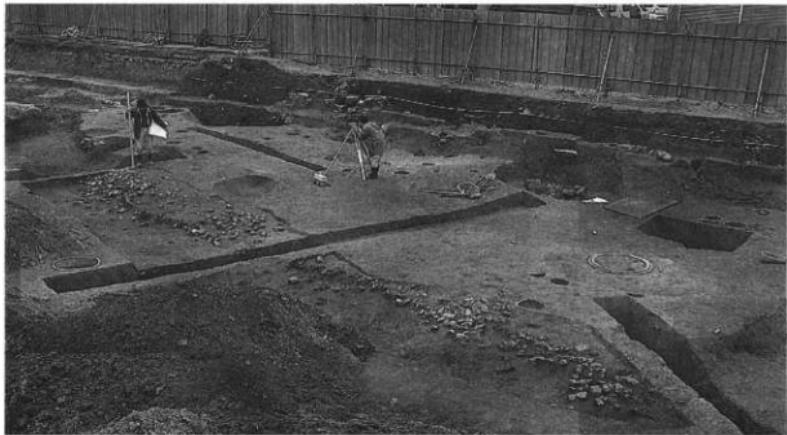


写真 19 SXb16 磨敷き

が妥当であろう。

落ち込み西辺がかかる 8 C 区南壁土層でも、SXb16 を挟んでほぼ同様な堆積状況が認められる（図版 2）。ただし、SXb16 碾敷構築後に堆積する層位が、黒灰色シルトブロックを含む淡褐色白色系シルトであることが異なる。また、間層を介して 2 面（2 列）の碾敷が認められるが、これは落ち込み北辺部での碾敷でも想定できる（後述）。

③碾敷 第 7 面落ち込み斜面の上半（肩部側）に集中して検出された。検出範囲（延長）は、落ち込み北辺部で 132 m、西辺部で 55 m を測る。使用石材は、長径 10 ~ 20 cm 大の板状の安山岩角礫で占められ、砂岩円礫などの使用は認められなかった。角礫には、赤色に発色するものがかなり目立ったが、これは風化作用によるものと思われ、二次的被熱の痕跡ではない。こうした特徴をもつ角礫は、第 7 面よりも下位の碾層では認められない。

礫は、落ち込み斜面に平行して貼り付けるように据えられており、数個が重なることはあるが、垂直方向に積まれた形跡は認められなかった。また、C - 13 グリッド付近（図版 87 参照）では、据えられた礫の面が 2 列に見える箇所があったが、これは既述のように 8 C 区南壁（図版 2 : C - 11 グリッド）での上下 2 面の碾敷の存在という層位的所見と一致する現象である。

④木組（図版 95） SXb16 西辺部で検出された。碾敷が途切れて傾斜の緩くなった斜面下半は、大局的な斜面の傾斜方向（北西方向）とは異なり、南側に傾斜している。この部分の底面は、粘性の強い灰白色粘土であり、動物の巣穴ないし管状斑が認められた。木組は、こうした局所的な傾斜部に構築されており、杭と横木から構成される。杭 1 は、北側の横木 4 を留めており、北端の横木 1 よりも南端の横木 6 の方が 0.12 m 低い。のことから、木組は碾敷の護岸ではなく、別の機能を有していたと捉えるのが妥当であろう。なお、杭は 1 箇所のみの検出であったが、



写真 20 SXb16 碾敷き



写真 21 SXb16 木組み

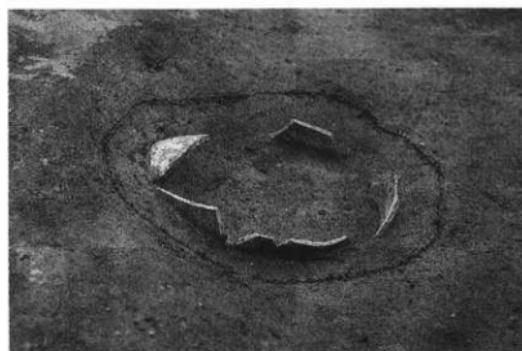


写真 22 SPb807

同様の大きさの小穴が3箇所（うち2箇所は横木2・3の間）で検出されており、これも杭の痕跡と推測される。

SXb16は、多量に出土した中世土器・陶磁器から、12世紀前葉（中世II-1期）を中心として、その前後に及ぶ時期に構築・存続したことが窺われる。最も新しい時期の遺物は13世紀前葉であるが、上記した2列（2面）の礎敷の所属時期については、遺物の取り上げを一括して行ったため、明確にしえない。

3. 埋甕

SPb807（調査時 SP8C480：付図6） 第7面落ち込み（SXb16）北辺部の南側約5m、すなわち中世汀線から若干上がった陸地部で検出された。平面形態はやや南北に長い円形であり、長径0.45m・短径0.42m・深さ0.14mを測る。掘り方内には、十瓶山窯産須恵器甕（2285・2286）が据えられていた。埋甕内には淡褐色細砂が堆積していたが、内容物を示すような遺物は出土しなかった。ただし、埋甕内面は全体に器面の剥落が著しいため、比較的長期にわたる貯蔵などの機能が想定される。

遺構の時期は、埋甕の形態からみて12世紀前半（中世II-1期）と考えられ、前面のSXb16との併存関係が指摘できる。

第4章 遺物

第1節 土器・陶磁器

1. 第1面出土土器・陶磁器

SBb02 (図版 98) 挖り方から肥前系磁器碗 (1) が出土した。薄手の丸碗であり、大橋IV期 (18世紀前半) の所産と考えられる。また構築面に設定されたトレーンチから、僧形の土人形 (2) が出土した。底面には割型成形を示す「バリ」状の粘土のはみ出しが認められる。

SBb04 (図版 99) SBb04 (新) の構築面 (第1面) に設定したトレーンチから出土しており、掘り方なししSBb04 (古) からの嵩上げに伴う整地土1層からの出土遺物である。したがって、SBb04 (新) の構築年代を反映する遺物と捉えられる。肥前系磁器碗 (3)・皿 (4) を図示した。3は大橋IV期 (17世紀末葉～18世紀前半) の所産と考えられる。4は高台の高い蛇目凹形高台をもつもので、型打ち成形される。見込みは山水風の意匠が描かれており、大橋V期 (1810～1860年代) と考えられる。底部外面には「中口口丹」の墨書きがみられ、底部外面中央には「サ(升々)」の釘書きが施される。本調査区での釘書きは、本例とSDb15出土の2点に限られ、19世紀前半～中葉に限定的に認められる程度である。

SBb05 (図版 99) いずれも磁石掘り方からの出土であり、同造構の当初構築面である第2面に伴う可能性もあるが、同造構の下限が第1面であるため、ここで図示した。肥前系磁器碗蓋 (5・6)、京・信楽系陶器碗 (7)・水差 (8)、備前陶器鉢 (27)などがある。5は大橋IV期 (18世紀前半)、6は大橋IV期 (18世紀中葉～後葉) と考えられる。7は18世紀後半頃の所産か。27は乗岡近世4a・b期。

SBb09 (図版 99) 壁内に磁石掘り方から出土した遺物 (9・10) と、壁面基礎を構成する布掘り状の磁石掘り方から出土した遺物 (11～16) がある。9は交脇で高台を八角形に形成する陶器碗である。10は肥前系磁器の色絵碗で、直立的な体部と細身で高い高台をもつことから、大橋IV期 (18世紀前半) と考えられる。12は京・信楽系陶器碗で、外面に藤手形の上繪付けが施される。15は京・信楽系陶器瓶で、底部外面には丸に「一」の刻印が捺される。また同所には「口口」の墨書きがみられる。13は紅皿形の、14は羽釜形ミニチュア

の軟質施釉陶器である。いずれも赤褐色系の釉薬が施され、外型成形である。

SPb24 (図版 99) 肥前系磁器の端反り碗などが共伴するため、明らかに第1面所属造構であるが、図示した17・18はより古い時期の遺物である。17は織部向付であり、底部外面には環状の脚部が貼付される。18は景徳鎮窯系の青花碗である。

SDb11 (図版 99) 側石内埋土から出土しており、溝の継続時期の一点を示すと考えられる。19は肥前系磁器の端反形碗で、体部外面と見込みに菱形の意匠をあしらう。同様な意匠の碗と蓋は、他の第1面検出造構からも出土している。大橋V期 (1820～1860年代) の所産である。20は肥前系磁器と考えられる小杯 (煎茶碗) である。

SDb15 (図版 99) 21は大橋V期 (1810～1860年代) の肥前系磁器皿で、雨落ち溝付近から出土したことから建物の機能していた時期を反映するものと考えられる。底部外面中央には、「中」の釘書きが施される。

SDb07 (図版 99) 肥前系磁器碗 (22)・陶器碗 (23) があるが、いずれも大橋IV期 (1690～1840年代頃) の所産であり、直接造構の年代を示すものではない。

SDb03 (図版 99) 銅板転写の磁器皿 (24) や軟質施釉陶器紅皿 (25) が出土した。25は先行造構からの混入の可能性もあるが、この種の在地産と思われる軟質陶器の下限年代は明確ではない。

SDb02 (図版 99) 26は土師質飯飯壺である。造構の時期を反映するものではないが、高松城周辺で稀に散見される古代前半まで遡る遺物として注目される。

SDb04 (図版 100・101) 大半は造構廃絶後の側石撤去・埋め戻し時の遺物と考えられるため、一括して提示する。ただし調査時には、造構機能時あるいは構築当初 (第2段階) の側石・掘り方に伴う遺物を分離して取り上げられなかったため、厳密な意味では一括資料とはいえない。

肥前系磁器碗 (28～31・33～38) には、第1面よりも先行する大橋IV期～V期 (1780～1810年代) の

ものが一定量認められるが、体部外面に菱形文を描く端反り碗（33）は、第1面の年代幅に収まるものである。広東碗（34）は1780～1810年代とも考えられるが、高台が低い特徴がある。35は見込みに獣子を型押しし、その上に具須を塗るもので、あるいは皿か。碗蓋には、青磁釉製品の28に対応する36や、端反り碗33に対応する37などがある。38は薄手で、外面に細かな草花文を描いており、大橋V期でも初期の所産と考えられる。32は瀬戸美濃系磁器の瓣反形碗である。

京・信楽系陶器には、端反りで小振りな碗（40・41）がある。41の底部外面には「万口」の墨書きがみられる。42は体部外面に三葵紋を上絵付けするもので、暗灰色の胎土と体部上半よりも薄手な体部下半が特徴的である。理兵衛焼と推測される。

皿には肥前系磁器（43）の他に、見込みにイッチン掛けを施したり（44）、錦絵の草文を描くもの（45）がある。44・45は加飾法は異なるが、薄手の底部と幅広に割り出された高台をもつ点で共通する。このような京・信楽系ないし在地産陶器の皿は、第1面のみに認められるものである。44の底部外面には「セト」の墨書きがみられる。また46～48のような草なし花文を型押しした皿の存在も、第1面で顕著である。46・47は、やや焼きが甘いが備前系陶器風の焼き締め製品であり、48は黄褐色系の釉を掛ける軟質陶器である。灯明皿には備前系陶器（50）もあるが、京・信楽系陶器（49・51～53）が目立つのが特徴であり、これも第2面以下の遺物ではみられない傾向である。土師質土器皿は量的に少ないが、複数の法量が認められる。54・56は、やや厚手で内面中位に回転ナデによる明瞭な段を伴う。

擂鉢は、いずれも備前系陶器で堺・明石産が主体である（60・70）。口縁端部は丸味を帯びるが、縁帯下端は比較的シャープに横方向に突出する。白神皿型式に相当するものである。なお、備前産とみられるミニチュア製品（68）も認められる。土鍋には、行平鍋が顕著にみられるのが特徴である。外面にトピカンナを施し、鉄泥やイッチン掛けのみられる硬質陶器が多いが、赤味の強い精良な胎土をもつ軟質陶器製品もある。後者は在地産と思われる。82・83は、やや硬質な焼き上がりの土師質土器であり、内窓してやや肥厚気味に丸く収まる口縁部をもつ。体部から底部にかけては回転ヘラ削りが施され、薄く仕上げられている。また二次的な被熱痕が認められる。おそらく民俗例で手付き焙烙（手ホーローク・胡麻炒り）と呼称される器種に該当しよう。

84は、土師質土器の窓である。土製加熱具（焜炉・大型の窓など）に付属する五徳とも考えられるが、開口

部を伴い単体で燃料の補給・燃焼が可能であることから、単体で使用可能な加熱具と捉えた。法量的には焜炉と大差なく、行平鍋や手焙烙と組み合わせ可能である。口縁部外面や突起部付近には吹きこぼれ状の付着物が認められる。

85は京・信楽系陶器の瓶ないし壺と考えられる。すばまつた頸基部には紐結びの意匠が造形されており、この部位には青紫色の釉が掛けられる。還元気味で暗灰色を呈する素地をもつことから、あるいは理兵衛焼かもしれない。瀬戸・美濃系陶器水甕（88）は、藤澤編年本業焼9小期に該当する。

SDb17（図版101） 明治期の竹櫛 SD8B21を切る新しい時期の遺構であるが、直接切り合ひ関係にある第6面所属遺構からの混入品とみられる遺物（89～91）が出土している。また92は弥生時代後期前半の甕であり、基盤層（V層以下）からの混入であろう。

SEb02（図版102・103） 93は土製井側内出土の陶器急須である。時期の特定は難しいが、19世紀前半以降の所産とみて大過ないであろう。94は掘り方内出土の肥前系磁器の色絵碗である。見込みに赤・金色による花文が描かれ、形態から大橋IV期ないしV期の前半と考えられ、SE01の構築年代を直接的に示すものか否か微妙なところである。使用された井側として、上から3段目（100）と最上位（101）を図示した。100は逆三角形に肥厚する口縁部をもち、頸部外面には強い回転ナデ調整によって文様帯を作り出され、刺突による格子文が巡る。おそらく桶のタガを表現したものとみられ、土製井側が桶の代替品（材質転換）であることを示唆する。

SEb03（図版102） SEb03の2段目井側（98）と3段目井側（99）を図示した。98は体部上半から連続的に延びて逆三角形に肥厚する口縁部をもつ。頸部外面には、強い回転ナデによる凹線で区画された文様帯を作られ、格子状の刺突文によってタガ状の表現がなされる。内面の指頭圧痕は、垂直ないし僅かに左に傾斜する長いものであり、幅5cm程度の粘土帶を積み上げる「タラ作り」と考えられる。口縁端部上面には山に「小」の刻印が施される。數段重ねる井側のため、内径は底端部が口縁部よりも若干大きい。99は98よりも口縁部の肥厚・拡張が顕著であり、外側の文様帯も上側の区画線が突帯状に作られている。口縁端部上面には5と同一刻印山に「小」が捺される。

SKb21（図版103） 102は土坑内に埋設されていた

土師質土器壺である。逆三角形に肥厚する口縁部と寸胴の体部形態は、土製井側と共に通するが、頸部外面に文様帶を伴わない。また2方向とみられる把手が口縁端部直下に付されている。内面のほぼ全体と口縁部外面の一部に淡黄白色の物質（糞尿痕）が付着しており、便槽として使用されたものと考えられる。103は102内で出土した関西系の土師質焼成であり、難波分類D類にあたる。内傾する短い口縁部は、端部がやや丸く太くなる。外面の口縁部・底部には、回転ヘラ削りが施される。また底部外面には、離れ砂の痕跡と外型成形時の皺が認められる。

SKb22（図版103・104）土坑内埋土より出土した。瀬戸・美濃系磁器碗（104）や京・信楽系陶器碗（106）があるのが特徴的であり、肥前系磁器碗にも端反りの湯呑み碗（105）や端反り碗（107・108）と併出する。肥前系磁器碗・皿は見込みないし外面に二重の菱形文を描くもの（109～111）が主体である。以上の特徴は、Sdb04やSKb13などの他の第1面検出遺構にも共通して認められる。この他、在地産とみられる赤色系の軟質陶器行平鍋（115）の存在も注意される。堺・明石産とみられる備前系攝鉢（116）は、口縁端部上面が丸く膨らんでおり、白神編年Ⅲ式型に該当する。117は土師質土器壺と考えられるもので、頸部外面には強いナデもしくは削りによるアクセント（文様帶）が作られる。口縁部は逆三角形を呈するが、体部も比較的厚手なため、口縁部がさほど顯著には肥厚したようにみえない。

SKb09（図版104）京・信楽系陶器蓋（118）の内面に「高委橋口」の墨書きが記される。

SKb36（図版104）肥前系磁器碗は、端反り形態（120～122）と広東形（123・124）が認められるが、端反り碗は初現的な文様・形態ではない。京・信楽系陶器碗（126～128）は端反り形態であり、体部下半の器壁が分厚くなっている。肥前系磁器皿（129）は、高台の高い蛇ノ目凹形高台をもつ。土師質土器焼成（132）は、頸部直下が直立気味に内湾しており、外反する口縁部は短い。御厨系A II形式である。

SKb03（図版104）瓦が多量に出土したが、少量の陶磁器に理兵衛とみられる陶器碗（135）がある。135は京・信楽系陶器に近似するが、素地が暗灰色を帯びたやや粗質なものである点が指摘できる。また釉もビンホール状のむらがある。外面には淡い藍色で「上がり藤に大」の紋章が上絵付けされている。この紋章は、

高松藩大老久保家の家紋であり、他遺構出土で同様な素地・釉の製品に三葉紋のものも認められる。

SKb13（図版105・106）碗・皿類は肥前系磁器で占められる。碗は量的に少なく、小丸碗の系譜とみられるもの（136）や、湯呑み碗（137）、端反り碗の蓋（138）がある程度である。皿は口径10cm前後、13.5cm前後、29cm前後の3法量認められる。文様をみると、特徴的な菱形文が施されるもの（139・140）は10cm前後の小型品にみられ、松竹梅繁ぎ文を施すもの（142～144）は10cm・13.5cmの小型・中型品にみられる。142～144は、高台が蛇ノ目凹形高台の144と他者に分けられ、また型打ち成形の143・144と他者に分けられ、同一意匠でも複数の技法の混在が認められる。141は見込みに亀と若松を描くものであり、底部外面にハリ支え痕が認められる。京・信楽系德利（146）は、当該調査区ではあまり認められない器種である。148は外面に型押しによる草文を伴う土師質土器焼成（涼炉）である。底部外面と体部内面には、器面を搔き取るような粗いカキ目が施される。

SKb42（図版106）埋甕に使用された大谷燒甕（149）を図示した。器体は4段に分割されて成形されたことが窺え、土師質土器甕と共通した形態をもつ。内面には底部と口縁部を中心に黄白色物質の付着が認められる。便槽としての使用が考えられる。

SKb44（図版106）埋甕に使用されていた大谷燒甕（150）である。149と同様、分割成形の痕跡が明瞭で、口縁部などの内面には黄白色物質の付着が認められる。151は弥生土器高杯であり、下川津B類の胎土をもつ。若干摩滅しており、第7面の形成時に流されてきたものと推測される。

SKb01・02（図版107～118）隣接する遺構であり、香川県監獄署に伴う製陶関連遺物が多量に出土したため、一括して図示した。両遺構から出土した焼成品・製作道具・窯道具・窯窓材の大まかな傾向としては、SKb01では①匣鉢などの本焼きに用わる道具、②登り窯の窯窓材（通焰孔・トンバリ・クレ・タタミレンガ）が目立ち、製品にも磁器が多い。これに対してSKb02では①・②の存在が希薄であり、③桶窓に用いるとみられる道具（間仕切り材・矢）が認められ、また④製品としては土師質土器や軟質施釉陶器が多い。しかし、桶窓関連道具・窯窓材や軟質施釉陶器はSKb01でも少量は認められることから、両遺構出土遺物の差異は、同時期での廃棄単位の違いを反映するものと思われる。

れる。なおSB01の最下層からは、第3節で報告するように「明治二十六年」銘の木札(3000)が出土しており、明治26年以降の所産であることがわかる。下限としては、出土外型に「カンゴク」とヘラ書きされるものがある(247)ため、高松監獄の移転年代である明治31年までと捉えられる。

焼成遺物 152~231・310~312は、監獄内で生産されたと推測できる遺物である。焼物の種別では、磁器(152~187)・陶器(188)・軟質陶器(188~202)・土師質土器(203~231)・タイル(310~312)が認められる。以下、焼物・器種別に記述する。

152~187は、SB01出土の磁器である。煎茶碗・蓋付碗・酒杯・鉢・急須・徳利・把手付碗(コーヒーカップ)などがある。これらには、本焼き以前の素焼き品や、釉薬が蒸発した焼成欠品品、また窯道具との融着資料がかなり認められる。素地(胎土)は、破断面に黒が目立つ、やや粗質なものであり、色調がやや灰色の強い灰白色と、黄褐色を呈するものがある。このような色調の差異は、焼成時の窯内雰囲気の結果と考えられるが、いずれにしても良質な陶石ではないことが窺える。素焼き品の表面に、きめ細かな白色土が掛けられているのは、このような素地の質と関連するものであろう。こうした白色の化粧土は、焼成の良好な本焼き製品では明瞭に見出すことは難しいが、焼成のやや不良な個体では確認することができる。

煎茶碗(152~164)は、端反り形で薄身の高台を伴う。高台疊付以外の全面に白色の化粧土が施される。形態・法量とともにかなりのまとまりをもつが、詳細にみると体部下半から高台部にかけての器壁の厚さにバリエーションが認められる。大きくは形態①:体部下半の器壁が厚く、高台内の削り込みが極端に深い(器壁薄い)か、浅い(器壁厚い)一群、形態②:体部下半の器壁が薄く、高台内の削り込みに極端な浅深が認められず、全体として均整のとれた薄い器壁を作出する一群、の2者に分かれ。さらに形態③:①・②の中間的な一群も一定量存在する。これらの区分は漸移的であり、図示した資料では形態①が153~156・159・160・162~164、形態②が157・158、形態③が152・161に各々該当する。

絵付けは、吳須の発色が悪い。釉薬の蒸発した個体では、吳須はくすんだ藍色を呈するものが多い。逆に釉薬の掛かる個体では、淡くにじんだように薄い藍色に発色している。このため、絵付けの個体差を一律に比較することは難しいが、吳須の発色は焼成状況に左右されるため度外視して、手慣れた(熟練した)筆使いいかどうかを観察した(絵付け①:手慣れた筆使い、絵付け②:稚拙な筆使い)。ただしこの区分は、かなり

主觀が反映されるため、有効な区分とするにはなお検討が必要であろう。一応行った区分は、絵付け①が152・154・157~164、絵付け②が153・155である。形態との対応関係をみると、手慣れた絵付けと端正な形態とは対応しているわけではないことがわかる。なお、煎茶碗には手慣れた絵付けが目立つようみえるが、これはこの器種が小振りな法量のため、絵付けにも一定程度の熟練が求められるためと考えられる。

文様(絵付け)意匠には、山水風の風景(152・153)・田子の浦と富士山(154)・薄と雁(155)・梅樹(156・157)・菊花(158)・牡丹(159)・桜(160)・草(161)・蘭(162・163)・漢詩(159)・和歌(154・160)・青海波などの幾何学文(161・164)がある。いずれも外面に描かれることが専らであり、見込みに描かれるものは162・163などごく僅かである。

蓋付碗(165~167)は、直線的に外傾する口縁・体部をもつ。規格は單一法量である。やはり器面には白色の化粧土が施されるが、碗の高台疊付や蓋のツマミ部上端には化粧掛けされない。文様は主に外面に描かれ、蓋・身とともに口縁部内面にも描かれる。文様は梅樹(165・167)・蘭(166)・桜・梅・笹・竹・山水などがある。166には見込みに「馨」が書かれるが、他の多くには見込みに文様・文字は施されない。

酒杯(168~170)は、体部の丸く内湾する形態のもの(168・169)と、口縁・体部が直線的で体部外面下半に螺旋状の沈線を伴うもの(CD写真図参照:5023~5028)の2者に大別できる。前者は見込みに文様が描かれることが多く、後者は見込みに満巻き状のロクロ目を意図的に作る。高台疊付を除いて、全面に白色の化粧土が掛けられる。またごく少量だが、170のように分厚い器壁をもち、施文・施釉した製品がある。

鉢(171~173)は、やや法量に違いがみられるが、高台径は近似していることから、本来單一法量であったものが焼け歪みによってばらつきが生じたと考えられる。ロクロ成形後に、おそらく型打ちによって平面方形の器體を作出している。やはり高台疊付以外に化粧掛けを施している。文様は内外面ともに描かれるが、吳須のもの(171)と錫絵によるもの(172・173)がある。171のように細かな線描きを主体とする蝶を描くもののや、172の梅樹のように花の部分に白泥を重ねるものなど、丁寧かつ熟達した絵付けのものもある。しかし多くは、線の太さや濃淡が一定せず、ぎこちない線描きによる竹文を施す173のような個体である。

急須(174~177)は、素地が白色で均質なものであり、器面に化粧土を掛けっていない。良質な陶石が選択されている可能性があろう。口縁部内面の蓋受け付近

と底部外面は露胎である。文様意匠としては、煎茶碗や鉢と共に通したものが認められる。急須蓋は長く延びる身受けのカエリがある。179はツマミ部が穿孔されて蒸気抜きになっている。

徳利(180～186)は、なで肩で体部径に対してやや口縁部径の大きな器体をもつ。底部は基底底氣味に削り出される。器壁は薄手で、内面にはロクロ目が顯著に認められる。ただしそのうちでも、より薄手な182・184とやや厚手な180・181・183・185・186の2者がある。特に頸基部の断面を比較すると両者の差異は明瞭である。高台疊付以外に化粧土を掛けるのが通有であるが、182は化粧せずに梅花の部分にのみ化粧土を乗せている。

187は蓋とみられるが、セットとなるべき器種が明確でない。口縁部内面は露胎である。

188は硬質の陶器碗である。外面にはロクロ目が極めて顯著に認められ、酸化焼成されよく焼け縮まっている。内面と体部上半には、軟質陶器に近似した茶褐色系の釉薬が掛けられている。高台疊付にはトチン(センペイ)が融着する。

189～202は、SXb01-02出土の軟質施釉陶器である。火入・植木鉢・鉢・行平鍋・土瓶・急須・蒸し器・羽釜などがある。出土資料には、施釉以前の素焼き製品が一定量認められる。胎土には、石英・長石・黄白色粒を多く含む粗質なもの(火入・植木鉢・鉢に使用される)と、砂粒をほとんど含まない精良なもの(行平鍋・土瓶・急須・蒸し器・羽釜)の2者がいる。前者は土師質土器で主体をなす胎土と同様なものである。

火入なしし香炉(189)は、筒形に立ち上がる直線的な体部をもち、高台は貼り付けである。外面には黄褐色系の釉薬が掛けられ、内面は露胎である。植木鉢

(190)は、内窓氣味に外傾する体部をもち、獸脚状の脚部を3方向接合する。外面に茶褐色系の釉薬が施されるが、施釉以前の素地に部分的に塗り土(ベンガラもしくは鬼版)を施す。鉢(191)は、外傾する体部と強く内弯する口縁部をもつ。

行平鍋蓋(192～194)は、器高の高い笠形を呈しており、輪状ツマミが削り出される。外面には圓線が巡らされるが、回転を利用してヘラ状工具により施文される192と、櫛状工具による施文の193・194の2者が認められ、後者が圧倒的に多い。192は素焼き品であり、193・194には赤褐色系の釉薬が掛けられる。行平鍋(195)は、体部から底部にかけて外面を丁寧に回転ヘラ削り調整しており、器壁が薄く仕上げられている。195は素焼き品のため器皿調整が観察できるが、削り調整後、削りの粗面を潰すように磨き状のナデが施される。貼付される把手は、断面六角形を呈する。

蒸し器なし香炉蓋(196)は、施釉された側を上面として示した。組み合わされる形態は不明である。

土瓶蓋(197)は、下面を糸切りする落とし蓋状の形態をもつ。土瓶(198・201)は体部上半(肩部)がよく張り、上げ底状の底部をもつ。肩部には沈線が巡らされる。貼付された把手は型作りである。体部から底部にかけて回転ヘラ削り調整が施され、行平同様に薄作りである。外面には赤褐色系の釉薬が施されるが、201は肩部に丸い窓点状に白化粧土が乗せられる。199・200は急須蓋と考えられる。202は羽釜である。口縁部から跨部にかけての外面は施釉される。

203～231は、SXb02出土の土師質土器である。焙烙・焜炉・鍋蓋などがある。胎土は軟質施釉陶器の粗質品と共通しており、同時期の他の土器生産地(御殿・岡本)との識別は容易である。これらには、軟質陶器の釉薬が付着したものもある。

焙烙(203～215)は、御殿系焙烙に近似した形態のものであるが、上記した胎土の特徴は御殿系焙烙とは異なる。また粗質な胎土のためか、御殿系焙烙よりも厚手な器壁である。さらに共存する御殿系(座)焙烙は、外型成形のA II形式である(316～318)。より詳細に焙烙をみると、大半は紐作りであるが、ごく少量外型成形・回転台調整の韌體が存在する(203・208・215)。外型成形の203・208・215は、他の紐作り製品よりも薄作りである。また外型成形の剥離材は、砂ではなくキラコ(雲母粉)である。外型成形の御殿系焙烙と異なる点をまとめると、①紐作りの形態で外型成形を行うことと、②剥離材がキラコであること、の2点が指摘できる。なお212外面には、赤褐色系の釉薬が付着する。

焜炉(216)は、他者よりも砂粒が目立つようにもみえ、意図的に砂粒を多く混入した粘土が用いられている可能性もある。内面調整は回転ナデであり、ロクロ上での製作が窺える。ただし、外面の文様(斜線)は器面を削いで施されていることから、外型成形ではないと思われる。燐口部にはヘラ書きが認められるが、字義は不明である。

鍋蓋(217～231)は、いずれも真鍋蓋である。外反する口頭部、やや寸胴の体部と平底をもつ。口縁部は頸部から延びてそのまま収まる217のような形態もあるが、多くは玉縁状に肥厚するもので占められる。器面調整は、体部外縫が縦方向の板ナデないしハケ目、体部内縫が横方向(わずかに右下がり)の板ナデないしハケ目であり、体部調整後に口頭部内縫に回転ナデ、口頭部外縫に回転を利用しない横ナデ調整が施される。また、体部外縫下端から底部外縫にかけては、横方向のハケ目ないし板ナデが施される。なお、これらの調

整に先行する痕跡としては、①頸部外面に2方向認められるバリ状の粘土のはみ出し（以下、「バリ」と略す：219・221）、②底部外面に認められるバリ（224・226～228・230・231）、の2者がある。口頸部のバリは底部のバリの直上に位置しており、両者が密接な関連をもつことが窺える（228など）。現存する蛸壺生産地（香川県綾歌郡宇多津町鍋谷、山口県府市堀越）での製品をみると、同様のバリを見出すことができるが、ここではロクロ上に据えられた割型による成形が行われており、割型の隙間に粘土がはみ出した成形時の痕跡と捉えることが可能である。口頸部内面に回転ナデが認められることと、後述するように割型が出土している（232～235）ことから、ここでの蛸壺も同様な製作工程によっていると考えられる。焼成は土師質であるが、219・227・228はかなり硬質で一部陶器質に焼け締まっており、ことに227は焼成中に破損して大きく歪んでいる。

310～312は、SXb01出土のタイル（陶板）状製品である。一辺約40cm前後の方形の板状をなし、形態的には土塚瓦に似るが、厚さが4cm前後にまで達しており、1個体としての重量はかなり重たい。また土師質焼成であり、胎土の粗さと相俟って品質は脆い觀がある。後述する匣鉢II群に近い胎土である。表面（図示した下側）は、軟質陶器同様に施釉される。類例の検索を十分に行っていないが、用途としては①建物の床ないし壁まわりを構成するタイル状の部材、あるいは②近代建築（非木造）の屋根部材（瓦）などの可能性が考えられる。裏面にはヘラ書きがみられ、310には「七月十五日／安藤_(n)口」、311には「七月廿三日／安芸菊松」、312には「七月二十二日／城木」とヘラ書きされている。「日付+人名」という書式であり、中には墨書きによるものも認められる。かなりの頻度でヘラ書きないし墨書きが認められることから、製作工程の管理（検品や数量把握など）の意味があったものとみられる。

製作道具 232～260は、製作道具と考えられるものである。232～235は蛸壺の外型である。胎土は生産された土師質土器と同様である。器壁は分厚く、外面に縦ハケ調整が施される。内面には幅2cm程度の粘土紐の接合痕が明瞭であり、口頸部内面以外は無調整である。おそらく原型（本型）に直接粘土紐を巻き付けて成形されたのであろう。口頸部内面は、やや丸味をもった受け口状に作られるが、この器面のカーブは蛸壺の口縁部形態（218～231）と一致する。さらに底部内面は中央部が盛り上がった上げ底状を呈するが、これも蛸壺の底部形態と一致する。なお、外型は成形・調整後にヘラ状工具によって縦方向に2分割する切り込みが入れられるが、内面に接した切り込み付近

は破断面をなすため、最終的に分割されるのは焼成後と考えられる。実際に233は、切り込みのみで最終的な分割が行われていない。その理由は明確でないが、あらかじめ分割すると焼成時の歪みが生じて割型の機能を果たさなくなるためかもしれない。234・235は、セット関係（分割以前に同一個体だった）をなす事例である。

236～251は土製品（干支など）や容器の一部に伴う型である。236・237は原型で、236は犬（戌）、237は注口である。いずれも白色の精良な粘土が使用されており、外型の分割線がヘラ書きで示される。238は脚部別作りであり、体毛が彫刻刀状の工具で彫り込まれている。

238は注口の外型である。同一ではないが、237のような原型から起こされたものである。外面には指頭圧痕ないし強いナデ調整が顕著に認められ、ヘラ状工具で縦方向に分割されている。胎土には、褐色に発色するが比較的砂粒の少ない精良なものが用いられている。239は蛇の外型である。外面は指頭痕が顯著で、側面を削り調整している。とぐろを巻いた蛇の鱗の状況から、やはり236のような細部を彫り込んだ原型から起こされたと考えられる。240は牛（丑）の外型である。外面の成形・調整痕は239同様である。241は龍の外型である。口に珠をくわえている。胎土は原型と同様の白色の緻密な粘土である。外面全体に削りが施され、「口」のヘラ書きが認められる。242は梅花（？）の外型である。かなり小さなものであり、別の器体に貼付される部品と考えられる。243は漏状ないし雲形の細線を伴う外型であり、やはり何らかの器体に貼付されるものを製作したと考えられる。244は交尾する蛙の外型である。245は獅子頭の外型であり、これも他の器体に貼り付けるためのバーツ用であろう。246は土瓶把手の外型と考えられる。把手上面にあたる箇所に突線が8条認められ、198・201の把手とほぼ一致する形態をもつ。外面には「ヅナ」とヘラ書きされる。247は弧状に弯曲する先端部をもつ器体の外型である。右側面には「カラス／グチ／タ」、左側面には「カン／ゴク」とヘラ書きされる。「カラスグチ」の具体的な意味については不明瞭である。胎土には、原型同様の白色の緻密な粘土が用いられている。248は把手の外型と考えられ、原型も出土している。249は瓶の外型である。内面の文様は、実物の瓶を転写したものようである。250は鹿頭部の外型である。外面に「シカ」の墨書きが認められる。図示しなかったが、体部の外型も出土しており、ここにも「シカ」と墨書きされる。251は火鉢ないし花瓶状の容器の外型である。

252～257は、温台（シッタ）と考えられる道具で

ある。252・253は「八」の字形を呈する筒形品であり、上端部は若干摩滅している。254は直立する筒形を呈する。255は瓢箪形を呈しており、丸い底部を有している。外面はヘラ磨き調整される。以上は、褐色系の外型と同様の胎土をもつ。256・257も丸底を伴うが、胎土は原型同様のものが用いられる。255～257については、盤台以外の可能性もある。

258～260は、皿形の用途不明品である。胎土が褐色系の外型と同様であること、また本焼製品が認められないことから、製品ではなく製作に関連する道具と考えられる。

窯道具 261～289は焼成に関連する窯道具である。261～267は匣鉢である。匣鉢は胎土が2種類認められる。一つはやや粘りがあり陶器質に硬く焼け締まるもの(匣鉢Ⅰ群)であり、もう一つは砂粒を多量に含んで土師質焼成を呈する脆弱なもの(匣鉢Ⅱ群)である。匣鉢はかなり多量に出土しているが、匣鉢Ⅰ群の存在は僅少であり、ほとんどがⅡ群である。またⅠ群は丸形の匣鉢のみであり、法量的にもバリエーションに乏しいが、Ⅱ群は丸形と角形(長方形)があり、丸形に複数の法量が認められる点が異なる。さらに組み合わせて使用される輪状のトチン(ワドチ)も、Ⅰ群では粘性があり褐白色に発色するものであるのに対して、Ⅱ群では粘性に乏しく黒褐色に発色する(鉄分の多い)ものが使用されるという違いがある。両者を比較すると、胎土・焼成・形態の諸点でⅠ群が近世的な匣鉢といえよう。後述するように詰め具(268)に転用された匣鉢片は全てⅠ群であることは、操業の当初段階でⅠ群が用いられたことを示唆するのかもしれない。

261はⅠ群の匣鉢で、口縁部上面と底部外面に褐白色系のワドチ片が付着している。口縁端部の器面が著しく剥落していること、また底部外面に遺存したワドチ片とは異なった範囲にワドチの圧痕が認められるところから、複数回使用されたことが推測できる。262～265・267はⅡ群の匣鉢である。丸形品(262～264)には口径9～10cmのものが多く、その中で器高の高いものの(262)と、低いもの(263・264)の2者が存在する。後者には厚手で器高4.5cm前後の263と、薄手で器高4.0cm前後の264がある。262の底部外面には、ワドチが付着する。角形の匣鉢は、長さ39cm・幅24cm前後の法量であり、正方形は認められない。器高15cmのやや深手の265と、器高11cm前後の浅手の267の2者がある。265には、Ⅰ群匣鉢と共に丸を3個重ねた刻印(陰刻)が施される。267は、ワドチを介して底部同士が融着したものである。上側の匣鉢内面には、センペイが8枚並べられており、センペイ上には

磁器德利の底部圧痕が認められる。ところで磁器德利は器高20cm台のため、267には収まりきらない。267下側の匣鉢との融着状況や、同規格の匣鉢底部に慈利口縁部が融着した5006(CD写真編参照)などを考慮すると、慈利は同規格の匣鉢を合わせ口にして入れられたと推測され、専用の匣鉢による窯詰めは認められない。

268は匣鉢蓋である。匣鉢Ⅱ群と同様な胎土が用いられた、厚手で重量のあるものである。下面には長方形匣鉢との間にかませた粘土紐状のトチンが付着しており、またその付着範囲とほぼ一致して焼成時の色調の変化が認められる。その状況から、匣鉢の長軸方向に直交させて匣鉢蓋を2枚置くことが想定できる。蓋上面には円形のⅡ群匣鉢が2個並べられており、その中に酒杯なし煎茶碗の高台片ならびに圧痕が認められる。

268は、方形に割れた長方形匣鉢の破片の対角に、輪状の粘土紐を貼付したものである。粘土紐にはⅡ群匣鉢の胎土が付着しており(図版114～268の細点で表現した範囲)、また長方形匣鉢の口縁部付近の圧痕が認められる。匣鉢の間にかませる窯詰めの道具であろう。

269～288はトチン・焼台類である。269・270は粘土紐を環状にまわしたワドチである。主に匣鉢同士や蓋との重ね部に使用されたと考えられる。269は黒褐色に発色するややへたり易い粘土であり、直接匣鉢に接していたとみられる。270は褐白色の粘り気のある粘土で、匣鉢との接触部には白化粧土状の泥が付着している。271は扁平で幅広の環状を呈しており、上面には化粧土状の泥が付着する。272～274は薄い円板状品であり、瀬戸で「センペイ」と呼称されるものである。側面が比較的明瞭な面をなし、ほぼ正円形を呈することから型抜きであると考えられる。片面には製品の高台部の圧痕が認められ、266・267での使用状況から匣鉢と製品との間にかませる道具とみられる。275は断面が扁平な台形を呈する円板状品であり、匣鉢Ⅱ群と同様の胎土をもつ。京焼で「円ハマ(羽間)」と呼称されるものに近い形態である。276はセンペイに似るが、片面にコビキ痕が明瞭であることや、中央部に小孔が穿たれることが特徴的である。以上の窯道具は、強い被熱状況や他地域での類例などから、連房式登窯での使用が想定できる。

277～279は正円形の環状品に3つのビン状の脚部を貼付するものであり、京焼で「メ(目)」と呼称されるものである。褐白色系に発色し、やや砂粒の目立つ胎土が用いられている。280・281は筒形の道具であり、280は砂粒の多い粗質な胎土(土師質土器焼炉などに

似る)をもち、側面には透かしがある。281は溝台か。282は杯形品の中央部を穿孔し、側面に3箇所折りを入れるものであり、王冠形を呈する。283~285は皿形品の中央を穿孔するものである。外面には平面円形の被熱・変色部が認められ、284では軟質陶器の釉薬の付着も認められる。この変色・釉薬付着部の径は、土瓶の口径に近い。軟質陶器を重ね焼きする際に製品同士の間にかませる道具であろう。土瓶を正置した状態の窯詰めでは、図示した天地とは逆の状態で使用されるが、中には窯床面に敷かれたとみられる砂が下端部(脚端部)に付着しているものがあり、図示した天地方向で使用される場合もあったと考えられる。286・287は三叉トチンに近似しており、3方向に延びる棒状部の先端にビン状の突起がある。288は糸巻状の形態であり、器高が5cmとこのタイプの道具としてはかなり小型品である。以上277~288は、桶窯(素焼窯)ないし連房式登窯の素焼室での使用が考えられる。

289は鉢形品で、製品の可能性も否定できない。しかし胎土が灰白色系を呈し通常の製品とは異なること、また二次的な被熱により器面上に著しい亀裂が認められること、さらには本焼製品に類似が認められないことから、一応窯道具と捉えておく。

築窯材 290・291は窯体天井部の構築材で、京焼では「クレ」と呼称されるものである。長さ10~15cm前後の円柱形の3方向に、斜めの刻みを入れて隅丸三角形の断面形態をなす。290は片側の先端部(図示した下側)に窯壁となる粘土が塗り込められており、窯壁面とクレ先端面とは斜交している。また側面には、クレと同質の砂粒を多量に含んだ粘土が付着している。この付着粘土は、291では並列するクレ同士の隙間に充填されたものと考えられる。隣接するクレ同士も平行しておらず、やや斜交するようである。また291の窯壁面には、木槌による叩き痕が明瞭である。以上の状況から、クレは内壁にカーブを伴う窯体上半部~天井部に使用されたものと推測され、これは京焼の現存窯での使用状況と合致する。なお窯体側壁・基底部や通窓口などにはトンカリが用いられている。

292はクレ同様に側面に刻みを入れる棒状品であるが、断面が隅丸方形であること、長さが20cm以上と長いこと、さらに窯壁を塗り込んだ事例がないことから、290・291とは異なる用途が想定できる。京焼では棚板支柱に類似例が見出せるが、SKb01-02には棚板と断定できる遺物が見あたらないため、検討の余地を残す。293は管状品であり、一方の側面に粘土(窯壁か)が付着している。図示したもの以外にも粘土の付着したものはみられ、また途中で折れ曲がったものに付く。292と同様、荷重のかかる棚板支柱の可能性、あ

るいは桶窯の間仕切り(火格子)支柱の可能性を考えられる。

294は色見穴と思われる円孔を伴うレンガ状の部材である。二次的な被熱痕跡の明確度でないところが、他の窯壁・クレ・トンカリとは異なる。円孔部の器面には、横方向の擦痕や器面の剥落が認められ、栓をした使用痕と思われる。295は色見穴栓である。円錐形の器体の底面側に直方体の把手を貼付している。器体の先端側は二次的被熱による変色がみられ、底面側には煤が付着する。以上の築窯材は、293に検討の余地があるが他は連房式登窯に伴うとみて大過ないであろう。

296は先端が台形を呈する方柱状の土製品である。4面のうちの1面(296左側の平面図)が特に強く被熱・還元化しており、その面の先端部に軟質陶器の釉薬と、296と同様の粗質な粘土が付着している。桶窯で間仕切り下側に横に渡される支柱(京焼や伏見人形窯での「矢」)にあたるものか。297~303は、扁平で長い板状品、先端は台形を呈する。先端部が短い297・304・305と、かなり長い298~303がある。296と異なるのは、厚味に欠ける点である。297・301には片面に軟質陶器の釉薬が付着しており、304には焼成品の底部が焼けムラとなって認められる。軟質陶器で304の焼けムラと同様の底径(7.5cm前後)を測るのは、土瓶・行平鍋である。297~305は、その上側に間仕切り材が乗るのではなく、これらそのものが直接製品が乗る間仕切り材と考えられる。幅狭の間仕切り材は、京焼では輪状の支柱(「九輪」)を伴う桶窯で見出すことが可能である。九輪の痕跡は、300下面(右側平面)の焼けムラが該当する可能性はあるが、断定はできない。306~308は、円板を分割した形態のものである。上下両面とも平坦な306・308と、上面に三角柱状の粘土紐を貼り付ける307の2者がある。307上面には、軟質陶器の釉薬や窯道具(三叉トチン状)・窯壁(?)が付着している。同下面頂角側には、上面から連続して軟質陶器の釉薬が半円形に付着している。また外周側には、放射状に還元と酸化の焼けムラが交互に認められる。酸化の焼けムラは、既述した頂角側の釉薬付着部に連続しており、その先端部は明瞭に折れ曲がって狭くなる。この焼けムラの形態は、矢と考えられる296の形態と一致しており、放射状の焼けムラ(酸化部分)には矢が接していた可能性が高い。307外周部の復元径は44cm前後であるが、桶窯内壁径としてはやや小さく、本来の径から歪んでいるとみられる。308は、上面は外周部付近が強還元して器面が一部溶融しており、下面は側縁に沿ってやや酸化気流の焼けムラが連続している。全体に下面側に渦曲する焼け歪みが認められる。このような焼けムラ・焼け歪みは、

伏見人形の丹臺窯（木立 1997）の間仕切り材で確認できる。外周の復元径は 60cm 前後である。以上、297～308 は桶窯の構築材と考えられるが、軟質陶器の雜葉の付着がしばしば認められるように、素燒窯としてだけではなく軟質陶器の本焼にも使用されたと捉えられる点に注目しておきたい。

309 は桶窯の内壁片とみられる。スサを多量に含んだ粘土を素材としており、裏側の破断面が平坦面状をなすのは本来の素材粘土（生粘土：瀬戸でいう「クレ」）の形態を反映するかもしれない。内壁表面は薄く還元化している。内壁は垂直方向に直立するが、上端が屈曲して外開きになる窓壁片もある。補修に伴う明瞭な塗り重ね痕は認められない。

その他 313～319 は、SXb01・02 出土で監獄の焼物生産に直接関連しないと思われる土器・陶磁器である。313 はレンガであり、破風「高」の刻印が捺されている。通常のレンガよりも砂粒の多い粗質な胎土（タイルや匣鉢 II 群と共通する）をもつため、監獄で生産された可能性も否定はできないが、レンガの出土量は極めて少なく、施品印は 1 点のみである。

314 は土師質土器焼炉（涼炉）である。外面には粘土絆の接合痕と型押しによる草文が認められ、外型成形であることがわかる。外面に丸に「彦」の刻印が施されており、御殿村彦四郎の製作によるものと考えられる。伝世品の「彦」原印とは異なる字体である。315 は瓦質土器焼炉（涼炉）である。316～318 は、御殿系（底）B 形式焰壺である。外型成形で、外面には粗れ砂と粗面が認められる。319 は環平焼の皿である。この他、型紙刷りの肥前系磁器碗もある。

2. 第 2 面出土土器・陶磁器

SBb14（図版 119） 肥前系磁器碗（320～322）が出土した。320 は大横縞年 III 期、321・322 は同 IV 期と考えられ、直接的に建物の年代を示すものではない。おそらく II 層からの混入であろう。

SKb62（図版 119） 火災後の括廃棄資料とみられる。基本的には SKb63・SXb06 出土遺物と共通した内容をもつ。肥前系磁器碗には、くらわんか手の厚い器壁をもつ丸碗（332）と、小広東碗（333）・筒形碗（334）があり、端反り碗は認められない。瀬戸・美濃系陶器碗は、底部に鉄泥を塗った碗（335）と、刷毛目碗（336）がある。備前系陶器灯明皿（338・340）は灯明油受けが短く、口縁端部よりも下方で収まる。軟質陶器行平鍋の蓋（341）は、やや硬質な土師質焼成の素地に淡緑色の釉を薄く掛けしており、ツマミ部径がやや大きくなっている。

マミ端部の割りも丁寧である。破断面も含めて全体が二次的に被熱することから、被災遺物と思われ、混入品ではない。したがって、この種の蓋としては最も適る事例となろう。

SKb60（図版 119） 土師質土器焰壺（342）は、頸部直下がさほど内湾せずに底部から連続的に延びており、内耳の円孔も大きく貫通している。御殿系 A I ～ 2 型式に該当し、第 2 面でも比較的古い時期の遺物と考えられる。

SKb63（図版 120～123） 土坑内の埋土の状況から、火災後の括廃棄と捉えられる資料で、完形ないし大型の破片が多く認められる。生産地別に組成の傾向をみると、碗皿類では肥前系磁器が多いが、これに次いで京・信楽系陶器が目立つ。一方、瀬戸・美濃系は陶器がごく少量存在するのみであり、磁器は認められない。陶器鍋は在地産とされる産地不明陶器、灯明皿は備前系が主体である。土瓶・急須は在地産とみられる軟質陶器が多い。焰壺や火鉢・煙炉・甕などは在地産土器でほぼ占められる。この他、僅少な存在であるが理兵衛が認められる。

肥前系磁器碗には、粗製の丸碗（344～351）や薄手の丸碗（352）・半球形碗（353）・小広東碗（354）・広東碗（355・356）・腰張り形の碗（357～359）・広東形の高台をもつ端反り碗（362・363）などがある。粗製の丸碗はかなりの量が認められ、完形品も目立つ。広東碗（356）は内湾して立ち上がる高台をもち、疊付は細く尖り気味に収まる。また、高台外面にも施文される。362・363 は、深手で湯呑み形に近い器体をもつが、口縁部が端反りであることや、広東形の高台をもつことが特徴的であり、類例を求めることが困難である。蓋には青磁釉を掛ける丸碗の蓋（364・365）や朝顔形碗の蓋（366）があり、広東碗の蓋（367・368）・腰張り形碗の蓋（369）もある。

京・信楽系陶器碗は丸碗が主体であり、端反り形は認められない。外面に筆文の上絵を描くもの（370・371）や、錦絵を描くもの（372）がある。平碗（377）は全体に端正な作巧であり、見込みに錦絵による梅樹文が描かれる。理兵衛碗（376）は、京・信楽系陶器に近似した胎土・釉をもつが、高台が薄い特徴があり、高台内に破風「高」刻印を伴う。瀬戸・美濃系陶器碗（378）は、笹文状の錦絵を描く丸碗である。

肥前系磁器皿には、型打ち成形の輪花皿（381～383）が認められる。383 は高台の高い蛇ノ目凹形高台をもち、最も新しい要素をもつといえる。

384 は淡緑色の釉を掛け、幅広の貼り付け高台を伴

う軟質陶器皿である。おそらく在地産であろう。備前系陶器灯明皿は、内面に灯油受け部を伴う形態(390～394)と、通常の皿形の形態(396～399)の2者が存在する。法量は口径10cm前後・12cm前後・13cm前後があり、前2者が受け部を伴う形態で、後1者が皿形のものである。いずれも底部外面は回転ヘラ削り調整されるが、底部外面中央に先行する糸切り痕を残すものがある(394)。瀬戸・美濃系陶器灯明皿(400)は、極めて稀な存在である。

土師質土器皿には、褐色系の胎土で底体部の屈曲が非常に明瞭で、やや尖り気味に丸く収める口縁端部をもつもの(403～406)が主体的な存在である。小口径の401は、この一群に該当する可能性もあり、同じ系統での法量分化と捉えられるかもしれない。402は底部中央に焼成後の穿孔が認められる。また395は、やや明るく精良な褐色系の胎土で、回転ヘラ削りによって薄手に仕上げられている。この系統は少数ではあるが、第3面ならびに第2層でも確認できる。

焼塙壺は、渡辺誠氏分類のB類蓋(407)・B類身(408・409)がみられる。407は上面に「□□□」刻印が、408は体部外面に「泉州磨生/サカイ/御塙所」刻印が認められる。積山洋氏による大坂編年では、12期に該当すると考えられるものである。

軟質陶器香炉蓋(411)は、ロクロ成形後に口縁部付近を2方向抉り取り、分銅形の平面形態とする。素地は砂粒を比較的多く含むや粗質な土器質であり、褐色を帯びた銀色の釉が分厚く掛けられる。類例に乏しいが、在地産の可能性があろう。

陶器土瓶・急須の蓋(415～418)は、やや硬質な鉄釉を施したもの(415)と、黄白色系の軟質焼成品(416～418)が認められる。後者は在地産の可能性があろう。415には「名_(e)代」墨書きがみられ、416・418も墨書きされるが文字不明である。419・420は417・418とセットになると考えられる土瓶である。

陶器鍋(424～427)は、灰褐色の灰釉を掛けるものである。口縁端部は断面四角形に肥厚して收まり、底部外面に底部端よりもやや下側に突出する三脚が貼付される。在地産の可能性がある。

関西系の土師質焙烙(428・429)は、難波氏分類D類である。在地産の土師質焙烙(430～432)は、御殿系A I - 3・4型式である。頸部直下の体部上半は内寄気味に直立する。また430は、内耳の幅がかなり狭くなっている。円孔部が貫通していない。

土師質焙烙は二重構造の製品であり、433は内部構造の部位である。外面は粗雑なナデもしくはオサエ痕が認められ、内面は丁寧に横ナデ調整される。内面には断面三角形の突帯が巡っており、その付近には煤が

付着している。おそらくサナを乗せる施設であろう。434は焜炉の外枠部である。粘土板接合による成形であり、粘土板接合部にあたる隅部内面には縦方向の粗いナデ調整が行われ、その後に横ナデ調整される。外面上は幅広だが丁寧なヘラ磨きが施されるため、器面上に光沢がある。上面の開口部(釜口)には煤が付着する。

435は、肩部に環状の把手(三耳か)を貼付する陶器壺である。内外面に長石ちらし状の噴出物が認められる。440は土師質土器裏である。口縁部は特に内側に強く突出して、断面逆三角形を呈する。肥厚した口縁部直下が明瞭に屈曲して頸部に至ることが、第1面出土例(102)とは異なる特徴である。

SKB66(図版124～133) 炭化物粒や燒土塊を多量に含んだ土坑内埋土から出土した遺物群である。ただし伴出した遺物の被熱痕は、主体となる年代(18世紀後葉～19世紀初頭)の磁器には明確でない。17世紀後半の磁器に認められる釉薬の発泡、瓦類にみられる酸化(赤色化)などに被熱現象を指摘できる。したがって全てが同じ条件(場所)で被災したのではないといえるが、まとまって遺存していた出土状況を踏まえると、長期間の廃棄の集積ではなく火災後の一括廃棄と捉えて大過ないであろう。生産地別に組成の傾向をみると、SKB63出土遺物とほぼ似た傾向であるといえる。

肥前系磁器の小杯類には、丸碗形(441～443・445)と、端反形(444)がある。碗形には浅手の441と、やや深手の442・445、深手の443がある。文様には芭文が多いが、445は細かな唐草文である。

肥前系磁器の碗類には、半球形碗(446)・薄手の丸碗(447～449)・厚手の丸碗(450・451)・青磁釉の朝顔形碗(452)・青磁釉の厚手の丸碗(453)・腰張碗(454～458)・八の字高台の腰張碗(459・460)・小広東碗(461～463)・広東碗(464～466)・端反碗(467)・バチ高台をもつ深手の丸碗(468)がある。これに伴う蓋には、朝顔形碗の蓋(469)・腰張碗の蓋(470～474)などがある。いずれも完形ないしそれに近い状態に復元できるものが多い。半球形碗・筒形碗が少なく、端反碗は典型的な事例は認められない。広東碗は見込みに鷺を描くような定型化した文様構成をとらず、小広東碗や腰張碗と共に意匠を伴う。唯一の端反碗である467は、通常の端反碗よりも浅手の器體をもち、広東碗と同様の高い高台をもつのが特徴である。高台内に「清」の銘がある。1760～1780年代の所産であり、通常の端反碗とは異なった範疇に捉えられる。474は金彩の色絵蓋である。以上は大橋編年V期前半(1780～1810年代)を中心として、IV期後半(1740～1780年代)も一定量含む。IV期前半(1690

～1740年代)も存在するがかなり少ない。

なお、475～481は、大橋編年Ⅲ期(1650～1690年代)の肥前系磁器碗である。本造構と直接切り合い関係にあるSKb178は、Ⅱ期(1640～1650年代)の所産であるため、SKb178からの混入を想定することは難しい。このため、SKb06の時期(第2面の廢絶時期)まで伝世・使用されていたと考えられる。

京・信楽系陶器碗には、半球形碗(482～500)と小杉茶碗(501～504)・端反碗(505)がある。半球形碗には色絵製品が多く、鉄絵製品は少量認められる。

(500)。小杉茶碗は、根の表現がかろうじてみられる鉄絵製品がある(503)。またこれらは形態に関係なく、高台内に墨書を施したもののがみられる。墨書内容は、「奥」(484・485・490・492・495)が目立ち、「客」(483・490)・「大」(482・498)・「喜」(491)・「佐」(494)・「嘉一」(496)・「美」(497)・「いし」(503)・「江文」(505)などの文字の他、二重線で菱形を描いた493がある。

507～510は京・信楽系陶器碗であるが、器壁が薄く、やや還元気味の灰色系の胎土をもつ。507は体部下半の腰部の器壁が薄く、外面に高松藩大老久保家の家紋「上がり藤に大」を上絵付けしている。腰部が薄作りなのは、第1面SD05出土例(42)・出土層位不明例(1064・1065)のような、葵紋を上絵付けした京・信楽系陶器と同じであり、理兵衛焼と考えられる。508～510についても、同様の可能性が考えられよう。

瀬戸・美濃系陶器碗(511～514)には、腰絞碗(511)・刷毛目碗(512)・柳茶碗(513)・拳骨茶碗(514)がある。太白手の広東碗などは認められない。瀬戸・美濃系の存在自体、さほど多くはないが、刷毛目碗と柳茶碗については一定量認められる。

肥前系磁器皿(515～534)は、碗と同じく大橋編年IV期～V期前半の一群(515～526)と、Ⅲ期の一群(527～534)が存在する。ただし後者は少量である。前者には、型打成形や低い蛇ノ目凹高台が認められ、518・520・522は複数個体が完形に近い状態で出土している。

535は肥前系磁器(白磁)鉢で、大橋編年Ⅲ期に位置付けられる。複数個体出土している。内面は波形に型打されており、直線的に外傾する口縁部をもつ。器面は発泡して付着物が取り込まれているため、二次的な被熱と考えられる。

536は京・信楽系陶器皿である。幅広の高台と、短く直立する口縁部をもつ。見込みに錦絵の松葉が描かれている。

537は、軟質施釉陶器皿である。見込みに菖蒲文が描かれるが、花の部分は型打で白色に塗られる。茎・

葉の部分は緑・紫の絵具で描かれる。胎土は黄白色を呈し、きめ細かだが空隙が認められ、やや粘性に欠けるように見受けられる。

備前系陶器灯明皿(538～544)は、受け部を伴う一群と受けのない一群の2者がある。口径7.5～8.0cm前後・10cm前後・13cm前後の3法量があり、最大法量は受け部を伴わない一群に認められる。底部外面中央に糸切り痕を残すものが、かなりの頻度で認められる。また器面には塗り土が施される。なお、京・信楽系陶器の灯明皿は存在しない。

土師質土器皿(545～554)は、全て底部回転糸切りの製品である。形態・胎土から、いくつかのグループに区分可能である。545・546は、厚手で円盤状の底部をもち、そこから大きく外傾して延びる口縁部をもつ。底部はやや突出気味である。胎土は橙色系できめ細かである。547～549は、内弯気味に立ち上がる短い口縁部をもつ。胎土は褐色～橙色を呈する。550は、やや長く内弯気味に立ち上がる口縁部をもつ。口縁部内面に、回転ナデによる弱い段(ロクロ目)が形成される。胎土はきめ細かく橙色系。551は、中位で屈曲して大きく外反する口縁部をもつ。552・553は、底部外面を回転ヘラ削りによって基筒底状に作るもので、口縁端部は直立気味になる。器壁が非常に薄く、胎土も精良という点で共通するが、552は黄白色と橙色の素地が練り込まれ、綾状に発色する。また553の見込みには、分銅形の墨書が認められる。554は、底部外面を回転ヘラ削りしており、552・553ほどではないが薄い器壁をもつ。以上の法量は、口径7cm前後・9cm前後・11～12cm前後の3者で、比較的備前系灯明皿の法量分化に近いといえよう。また同時期のSKb63出土の土師質土器皿とは、明らかに別の系譜と捉えられる。

軟質施釉陶器の皿ないし折敷(555～557)は、既述の皿537と同様の黄白色の胎土をもつ。555は、角形で四隅に脚部(把手か)を伴うもので、蓋の可能性もある。556は、底部外面の二辺に断面方形の棒状の台を貼付する。あるいは555と組み合せ関係にあるか。555・556は施釉されておらず、素焼き状態で使用されたのかもしれない。557は、内面と外面周縁に施釉するものであり、前2者よりもやや粗い胎土をもつ。見込みは、端が唐草(藤手)状に巻く沈線で縁取られている。

猪口(558～561)・仏飯器(564)・蓋付鉢(566)は、全て肥前系磁器である。563は肥前系白磁の餌猪口である。陶器鉢(567)は、高台基部外面に斜め方向の織が連続して認められることから、貼り付け高台の可能性もある。見込みは蛇ノ目釉剥ぎされる。在地産陶器か。568は蓮華状に起伏する口縁部と、型押し成形に

による草文と文様帶（雷帶か）を伴う外面が特徴的である。外面は無釉である。胎土・釉薬から京・信楽系と考えられる。

火入れには、肥前系磁器（570）と京・信楽系陶器（570～574）と產地不明陶器（575）がある。570は、低い蛇の目凹形高台をもつ青磁釉製品である。571は灰色系の硬質な胎土をもち、外面に「X」形の錫繪がある。572は、淡い錫繪で軟質な胎土をもつ。573は、金彩などの色繪で草花が描かれる。574は、低いが細く明瞭な高台を伴い、黄褐色の釉薬を施す。575は眞瞳に内側に屈曲させた口縁部と、5条以上施した外面の沈線が特徴である。

瓶では肥前系磁器（576）が主体であり、瀬戸・美濃系や京・信楽系は認められない。備前系陶器（577）は隣接する第6面SKb178からの混入か。陶器香炉（578）は、獅子頭付きの脚部を貼付しており、鉄軸が掛けられる。

瀬戸・美濃系陶器鉢（581～584）は、口縁部を肥厚させる捏鉢（581～583）と、口縁部を内側に窪ませる水盤（584）がある。585は、備前系陶器鉢である。587は、土師質土器捏鉢である。内面には横方向の板ナデが施され、肥厚した口縁部に片口が作出される。底部には焼成後の穿孔が施されており、植木鉢として転用されたと考えられる。

陶器擂鉢は、備前系陶器（588～592）が圧倒的に多い。中でも堺・明石産が主体で、備前産は18世紀代の伝世的使用例がごく僅かに認められるに過ぎない。堺・明石産は、白神氏編年のI型式（588・589）がかなり大型の破片として認められ、体部下半や底部の鉤し目が著しく摩滅している。II型式擂鉢（590～592）は、I型式でみられた口縁部内面の突帯が段状に退化し、口縁部外下端が大きく下方に垂下している。590は体部下半が摩滅しているが、他者は使用痕はさほど顯著ではない。この他、水平方向に拡張する口縁部をもち鉄軸を施す587も認められる。

陶器急須（593～595）は、きめ細かだがやや粘性に乏しくみえる胎土をもつ、軟質焼成品である。法量的に土瓶よりも小振りであり、また体部中位に最大径がある扁球形の形態をもつ。口縁部形態には、土瓶と同様に内傾して上面に平坦面をもつ593と、直立する口縁部の内側に蓋受けを伴う594の2者がある。595把手は、基部がやや広い円筒形を呈する。

陶器土瓶（596～601）は、体部下半に最大径がある扁球形（599）と、体部中位～下半の最大径部分が明瞭な稜をなす算盤玉形（600・601）がある。599には鉄軸、600には灰釉にイチッキン掛けが施される。601は唐草状の草花文を陽刻（型押し）し、緑・黄色で塗り分

けられる。源内ないしその系統の製品か。

陶器行平鍋（602～605）は、第1面出土遺物（Sdb04など）と比較すると、かなり少數にとどまっていると評価できる。いずれも黄褐色ないし赤色に発色した軟質施釉品である。口縁部形態は、内窓気味に外反した口縁部の上端が内側にツマミ出される603・604、緩やかなカーブを描いて外反する605がある。把手は円筒形であり、第1面のような剣型成形の中空品はない。607は行平鍋の蓋か。軟質陶器で内外面に楕の葉を描く（実物に絵具を付けてプレスしたか）。

陶器鍋は、灰釉製品（608）と鉄釉製品（609）の2者があるが、後者が圧倒的に多い。脚部は底部よりも下方に突出する。610は、鉄軸を掛けた燶鍋である。

土師質土器焜爐（613）は、平面角形（方形）を呈する。外面は隔壁付近が縱方向のヘラ磨き、各辺中央付近が横方向にヘラ磨きされ、光沢がある。611・612は、焜爐のサナである。

土師質土器焜爐には、関西系の難波D類（614・615）、難波A類（616）と、在地・御厨系のA I - 3・4型式焜爐（617～623）がある。関西系の存在は少量である。616は明らかに古い時期の所産で、第6面からの混入か。御厨系焜爐は、頸部直下（体部上端）が直立気味に内窓しており、口縁部の外反が頗著で端部は頸部よりも下方に位置する傾向にある。内面調整は工具木目が目立たない板ナデであり、体部外面は無調整で指頭圧痕が遺存する。内耳は幅狭で、円孔がかろうじて貫通する617・620・623もあるが、貫通しない619・621のような個体もある。いずれも鉤が掛けられるような実用的機能とは程遠く、両者の差異は漸移的である。なお法量は、関西系の方が30cm台と小さく、御厨系が40cm台主体で農村部出土例と大差ない。

土師質土器風炉（625）は、552同様の交販である。

7区第1・2面（図版133）取り上げ状況から、第1・2面の棲別が困難な資料を図示した。637は京・信楽系陶器花生。外面に三巴文と唐草文が上絵付けされる。灰色系の硬質な胎土で、あるいは理兵衛焼か。640は坪原焼皿である。641は軟質陶器の風炉か。646は関西系・難波D類焜爐で、貫通しない孔を伴う退化した把手（外耳）がある。

3. 整地土Ⅱ層出土土器・陶磁器

8A区II層瓦罐より（図版134～142）生産地別の傾向をみると、肥前系磁器が3割、肥前系陶器が1割強、備前陶器が1割弱と目立ち、この他に少量の京・信楽系陶器、瀬戸・美濃系陶器、堺・明石系陶器、在